

第9期鹿児島市 高齢者保健福祉・ 介護保険事業計画

令和6(2024)年度～令和8(2026)年度



マグマシティPRキャラクター
火山の妖精



マルニオン



メガニオン



リキニオン



ペビニオン





はじめに

わが国では、少子高齢化が急速に進行する中、令和7年には団塊の世代が75歳以上となり、令和22年には高齢者人口がピークを迎える見通しとなっており、高齢者を取り巻く医療や介護などの分野において、これまで以上に多様なニーズが増加する一方、それを支える生産年齢人口が急減することが見込まれています。

このような中、国においては、地域の実情に応じて地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を目指すとともに、令和6年1月に「認知症基本法」を施行し、国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会の実現を推進することとしております。

本市におきましても、「第8期鹿児島市高齢者保健福祉・介護保険事業計画」のもと、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施や地域包括支援センターの体制強化、チームオレンジの設置など、各種施策を着実に推進してまいりました。

今回策定した第9期計画は、令和6年度から8年度までの3年間を計画期間として、認知症対策のさらなる充実をはじめ、介護人材確保の促進や、高齢者福祉施設の防災対策を支援する取組などを盛り込んでおります。

今後、人生100年時代を見据え、この計画を着実に推進し、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるまちづくりを進めてまいりますので、皆様方のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

結びに、計画の策定にあたり、熱心にご審議いただきました鹿児島市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定・管理委員会の皆様をはじめ、アンケート調査へのご協力やパブリックコメント手続を通じて貴重なご意見を賜りました市民並びに関係の皆様にご心より感謝申し上げます。

令和6年3月

鹿児島市長 下 鶴 隆 央

目 次

第1編 計画策定の趣旨等	
第1章 計画策定の趣旨	2
第2章 計画の位置づけ	3
第3章 計画期間	3
第4章 計画の策定・管理体制と情報の公表	4
第5章 SDGs との関連	6
第2編 本市高齢者を取り巻く現状	
第1章 高齢者等の現状	8
第2章 高齢者の日常生活と社会参加の状況等	12
第3章 認知症に対する認識の状況	16
第4章 高齢者の介護の状況	18
第5章 高齢者のいる世帯の住居の状況	25
第6章 高齢者の就業状況	26
参 考 高齢者等実態調査の概要	28
第3編 日常生活圏域	
第1章 日常生活圏域の設定の考え方	30
第2章 日常生活圏域ごとの現状	33
第4編 施策の体系	
第1章 基本的な目標	38
第2章 重点課題とそれに対する取組	38
第5編 施策の展開	
第1章 生きがいづくり・社会参画の促進	42
1 生きがいづくりの推進	42
2 高齢者の社会参画の促進	43
第2章 高齢者の安心・快適な暮らしの確保	45
1 在宅福祉サービスの充実	45
2 安全で住みよい環境づくりの推進	46
3 災害・感染症対策の充実	48
第3章 認知症対策・権利擁護の推進	50
1 認知症の人やその家族への支援の充実	50
2 高齢者の権利擁護の推進	52

第4章	介護予防・地域支援体制の充実	54
1	介護予防・健康づくりの推進	54
2	地域包括ケアシステムの深化・推進	57
3	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進	62
第5章	介護サービスの充実	64
1	介護保険対象サービスの提供	64
2	介護サービスの質的向上	66
3	サービス提供のための体制づくり	68
第6編	サービスの見込量及び目標量	
第1章	高齢者人口等の推計	72
第2章	介護保険サービスの見込量	74
第3章	地域支援事業の見込量	76
第4章	介護保険における保険給付費及び地域支援事業費の見込み	78
第5章	保健サービスの見込量及び目標量	80
第6章	老人福祉施設の見込量及び目標量	82
事業一覧		84
主な用語の解説		109
資料編		
・	関係法令	116
・	鹿児島市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定・ 管理委員会設置要綱	119
・	鹿児島市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定検討・ 推進委員会設置要綱	121
・	第9期鹿児島市高齢者保健福祉・介護保険事業計画の策定経過	123
・	介護保険サービス等の見込量及び給付費、保険料の推計	124

第1編 計画策定の趣旨等

第1編 計画策定の趣旨等

第1章 計画策定の趣旨

わが国では、少子高齢化が進行し、総人口が減少を続ける一方で、高齢者の人口は大幅に増加しており、鹿児島市においても、令和4年10月1日時点で高齢化率が29%を超えています。

また、令和7（2025）年には団塊の世代が75歳以上、令和22（2040）年には団塊ジュニア世代が65歳以上となり、今後においても高齢化はさらに進行していく見込みです。

このような状況を見据え、高齢者が住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、地域の実情に応じて、医療、介護、介護予防、住まい及び日常生活の支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの深化・推進を図り、自分らしく健やかに暮らせる安心安全なまちづくりを推進していく必要があります。

こうしたことから本市では、高齢者に関する保健、福祉施策と介護保険施策を密接な連携のもと、総合的、体系的に実施していくため、高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画を一体的に策定します。

※ 団塊の世代：昭和22（1947）年から昭和24（1949）年生まれ

※ 団塊ジュニア世代：昭和46（1971）年から昭和49（1974）年生まれ

第2章 計画の位置づけ

1 計画の法的位置づけ

高齢者保健福祉計画は、老人福祉法第20条の8に基づく老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保に関する計画として策定します。

介護保険事業計画は、介護保険法第117条に基づく本市の介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画として策定します。

2 上位計画・関連計画との関係

本計画は、将来における本市のあるべき姿と進むべき方向について、基本的な指針を定めた最上位計画である「鹿児島市総合計画」及び福祉分野の個別計画の上位計画である「鹿児島市地域福祉計画」との整合性を図った上で策定します。また、高齢者福祉施策に関連する他の計画との調和を保ちながら本計画の策定を行います。

第3章 計画期間

本計画は、3年ごとに見直しを行うこととし、令和6年度から令和8年度までの3か年を第9期計画の期間とします。



第4章 計画の策定・管理体制と情報の公表

1 計画の策定体制

(1) 委員会の設置

本計画の策定にあたっては、保健、福祉、介護など各部門が連携し、総合的に課題への対応を検討するため、庁内に「鹿児島市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定検討・推進委員会」（以下「検討・推進委員会」という。）を設置し、計画の策定に向けて検討します。

また、学識経験者、保健・医療・福祉関係等団体代表及び公募による市民の代表で構成する「鹿児島市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定・管理委員会」（以下「策定・管理委員会」という。）を設置します。

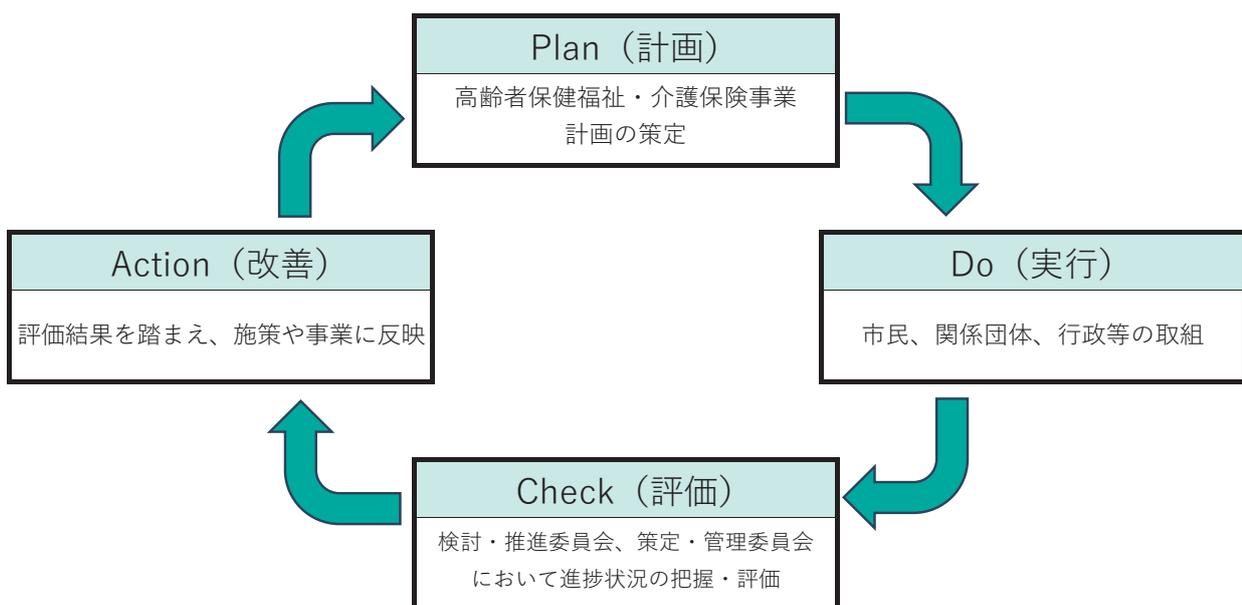
(2) 市民の意見反映

本市の実情に応じた計画策定に向けて、一般高齢者や要支援・要介護認定者を対象に高齢者等実態調査（以下、「実態調査」という。）を実施します。

また、パブリックコメント手続きを実施し、市民からの意見の把握に努めます。

2 計画の進行管理体制

計画の進行管理については、検討・推進委員会において年度ごとに進捗状況を把握し、その結果を策定・管理委員会へ報告し、助言を受けることとします。



3 計画の進捗状況把握

本計画の進捗状況を把握するため、第六次鹿児島市総合計画における基本施策「高齢化対策の推進」で掲げる目標指標を点検項目として設定します。

目標指標	第8期計画期間（現況値）			第9期計画期間（目標値）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
愛のふれあい会食の年間延べ利用者数	58,213人	29,511人	97,811人	108,500人	119,200人	130,000人
ひとり暮らし高齢者世帯への安心通報システムの設置台数（年度末時点）	1,463台	1,470台	1,467台	1,540台	1,570台	1,600台
認知症サポーター養成数（累計）	52,697人	54,454人	57,347人	64,400人	69,600人	74,800人
通いの場への参加者数	10,759人	10,274人	13,200人	13,600人	14,000人	14,100人
ケアプラン適正化指導により、ケアプランの質の向上等が図られた割合（改善等件数／指導件数）	82.0%	89.0%	83.0%	83.0%	83.0%	83.0%

※ 令和5年度は見込値

4 計画に関する情報の公表

地域において、高齢者のニーズに応じたきめ細かなサービスを提供し、その生活を支えていくためには、介護保険をはじめとした保健・福祉などの公的サービスだけでなく、市民、町内会などの地域団体、ボランティア団体、NPOなどの市民活動団体などが協働して、地域の高齢者を支えていく必要があります。このため、より多くの市民に関心を持っていただけるよう、あらゆる機会を通じて計画に関する情報を積極的に公表します。

第5章 SDGsとの関連

2015年の国連サミットで採択された「SDGs：Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」は、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けた2030年までの国際目標で、17のゴールと169のターゲットが掲げられています。

本計画においても、SDGsのゴールの達成に向け、本市の高齢者福祉を推進していきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



本計画と特に関連があるゴール

<p>2 飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p>	<p>3 すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>
<p>4 質の高い教育をみんなに すべての人への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する</p>	<p>8 働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する</p>
<p>10 人や国の不平等をなくそう 各国内及び各国間の不平等を是正する</p>	<p>11 住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>
<p>12 つくる責任つかう責任 持続可能な生産消費形態を確保する</p>	<p>16 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p>
<p>17 パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>	

第2編 本市高齢者を取り巻く現状



第2編 本市高齢者を取り巻く現状

第1章 高齢者等の現状

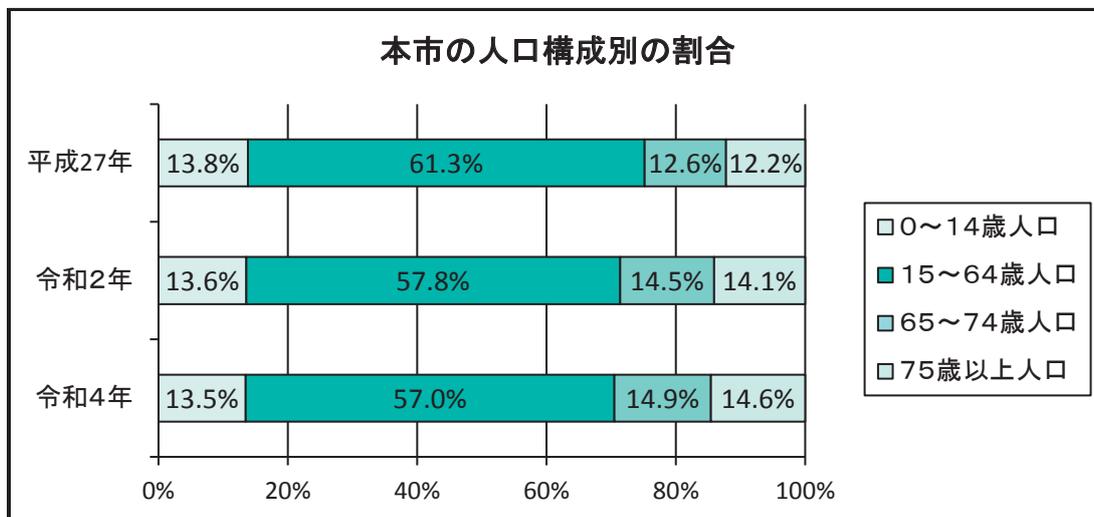
1 人口構成の状況

本市の総人口は、平成26年以降は減少を続け、令和4年には589,676人となっています。

人口構成別の割合をみると、15歳未満の人口は、平成27年の13.8%から令和4年の13.5%（0.3ポイント減）へ、生産年齢人口（15～64歳人口）は、平成27年の61.3%から令和4年の57.0%（4.3ポイント減）へと減少しています。

一方、高齢者人口（65歳以上人口）は、平成27年の24.8%から令和4年の29.5%（4.7ポイント増）に増加しており、そのうち要介護の状態になりやすい75歳以上人口では、平成27年の12.2%から令和4年の14.6%（2.4ポイント増）へと増加しています。

また、本市の令和4年度の高齢化率29.5%は、県の33.5%は下回っているものの、国の29.0%を上回り、高齢化が急速に進行しています。



- (注) 1 平成27年、令和2年は国勢調査、令和4年は県統計課「鹿児島県の推計人口」
2 割合は年齢不詳を含まない値
3 小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100%とはならない

本市の高齢者等の状況と国・県との比較

本市の高齢者等の状況		平成27年	令和2年	令和4年
総人口(人)		599,814	593,128	589,676
65歳以上(人)		145,300	158,804	162,782
65～74歳(人)		73,645	80,515	81,996
75歳以上(人)		71,655	78,289	80,786
高齢化率(%)	市	24.7	28.3	29.5
	県	29.3	32.5	33.5
	国	26.6	28.6	29.0

- (注) 1 平成27年、令和2年は国勢調査（高齢化率は不詳補完値による。）
 2 令和4年は県統計課「鹿児島県の推計人口」及び総務省統計局「人口推計」
 3 令和4年の市の高齢化率は人口構成別割合（年齢不詳を含まない。）

2 要支援・要介護認定者の状況

要支援・要介護認定者数は、平成30年33,518人、令和2年34,247人、令和5年35,335人となっており、年々増加しています。

また、令和5年の要介護度別の分布は、要介護1が最も多く、次いで要支援1、要介護2となっています。

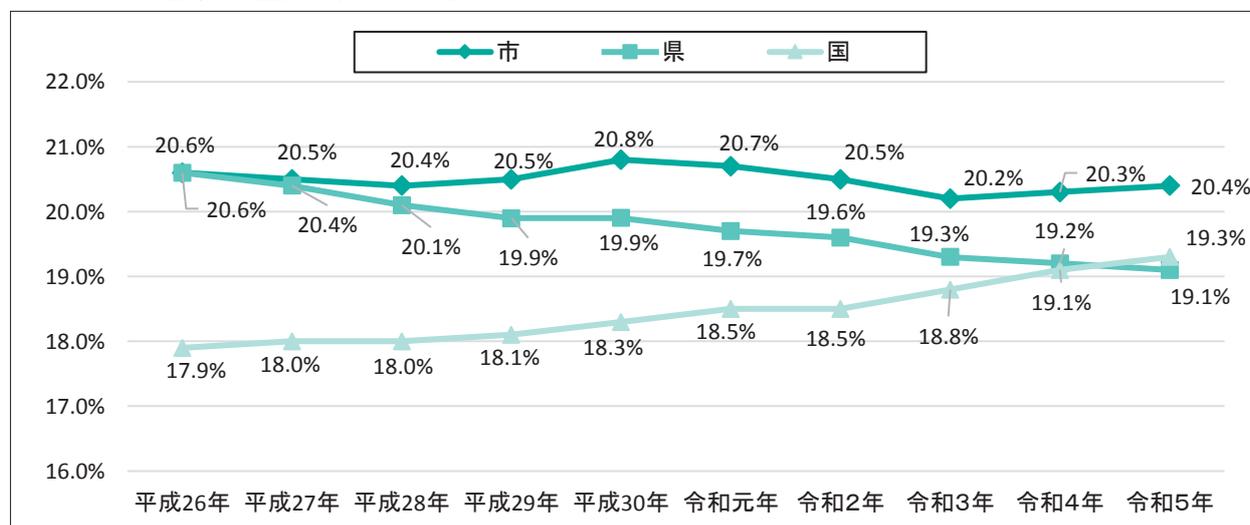
次に、65歳以上の高齢者に対する要支援・要介護認定者の割合である認定率をみると、ここ数年、20%程度で推移しており、国及び県と比較すると、高くなっています。

要支援・要介護認定者数

区分	平成30年		令和2年		令和5年	
要支援1	5,470人	16.3%	5,601人	16.4%	5,947人	16.8%
要支援2	5,227人	15.6%	5,025人	14.7%	4,744人	13.4%
小計 A (要支援)	10,697人	31.9%	10,626人	31.1%	10,691人	30.2%
要介護1	7,370人	22.0%	7,680人	22.4%	8,022人	22.7%
要介護2	4,353人	13.0%	4,392人	12.8%	4,755人	13.5%
要介護3	3,917人	11.7%	3,939人	11.5%	3,982人	11.3%
要介護4	3,703人	11.0%	4,110人	12.0%	4,391人	12.4%
要介護5	3,478人	10.4%	3,500人	10.2%	3,494人	9.9%
小計 B (要介護)	22,821人	68.1%	23,621人	68.9%	24,644人	69.8%
合計(A+B)	33,518人	100.0%	34,247人	100.0%	35,335人	100.0%

- (注) 1 各年9月末現在
 2 要支援・要介護認定者数には第2号被保険者数を含む

本市の認定率と国・県との比較



- (注) 1 厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報（各年9月）
 2 認定率：要支援・要介護認定者数／第1号被保険者数

3 認知症高齢者の状況

本市の要支援・要介護認定者における認知症高齢者は、令和元年度は21,080人でしたが、令和4年度には21,882人と年々増加しています。また、国において、令和7年には65歳以上の5人に1人が認知症高齢者であると見込んでおり、今後も増加することが予測されます。

本市の認知症高齢者の推移

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
認知症高齢者数(人)	21,080	21,561	21,816	21,882
65歳以上人口(人)	159,917	158,804	161,306	162,782

- (注) 1 認知症高齢者数は、介護保険の要支援・要介護認定者における認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ（日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる状態）以上の数
 2 65歳以上人口は、令和2年は国勢調査、その他の年は県統計課「鹿児島県の推計人口」

4 高齢者のいる世帯の状況

本市の高齢者のいる世帯は、令和2年において一般世帯数の36.6%を占めており、そのうち、高齢単身世帯、高齢夫婦世帯の割合は、それぞれ34.8%、33.9%と、国より高くなっています。

また、本市の一般世帯数は平成27年の269,643世帯から令和2年の279,011世帯へと9,368世帯増加しており、特に高齢者のいる世帯は、95,005世帯から101,996世帯へと6,991世帯増加し、大幅な増加となっています。

本市の高齢者のいる世帯の状況と国・県との比較

区 分		平成27年		令和2年	
		世帯数	構成比 (%)	世帯数	構成比 (%)
市	一般世帯数	269,643	100.0	279,011	100.0
	高齢者のいる世帯数	95,005	35.2	101,996	36.6
	高齢単身世帯	32,371	34.1	35,464	34.8
	高齢夫婦世帯	30,616	32.2	34,589	33.9
	その他世帯	32,018	33.7	31,943	31.3
国	一般世帯数	53,331,797	100.0	55,704,949	100.0
	高齢者のいる世帯数	21,713,308	40.7	22,655,031	40.7
	高齢単身世帯	5,927,686	27.3	6,716,806	29.6
	高齢夫婦世帯	6,079,126	28.0	6,533,895	28.9
	その他世帯	9,706,496	44.7	9,404,330	41.5
県	一般世帯数	722,372	100.0	725,855	100.0
	高齢者のいる世帯数	311,133	42.9	324,685	44.7
	高齢単身世帯	110,741	35.6	119,020	36.7
	高齢夫婦世帯	100,929	32.4	108,442	33.4
	その他世帯	99,463	32.0	97,223	29.9

- (注) 1 各年とも国勢調査
 2 一般世帯数とは、施設等世帯数を含まない世帯のことをいう
 3 高齢単身世帯とは、65歳以上の者1人のみの一般世帯をいう
 4 高齢夫婦世帯とは、夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦1組の一般世帯をいう

第2章 高齢者の日常生活と社会参加の状況等

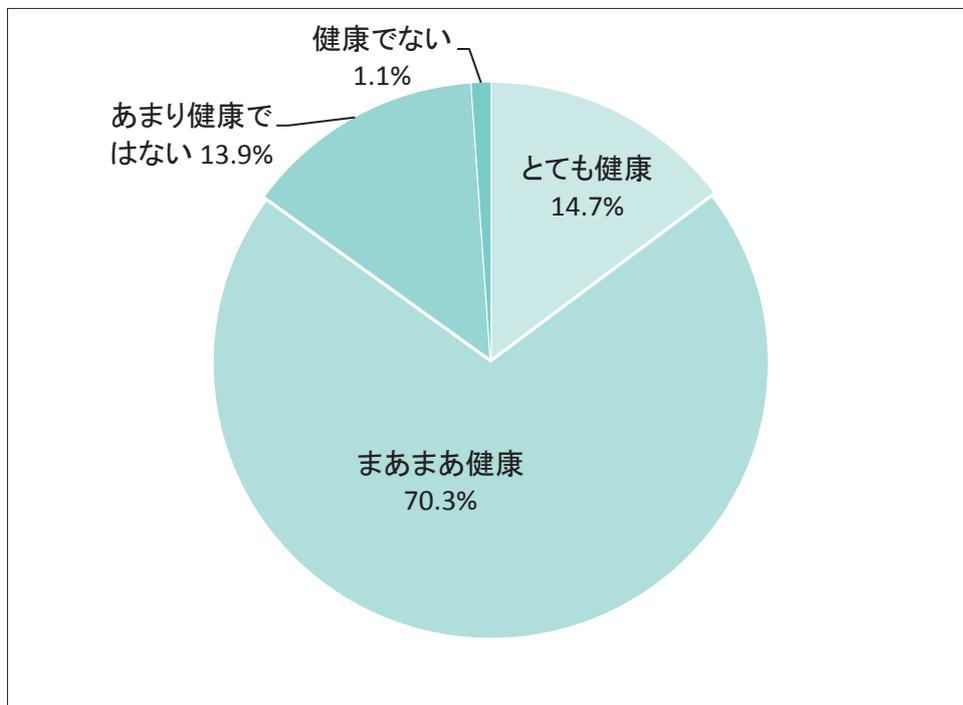
1 日常生活の状況

実態調査の結果では、一般高齢者の日常生活の状況について、健康状態として最も多いのが「まあまあ健康」で70.3%となっており、次いで「とても健康」が14.7%、「あまり健康ではない」が13.9%などとなっています。

外出の頻度としては、「週2～4回」が43.2%で最も多く、次いで「週5回以上」が41.8%などとなっており、バスや電車を使って1人での外出の可否については、「している」が83.3%となっていることから、健康状態が良好な高齢者が多く、外出頻度は高いことがわかります。

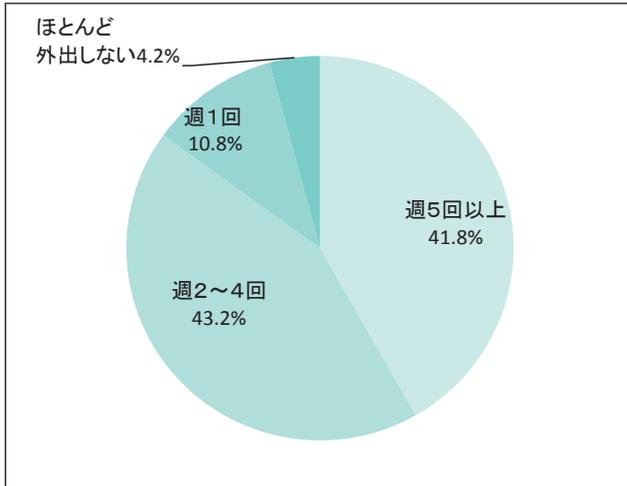
また、自分での食事の用意の可否については、「している」が74.3%となっており、どなたかと食事をともにする機会の有無については、「毎日ある」が最も多く、58.7%となっています。

健康状態

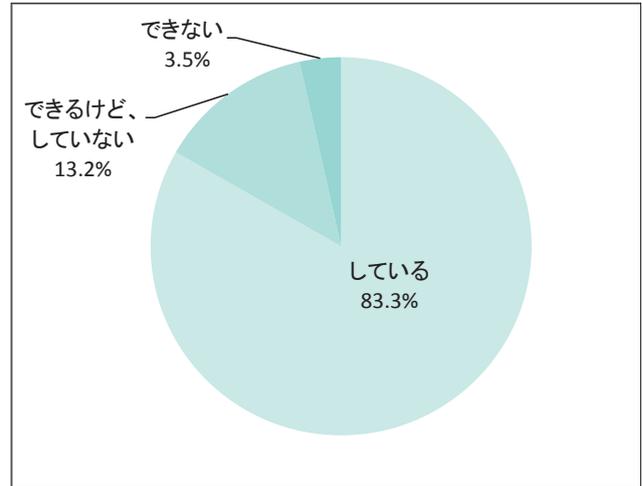


(注) 実態調査（無回答を除く）

外出の頻度

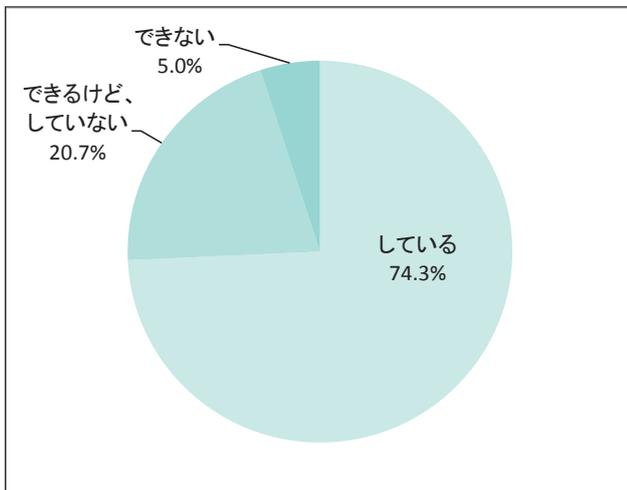


バスや電車で1人での外出の可否（自家用車でも可）

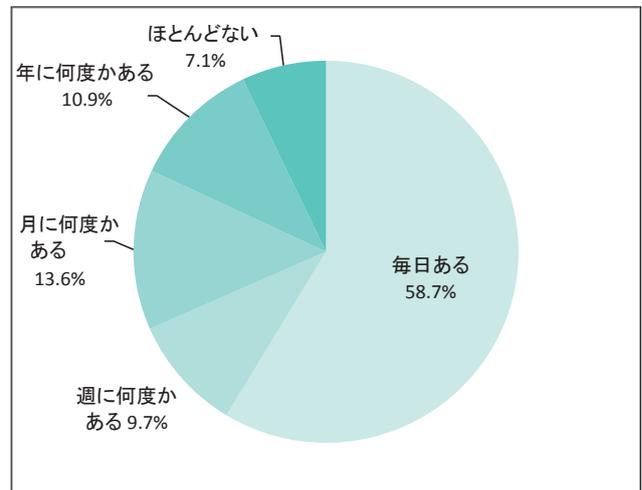


(注) 実態調査（無回答を除く）

自分での食事の用意の可否



どなたかと食事をとる機会



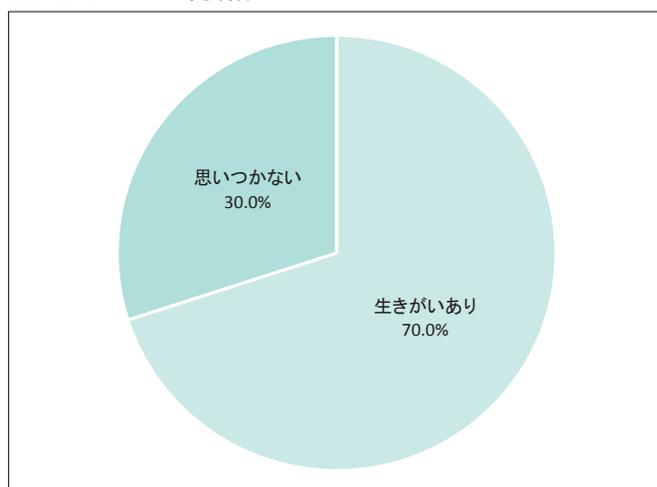
(注) 実態調査（無回答を除く）

2 社会参加の状況等

実態調査の結果では、一般高齢者の社会参加の状況等について、生きがいの有無については、「生きがいあり」が70%を占めており、生きがいを感じるタイミングとしては、最も多いのが「子どもや孫など家族との団らんのとき」で47.6%となっており、次いで「趣味やスポーツ・レクリエーション活動に熱中しているとき」が39.6%、「夫婦団らんのとき」が33.5%などとなっています。

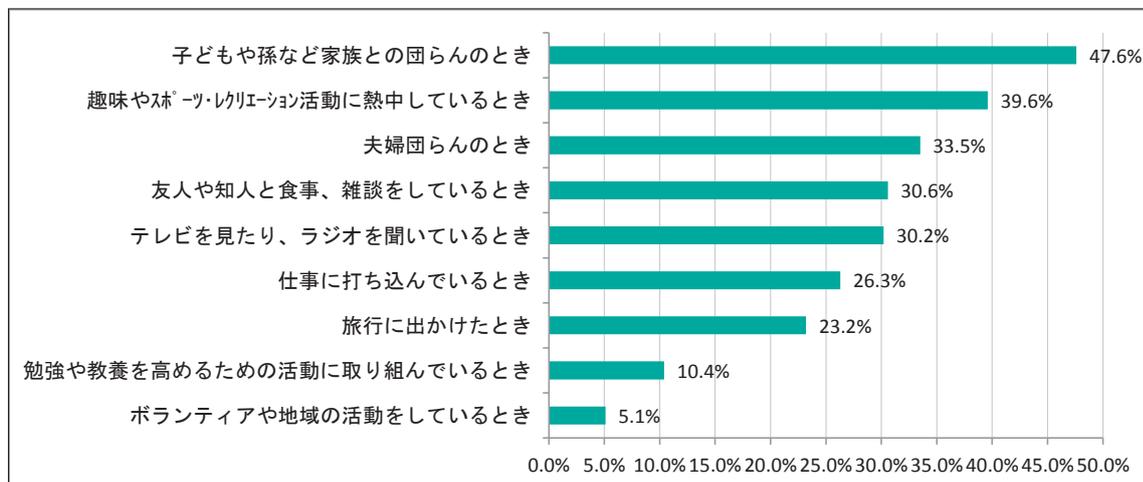
一方で、「ボランティアや地域の活動をしているとき」は、5.1%にとどまっております。また、地域活動やボランティア活動の状況は「参加していない」の割合が7～8割を占めています。

生きがいの有無



(注) 実態調査（無回答を除く）

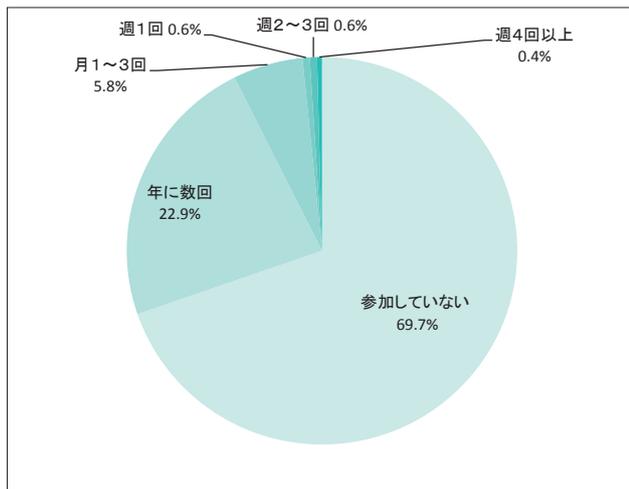
生きがいを感じる時



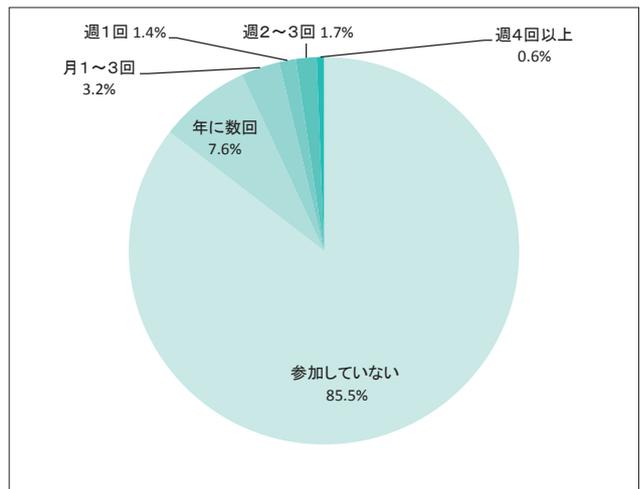
(注) 実態調査（複数回答）

地域活動やボランティア活動の状況

①町内会・自治会への参加頻度



②ボランティアグループへの参加頻度



(注) 実態調査 (無回答を除く)

3 高齢者クラブの状況

本市の高齢者クラブ連合会には、令和5年3月末現在で317団体、15,419人が加入しています。平成30年以降、団体数はほぼ横ばいではあるものの、会員数は毎年減少してきています。

連合会では、役員等の研修会、各種スポーツ大会、演芸大会を開催するほか、会員間の融和と情報交換の場として機関紙「高友かごしま」を年2回発行しています。

また、高齢者クラブでは、健康づくり、地域交流、支え合い活動やボランティア活動を行っています。

高齢者クラブ加入状況推移

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
高齢者クラブ数(団体)	324	320	313	315	317
会員数(人)	17,391	17,079	16,577	15,934	15,419

(注) 1 各年とも3月31日現在

2 令和3年4月1日より、老人クラブから高齢者クラブへ名称変更

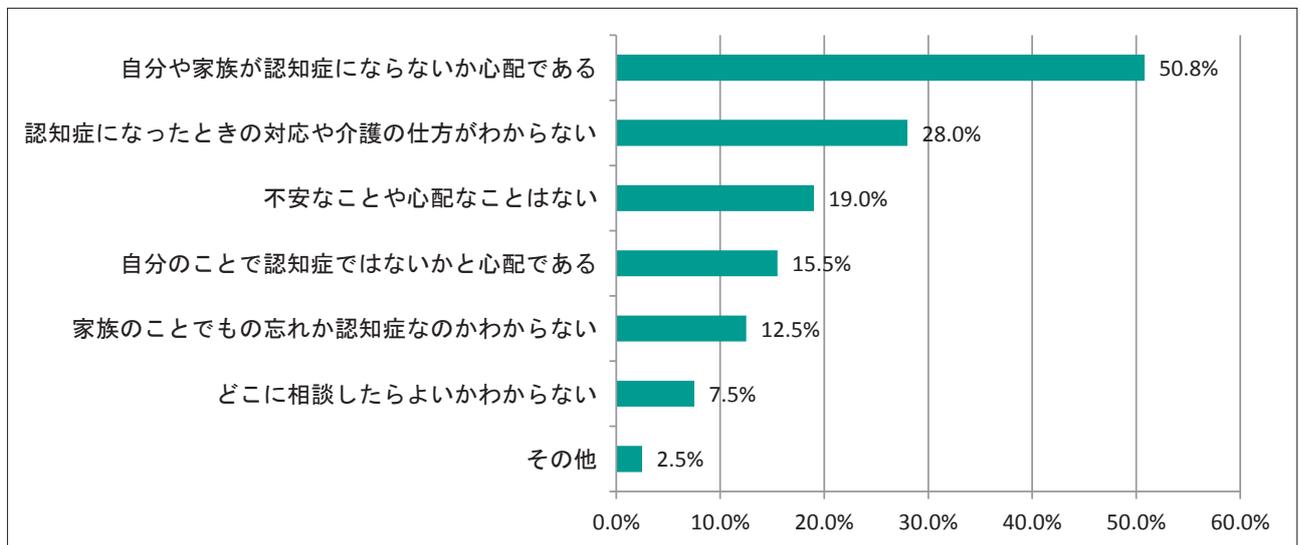
第3章 認知症に対する認識の状況

実態調査の結果では、一般高齢者の認知症に対する不安や心配なことについては、「自分や家族が認知症にならないか心配である」が50.8%となっています。

また、認知症に関して知りたいことについては、「認知症の予防方法」が60.2%、「認知症の早期発見の目安、症状」が59.9%などとなっています。

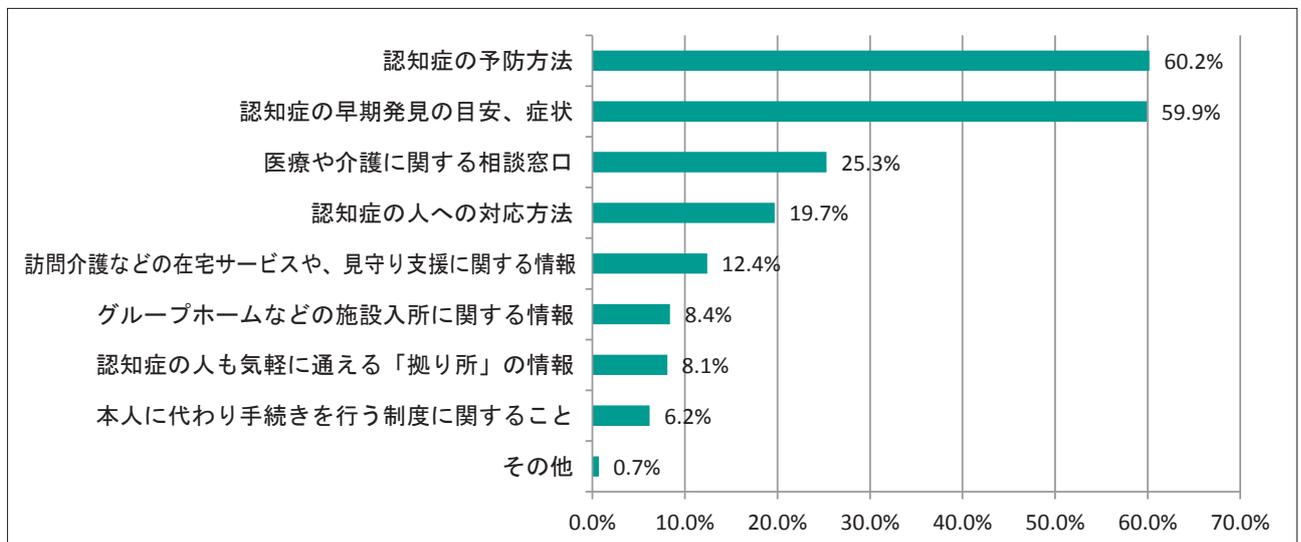
一方、認知症に関する相談窓口や認知症サポーターの認知度については、「知らない」が47.5%、「聞いたことがない」が67.6%などとなっています。

認知症に対する不安や心配なこと



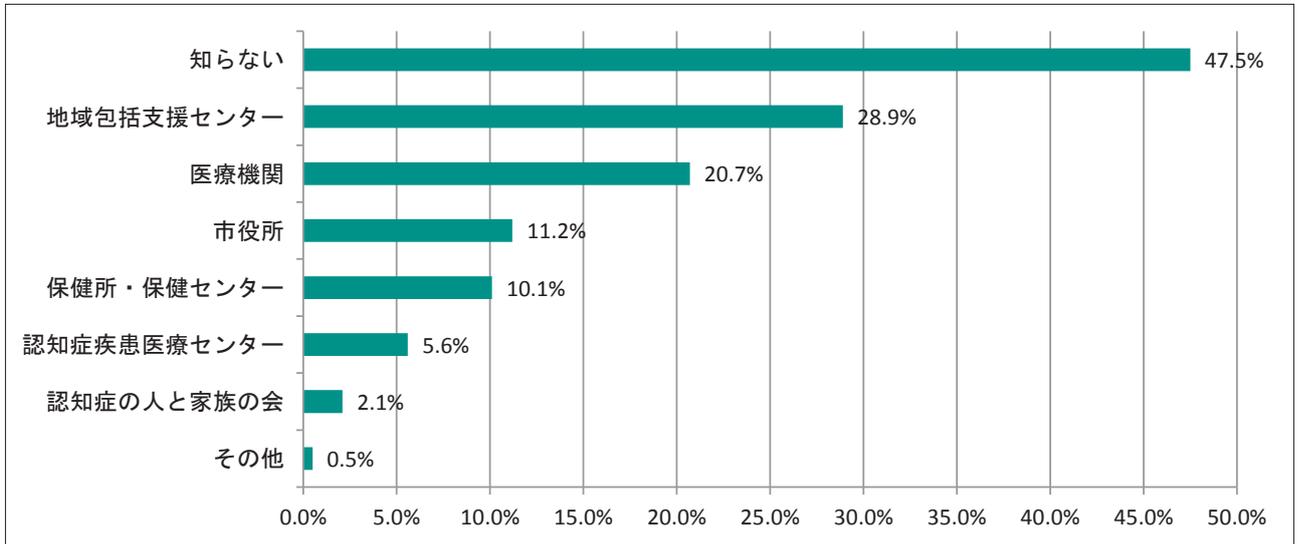
(注) 実態調査 (複数回答)

認知症に関して知りたいこと



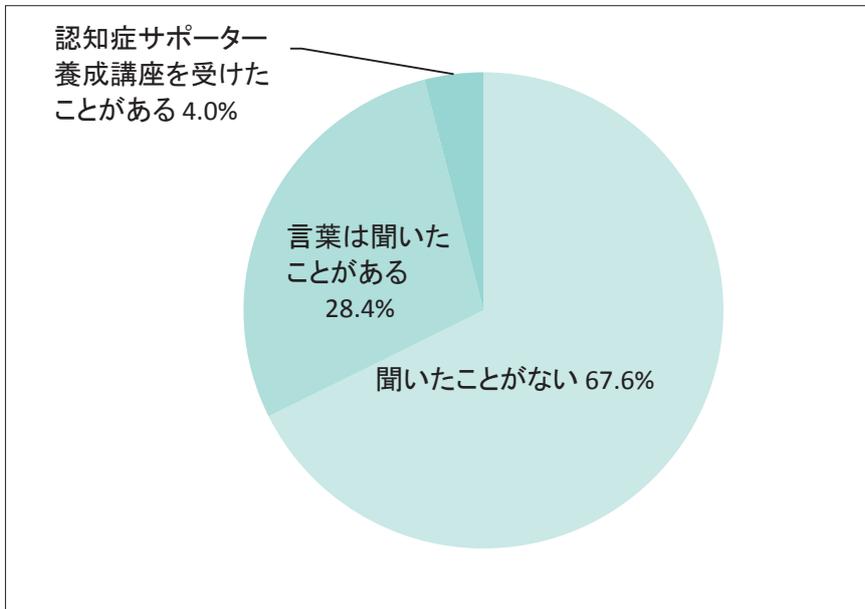
(注) 実態調査 (複数回答)

認知症に関する相談窓口の認知度



(注) 実態調査 (複数回答)

認知症サポーターの認知度



(注) 実態調査 (無回答を除く)

第4章 高齢者の介護の状況

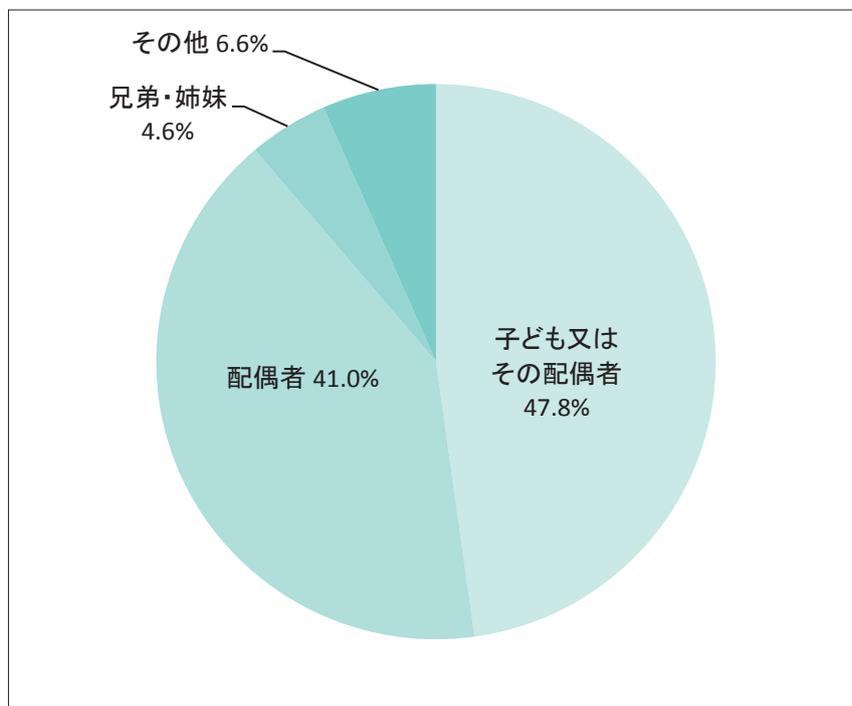
1 主な介護者の状況

実態調査の結果では、要支援・要介護認定者の主な介護者は「子ども又はその配偶者」が47.8%で最も多く、次いで「配偶者」が41.0%、「兄弟・姉妹」が4.6%などとなっています。

次に、主な介護者の年齢は「60代」が20.9%、「70代」が22.3%、「80歳以上」が17.9%となっています。前回調査時と比較すると70代以上の割合が9.1ポイント増加しており、高齢者が高齢者の介護を行ういわゆる「老老介護」がさらに進んでいることがわかります。

主な介護者の今後の介護の場所に対する意向は「介護保険サービス等も利用しながら、在宅で介護したい」が54.4%と最も多くなっており、「家族を中心に在宅で介護を続けたい」が15.8%、「地域の方々の手助けや介護保険サービス等も利用しながら在宅で介護したい」の7.9%と合わせると在宅での介護の意向が7割を超えています。

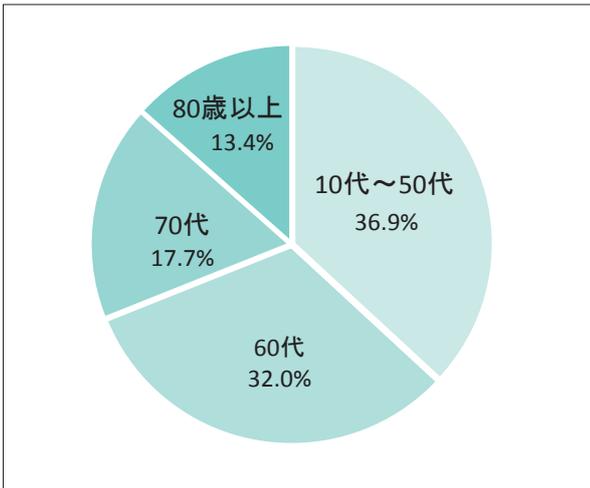
主な介護者と要支援・要介護認定者の続柄



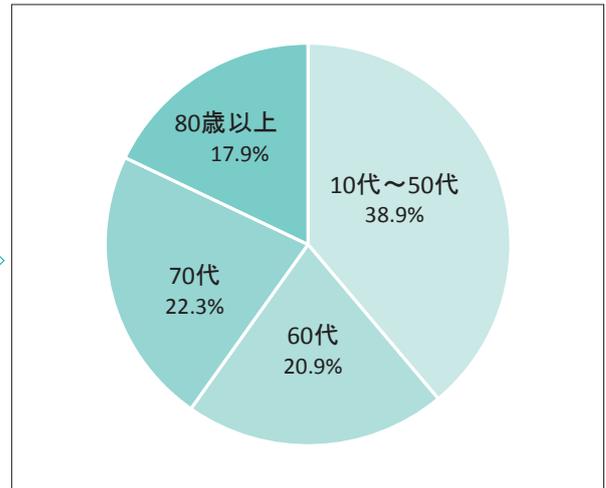
(注) 実態調査 (無回答を除く)

主な介護者の年齢

前回結果（令和元年度）

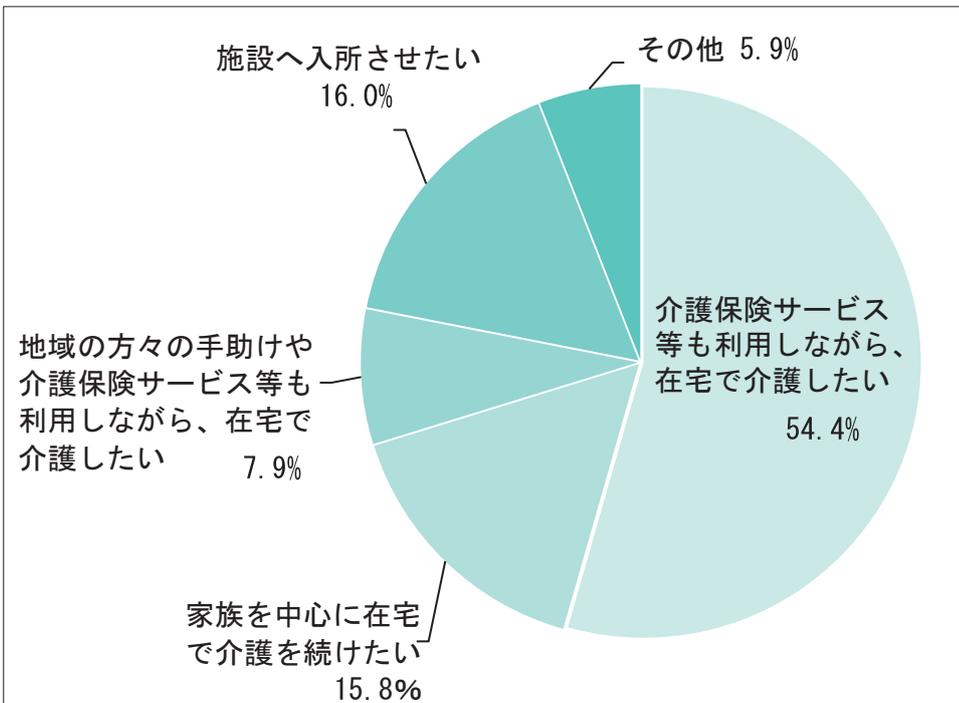


今回結果（令和4年度）



（注）実態調査（無回答を除く）

主な介護者の今後の介護の場所に対する意向



（注）実態調査（無回答を除く）

2 介護保険サービスの状況

(1) 介護保険サービスの利用率の推移

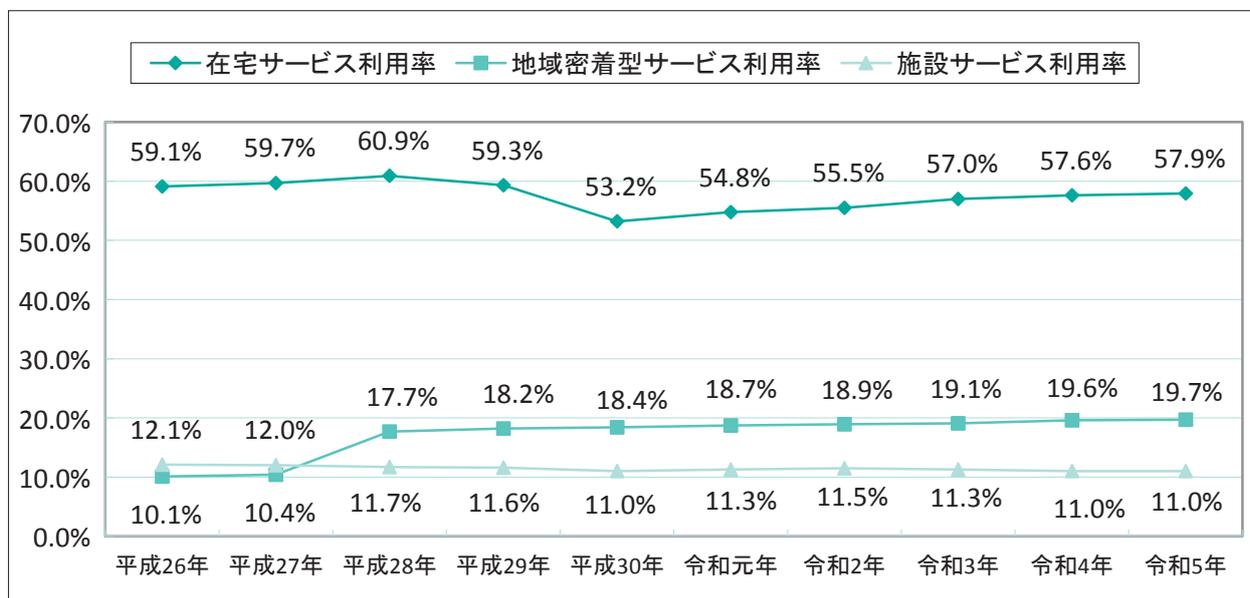
要支援・要介護認定者のうち介護保険サービスを利用している者の割合（サービス利用率）は、令和5年9月末で在宅サービスが57.9%、地域密着型サービスが19.7%、施設サービスが11.0%となっています。

実態調査の結果では、サービス利用者の満足度は、「満足している」、「ほぼ満足している」を合わせると83.1%となっています。

また、要支援・要介護認定者でサービス未利用者のサービスを利用していない理由としては「現状ではサービスを利用するほどの状態ではない」が52.5%と最も多く、次いで「本人にサービス利用の希望がない」が21.5%、「家族が介護をするため必要ない」が17.5%などとなっています。

一方、「サービスを受けたいが手続きや利用方法がわからない」が10.6%となっています。

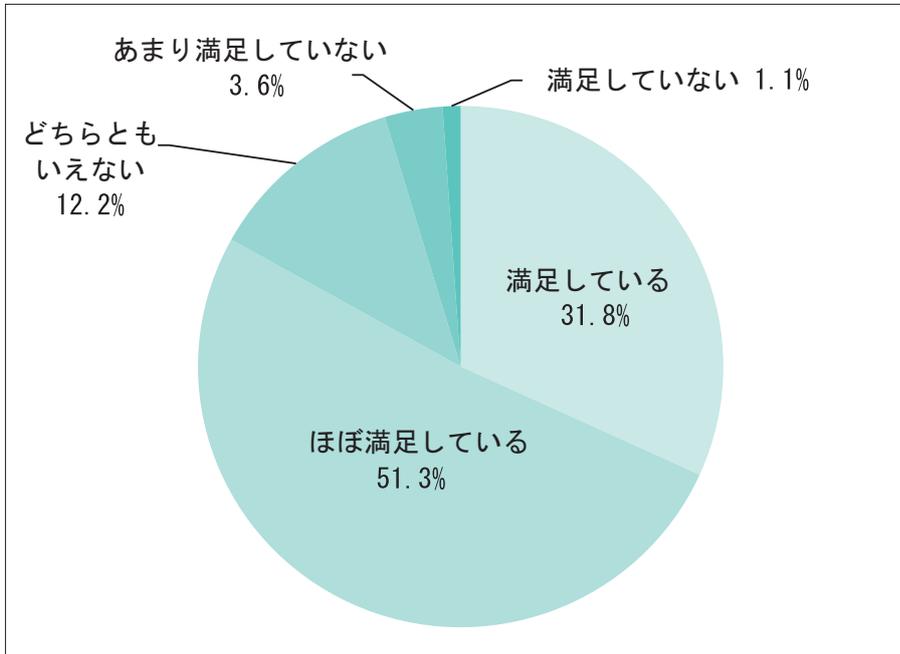
介護保険サービス利用率の推移



(注) 1 厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報（各年9月）

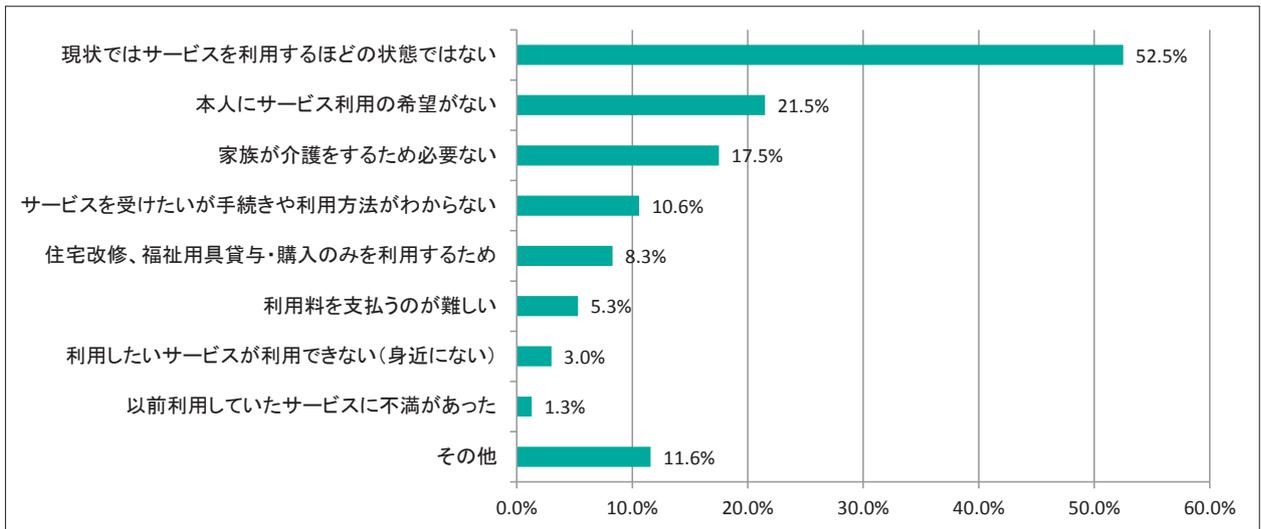
2 サービス利用率：各サービス受給者数／要支援・要介護認定者数

介護保険サービスの満足度



(注) 実態調査 (無回答を除く)

要支援・要介護認定者で介護保険サービスを利用していない理由

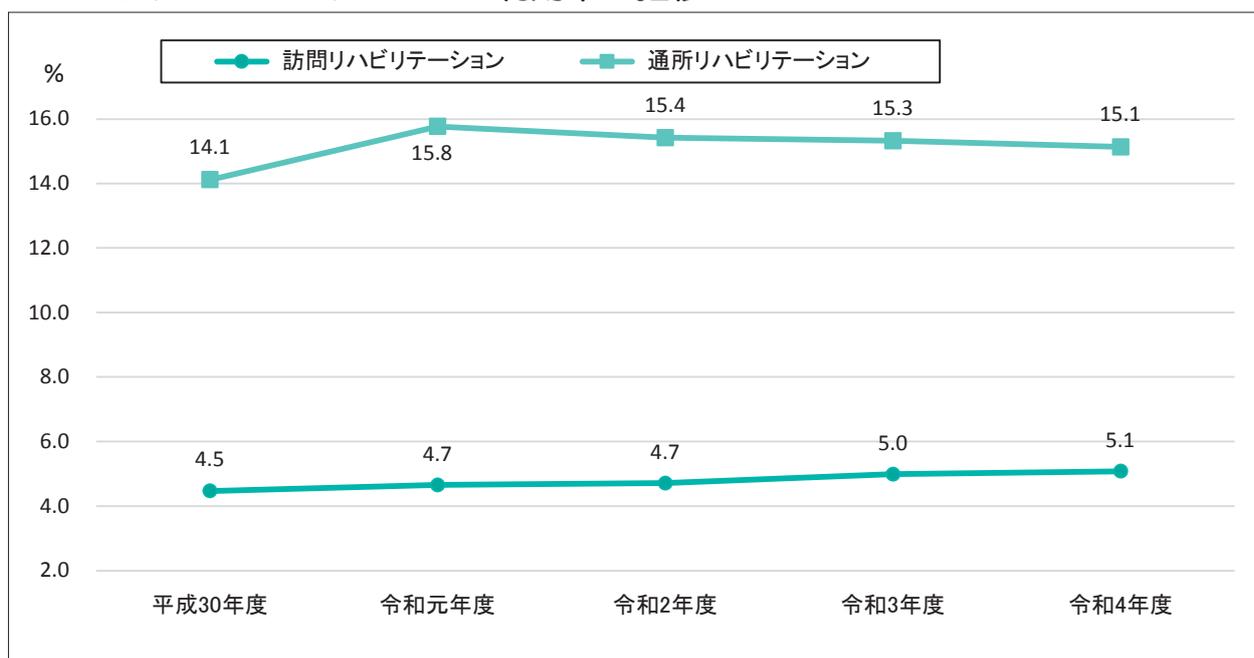


(注) 実態調査 (複数回答)

(2) リハビリテーションサービスの利用率の推移

リハビリテーションサービスの利用率は、令和4年度は、訪問リハビリテーションが5.1%、通所リハビリテーションが15.1%となっており、ともにほぼ横ばいで推移しています。

リハビリテーションサービスの利用率の推移



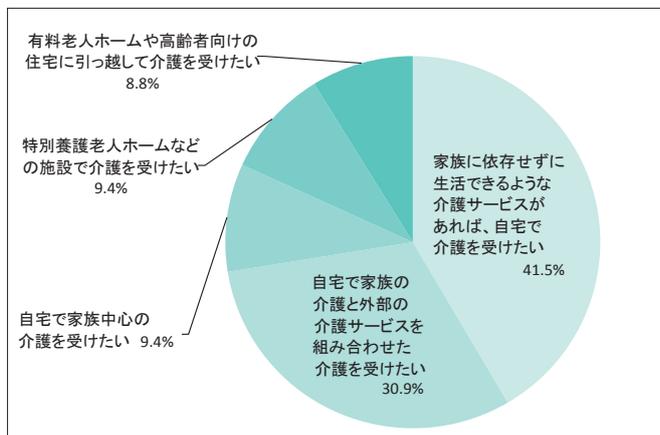
- (注) 1 厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和4年度のみ月報）
2 サービス利用率：各サービス受給者数／要支援・要介護認定者数

3 高齢者の今後についての意向

(1) 一般高齢者の介護の意向

実態調査の結果では、一般高齢者の自分に介護が必要となった場合の介護に関する意向は、「家族に依存せずに生活できるような介護サービスがあれば、自宅で介護を受けたい」が41.5%、「自宅で家族の介護と外部の介護サービスを組み合わせた介護を受けたい」が30.9%、「自宅で家族中心の介護を受けたい」が9.4%で、合わせると8割以上の方が在宅での介護を希望しています。

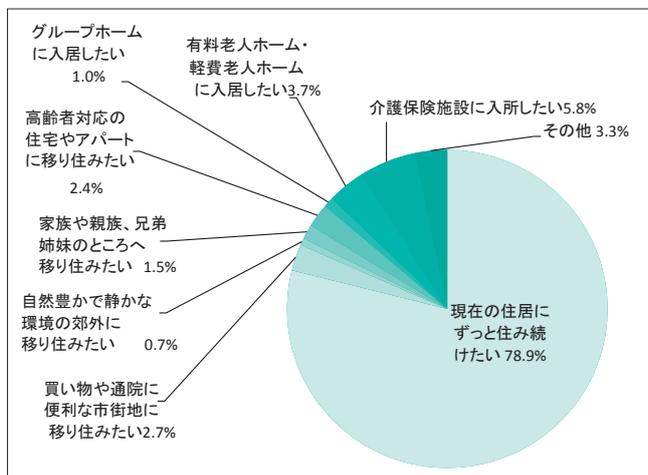
一方、特別養護老人ホーム、有料老人ホームなどの施設や高齢者向けの住宅での介護を希望する方は18.2%となっています。



(注) 実態調査（無回答を除く）

(2) 要支援・要介護認定者の生活場所の意向

実態調査の結果では、要支援・要介護認定者の今後希望する生活場所の意向は、「現在の住居にずっと住み続けたい」が78.9%となっている一方、介護保険施設、有料老人ホームやグループホームなどの施設への入所を希望している方は10.5%にとどまっていることから、住み慣れた地域での生活を希望している方が多いことがわかります。



(注) 実態調査（無回答を除く）

4 在宅医療の意向

(1) 一般高齢者の意向

実態調査の結果では、一般高齢者の在宅医療に関する意向は「利用している」が3.8%、「利用したいが、医療費や介護負担などの問題から利用できない」が10.1%、「利用したいが、在宅医療を提供している医療機関が分からない」が19.7%、「在宅医療について知らなかったが、今後利用したい」が20.6%で、合わせて54.2%の方が在宅医療を利用、又は利用を希望しています。

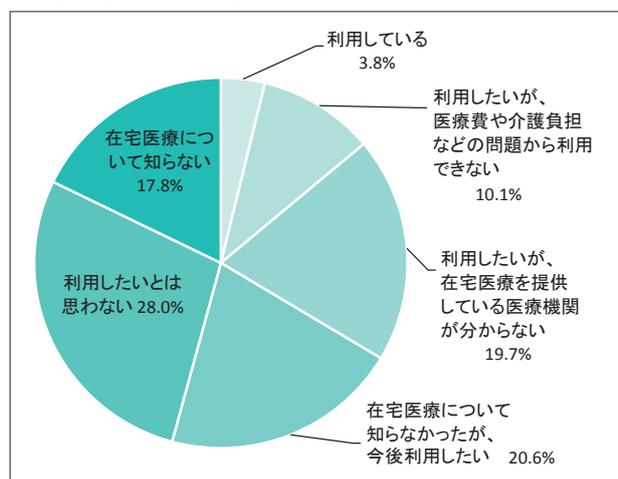
一方、「利用したいとは思わない」の方は28.0%となっています。

(2) 要支援・要介護認定者の意向

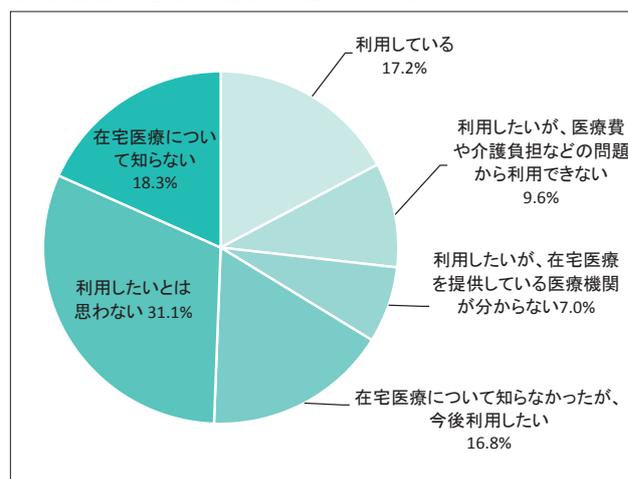
実態調査の結果では、要支援・要介護認定者の在宅医療に関する意向は「利用している」が17.2%、「利用したいが、医療費や介護負担などの問題から利用できない」が9.6%、「利用したいが、在宅医療を提供している医療機関がわからない」が7.0%、「在宅医療について知らなかったが、今後利用したい」が16.8%で、合わせて50.6%の方が在宅医療を希望しています。

一方、「利用したいとは思わない」は31.1%となっています。

一般高齢者の意向



要支援・要介護認定者の意向



(注) 実態調査（無回答を除く）

第5章 高齢者のいる世帯の住居の状況

本市の一般世帯における住居の状況は、平成27年と令和2年を比較すると、各区分でほぼ同じ構成比となっており、令和2年では、最も高いのが「持ち家」で54.1%、次いで「民営の借家」が36.7%などとなっています。

実態調査の結果では、高齢者のいる世帯の住居の状況は、「持ち家」の割合が「一般高齢者のいる世帯」で79.4%、「要支援・要介護認定者のいる世帯」で67.9%となっています。

本市の一般世帯における住居の状況

区 分	平成27年		令和2年	
	世帯数	構成比 (%)	世帯数	構成比 (%)
持ち家	144,541	53.6	150,842	54.1
公営・都市機構・公社の借家	14,728	5.5	13,400	4.8
民間借家	98,975	36.7	102,422	36.7
社宅等給与住宅	6,151	2.3	6,432	2.3
間借り	2,650	1.0	3,451	1.2
その他	2,598	0.9	2,464	0.9
総数	269,643	100.0	279,011	100.0

(注) 各年とも国勢調査

高齢者のいる世帯の住居の状況

(単位：%)

区 分	一般高齢者のいる世帯	要支援・要介護認定者のいる世帯
持ち家	79.4	67.9
民間賃貸住宅	5.6	14.1
公営賃貸住宅	10.2	11.1
その他	4.8	6.9

(注) 実態調査（無回答を除く）

第6章 高齢者の就業状況

本市の高齢就業者（65歳以上の高齢者のうち就業している者）数は、平成27年の29,294人から令和2年の39,641人へ10,347人増えており、就業者数に占める高齢就業者数の割合も、平成27年の10.9%から令和2年の14.6%と大幅に増えています。

次に、高齢者の就業を産業構造別にみると、サービス業、卸売・小売業等第3次産業に従事している者が72.8%と最も多く、次いで建設業、製造業等の第2次産業が16.6%、農林水産業の第1次産業が3.8%となっており、市全体と比較すると、高齢就業者においては、第1次産業に従事する割合が高いのが特徴となっています。

高齢就業者数の推移

区 分		平成27年	令和2年
就業者数	(A) (人)	269,760	271,403
65歳以上の人口	(B) (人)	145,300	158,804
高齢就業者数	(C) (人)	29,294	39,641
	65～74歳	24,231	32,695
	75歳以上	5,063	6,946
就業者数に占める 高齢就業者数の割合	(C/A) (%)	10.9	14.6
65歳以上の人口に占める 高齢就業者数の割合	(C/B) (%)	20.2	25.0

(注) 各年とも国勢調査

第2編 本市高齢者を取り巻く現状

高齢者の産業別就業状況

区	分	雇用者	役員	雇 人 の あ る 業 主	雇 人 の な い 業 主	家 族 従 業 者	家 庭 内 職 者	不 詳	総 数 (65歳以上)	市全体
第1次産業構成比(%)									3.8	1.2
	農 業	195	53	63	778	324	—	9	1,422	2,895
	林 業	17	6	0	6	0	—	0	29	195
	漁 業	10	4	7	25	5	—	0	51	212
第2次産業構成比(%)									16.6	14.4
	鉱業、採石業、 砂利採取業	2	7	—	—	—	—	0	9	45
	建設業	1,712	1,104	216	823	165	89	57	4,166	21,964
	製造業	1,536	435	73	240	80	—	33	2,397	16,977
第3次産業構成比(%)									72.8	81.6
	電気・ガス・ 熱供給・水道業	61	12	1	4	2	—	0	80	1,475
	情報通信業	94	49	4	15	1	—	1	164	5,223
	運輸業、郵便業	1,565	130	18	242	8	—	41	2,004	13,629
	卸売業、小売業	4,101	1,257	300	750	413	—	48	6,869	50,870
	金融業、保険業	312	111	6	66	8	—	9	512	7,724
	不動産業、 物品賃貸業	609	469	92	392	100	—	7	1,669	5,580
	学術研究、専門・ 技術サービス業	491	382	203	340	119	—	12	1,547	9,062
	宿泊業、飲食 サービス業	1,675	174	213	326	210	—	37	2,635	16,794
	生活関連サービ ス業、娯楽業	950	128	153	564	185	8	18	2,006	10,230
	教育、学習支援業	1,123	65	69	216	35	—	12	1,520	16,803
	医療、福祉	4,489	438	214	141	110	—	45	5,437	53,375
	複合サービス事業	62	14	7	1	3	—	1	88	2,124
	サービス業 (他に分類されないもの)	2,634	354	69	742	72	1	52	3,924	17,916
	公務 (他に分類されるものを除く)	421	—	—	—	—	—	0	421	10,750
分類不能産業構成比(%)									6.8	2.8
	分類不能の産業	553	35	56	556	129	—	1,362	2,691	7,560
	総 数	22,612	5,227	1,764	6,227	1,969	98	1,744	39,641	271,403
総 人 口									158,804	593,128

(注) 令和2年国勢調査

《参考》 高齢者等実態調査の概要

1 調査の目的

本調査は、65歳以上の高齢者及び40歳以上65歳未満の者の日常生活の実態や、保健・福祉サービス並びに介護保険サービスに対するニーズを把握し、本市の実情に応じた高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画を策定する上で、必要となる基礎資料を得ることを目的として実施した。

2 調査地域 鹿児島市全域

3 調査対象者

(1) 一般高齢者調査

本市に住所を置く「65歳以上の高齢者」のうち、介護保険の要介護または要支援の認定を受けていない者の中から無作為に抽出した者

(2) 在宅要介護（要支援）者調査

本市に住所を置く「65歳以上の高齢者」及び「40歳以上65歳未満の者」のうち、介護保険の要介護または要支援の認定を受け、在宅サービスを利用している者の中から無作為に抽出した者

(3) 若年者調査

本市に住所を置く「40歳以上65歳未満の者」のうち、介護保険の要介護または要支援の認定を受けていない者の中から無作為に抽出した者

4 調査期間 令和5年1月16日～令和5年2月8日

5 調査方法 郵送調査（発送・回収）及びインターネットによる回答を併用

6 調査数及び有効回答率等

(単位：人、%)

調査区分	調査数 A	有効回答数 B	有効回答率 C = B / A
一般高齢者調査	2,000	1,302	65.1
在宅要介護（要支援）者調査	2,000	1,217	60.9
65歳以上（高齢者）	1,900	1,161	61.1
40歳以上65歳未満（若年者）	100	56	56.0
若年者調査	2,000	857	42.9
計	6,000	3,376	56.3

第3編 日常生活圏域

3

第3編 日常生活圏域

第1章 日常生活圏域の設定の考え方

日常生活圏域については、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案し、各市町村の地域の実情に応じて、目指すべき地域包括ケアシステムの深化・推進を図ることを念頭において定めることとされています。

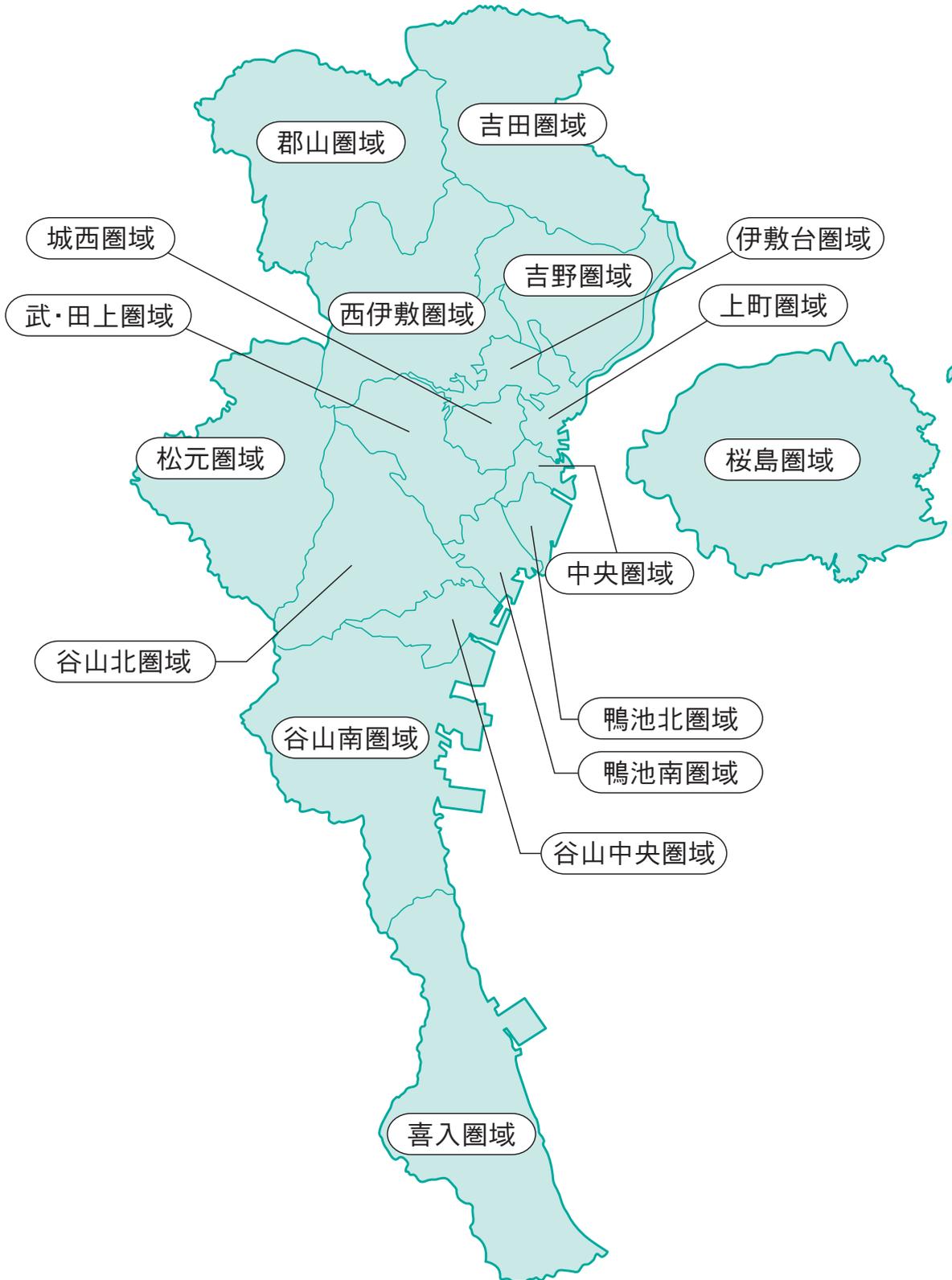
本市では、総合計画の地理的条件、交通、都市機能の集積、土地利用状況、日常生活上の交流範囲等の諸条件を踏まえた地域・地区割りを参考にするとともに、高齢者人口や面積、地区民生委員・児童委員協議会の地区割り等を考慮して、日常生活圏域を設定しています。

第8期計画では、17の日常生活圏域毎に設置した地域包括支援センターの機能強化を図るとともに、地域密着型サービス事業所等の整備を行い、地域包括ケアシステムの構築に向けた体制を整え、各種取組を推進してきました。

また、各圏域においては、地域包括支援センターが中心となり、地域ケア会議等を開催し、地域の現状や課題を把握するとともに、関係機関との情報共有や地域ネットワークの構築等を行っています。

今後も、令和7（2025）年には団塊の世代が75歳以上、令和22（2040）年には団塊ジュニア世代が65歳以上となり、高齢化はさらに進行していく見込みであることから、これまで各圏域で行ってきた取組を、より一層推進していく必要があるため、第9期計画においても、引き続き、17の日常生活圏域を設定し、各圏域の実情に応じた各種取組を推進します。

【第9期計画における日常生活圏域図】



【第9期の圏域内訳】

圏域	町丁目名
中央	平之町、東千石町、西千石町、照国町、新町、船津町、城南町、松原町、南林寺町、甲突町、錦江町、新屋敷町、樋之口町、山之口町、千日町、加治屋町、中央町、上之園町、上荒田町
上町	東坂元1～4丁目、清水町、祇園之洲町、鼓川町、池之上町、稻荷町、春日町、柳町、浜町、上竜尾町、下竜尾町、冷水町、長田町、大竜町、上本町、小川町、易居町、名山町、山下町、中町、金生町、城山町、泉町、住吉町、堀江町、大黒町、呉服町、本港新町、吉野町の一部(磯、花倉、三船、竜ヶ水及び平松)
鴨池北	高麗町、荒田1～2丁目、与次郎1～2丁目、下荒田1～4丁目、天保山町、鴨池新町、鴨池1～2丁目、郡元1～3丁目、真砂町、真砂本町
鴨池南	郡元町、南郡元町、東郡元町、三和町、紫原1～6丁目、西紫原町、南新町、日之出町、宇宿1～9丁目、新栄町、唐湊3～4丁目、中央港新町、向陽2丁目
城西	城山1～2丁目、新照院町、草牟田町、草牟田1～2丁目、玉里町、明和1～5丁目、原良町、原良1～7丁目、薬師1～2丁目、城西1～3丁目、鷹師1～2丁目、常盤町、常盤1～2丁目、西田1～3丁目、永吉1～3丁目
武・田上	武1～3丁目、田上町、西別府町、武岡1～6丁目、西陵1～8丁目、田上1～8丁目、田上台1～4丁目、紫原7丁目、唐湊1～2丁目、向陽1丁目、広木1～3丁目、小野町の一部(西之谷)
谷山北	五ヶ別府町、山田町、中山町、桜ヶ丘1～8丁目、星ヶ峯1～6丁目、自由ヶ丘1～2丁目、皇徳寺台1～5丁目、中山1～2丁目、清和3丁目(旧中山町)
谷山中央	魚見町、東谷山1～7丁目、上福元町、小松原1～2丁目、東開町、希望ヶ丘町、小原町、谷山中央1～8丁目、清和1～4丁目(3丁目の旧中山町を除く)、西谷山1～4丁目(1～3丁目の旧下福元町を除く)
谷山南	下福元町、平川町、卸本町、南栄1～6丁目、セツ島1～2丁目、谷山港1～3丁目、錦江台1～3丁目、慈眼寺町、和田1～3丁目、坂之上1～8丁目、光山1～2丁目、西谷山1～3丁目(旧下福元町)
伊敷台	坂元町、西坂元町、玉里団地1～3丁目、若葉町、小野1～4丁目、下伊敷1～3丁目、伊敷台1～7丁目、下伊敷町
西伊敷	伊敷町、西伊敷1～7丁目、千年1～2丁目、小野町(西之谷を除く)、犬迫町、小山田町、皆与志町、花野光ヶ丘1～2丁目、伊敷1～8丁目
吉野	岡之原町、緑ヶ丘町、川上町、下田町、吉野町(磯、花倉、三船、竜ヶ水及び平松を除く)、大明丘1～3丁目、吉野1～4丁目
桜島	野尻町、持木町、東桜島町、古里町、有村町、黒神町、高免町、桜島赤水町、桜島赤生原町、桜島小池町、桜島西道町、桜島白浜町、桜島武町、桜島藤野町、桜島二俣町、桜島松浦町、桜島横山町、新島町
吉田	西佐多町、東佐多町、本城町、本名町、宮之浦町、牟礼岡1～3丁目
郡山	花尾町、有屋田町、川田町、郡山町、郡山岳町、西俣町、東俣町、油須木町
松元	石谷町、入佐町、上谷口町、直木町、春山町、福山町、松陽台町、四元町、平田町
喜入	喜入瀬々串町、喜入中名町、喜入生見町、喜入前之浜町、喜入町、喜入一倉町

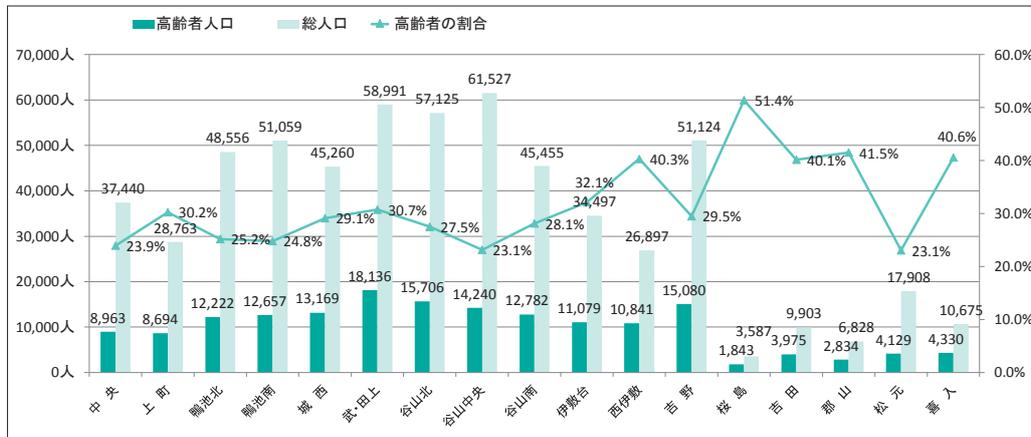
(注) 令和5年10月1日現在の町丁目名による

第2章 日常生活圏域ごとの現状

1 圏域別の人口及び高齢者の割合

圏域別の総人口は、谷山中央圏域が61,527人と最も多く、次いで武・田上圏域が58,991人となっています。高齢者人口では、武・田上圏域が18,136人と最も多く、次いで谷山北圏域が15,706人となっています。

また、総人口に占める高齢者人口の割合は、30%以上の圏域が8圏域あり、桜島圏域が51.4%と最も高くなっています。

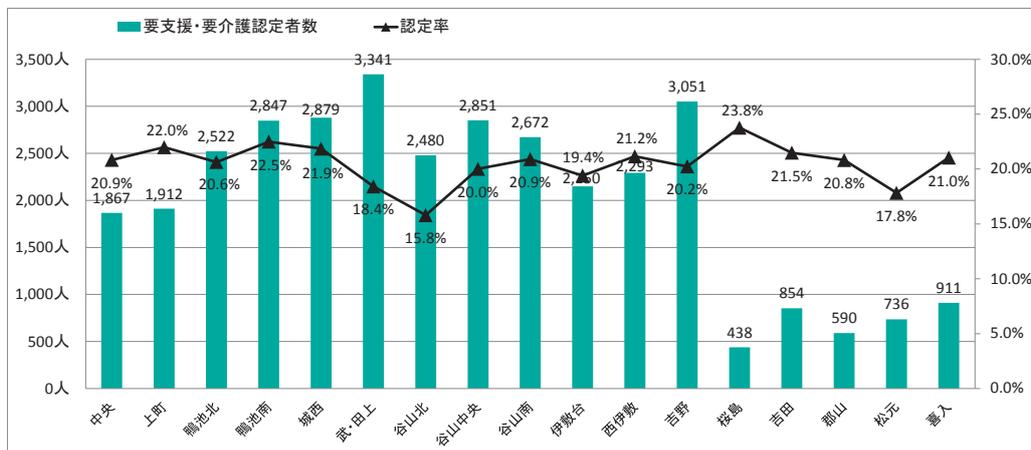


(注) 住民基本台帳（令和5年10月1日現在）

2 圏域別の要支援・要介護認定者数と認定率

圏域別の要支援・要介護認定者数は、武・田上圏域が3,341人と最も多く、次いで吉野圏域が3,051人となっています。

また、高齢者人口に占める要支援・要介護認定者の割合である認定率は、桜島圏域が23.8%と最も高く、次いで鴨池南圏域が22.5%となっています。



(注) 令和5年10月1日現在（認定者数には住所地特例対象施設入所者は含まない）

3 圏域別のサービス事業所及び地域包括支援センター設置状況

(1) 地域密着型サービス事業所及び地域包括支援センター (単位：か所)

	(1) 中 央	(2) 上 町	(3) 鴨 池 北	(4) 鴨 池 南	(5) 城 西	(6) 武 田 上	(7) 谷 山 北	(8) 谷 山 中 央	(9) 谷 山 南	(10) 伊 敷 台	(11) 西 伊 敷	(12) 吉 野	(13) 桜 島	(14) 吉 田	(15) 郡 山	(16) 松 元	(17) 喜 入	計
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1	1	2			2		1	2		2	1					1	13
夜間対応型訪問介護					1													1
認知症対応型通所介護			3	2	4	1	2	2		2	2	1		1	1			21
小規模多機能型居宅介護			2	1	2	2	2	5	1	1	2	3		1	2	3	1	28
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	6	5	10	11	7	9	11	13	12	9	3	14	1	6	5	4	3	129
地域密着型特定施設入居者生活介護			1				1	1										3
地域密着型介護老人福祉施設入所 者生活介護(小規模特養)		1				1					1	2		1			1	7
看護小規模多機能型居宅介護	1	2	2	1		1	1				1	1					1	11
地域密着型通所介護	16	11	14	11	12	13	18	20	18	9	16	12		4	3	2	3	182
地域包括支援センター	1	1	1	1	1	2	2	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	20
計	25	21	35	27	27	31	37	43	34	22	28	36	2	14	12	10	11	415

(注) 令和5年10月1日現在

(2) 介護保険施設 (単位：か所)

	(1) 中 央	(2) 上 町	(3) 鴨 池 北	(4) 鴨 池 南	(5) 城 西	(6) 武 田 上	(7) 谷 山 北	(8) 谷 山 中 央	(9) 谷 山 南	(10) 伊 敷 台	(11) 西 伊 敷	(12) 吉 野	(13) 桜 島	(14) 吉 田	(15) 郡 山	(16) 松 元	(17) 喜 入	計
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	1	4	2	2	1	4	6	3	7	2	4	5	1	1	1	1	2	47
介護老人保健施設(老人保健施設)	1	2	1	1	3	2	1	3		1		3		1			1	20
介護医療院	2							2			1		1	1				7
計	4	6	3	3	4	6	7	8	7	3	5	8	2	3	1	1	3	74

(注) 令和5年10月1日現在

(3) 在宅サービス事業所

(単位：か所)

	(1) 中 央	(2) 上 町	(3) 鴨 池 北	(4) 鴨 池 南	(5) 城 西	(6) 武 田 上	(7) 谷 山 北	(8) 谷 山 中 央	(9) 谷 山 南	(10) 伊 敷 台	(11) 西 伊 敷	(12) 吉 野	(13) 桜 島	(14) 吉 田	(15) 郡 山	(16) 松 元	(17) 喜 入	計
訪問介護(ホームヘルプ)	7	12	19	10	15	14	11	19	8	7	10	9	2	5	3	4	3	158
訪問入浴介護	1	1	1				1	2	1		1	1						9
訪問看護	9	8	14	8	10	9	6	16	3	3	6	7	1	1	1		3	105
訪問リハビリテーション	2			2	1	1	1	2				1		1			1	12
通所介護(デイサービス)	5	7	4	6	3	7	7	9	10	7	6	13	1	5	1	3	4	98
通所リハビリテーション(デイケア)	1	1					1	2			1							6
短期入所生活介護(ショートステイ)	1	3	2	2	1	3	6	4	6	2	5	6	1	1	1	1	5	50
短期入所療養介護(ショートステイ)								1									2	3
特定施設入居者生活介護		1	6			1	2		1	2		1				1	1	16
福祉用具貸与	3	1	4	5	2	5	4	6	5	2	2	5		2		2	1	49
特定福祉用具販売	4	1	4	4	2	5	4	6	5	2	1	5		2		2	1	48
居宅介護支援	10	17	20	13	10	11	10	9	13	9	12	12	2	4	4	3	5	164
居宅療養管理指導	1		2		1			2										6
計	44	52	76	50	45	56	53	78	52	34	44	60	7	21	10	16	26	724

(注) 1 令和5年10月1日現在
2 みなし指定を除く

(4) 介護予防・生活支援サービス事業所

(単位：か所)

	(1) 中 央	(2) 上 町	(3) 鴨 池 北	(4) 鴨 池 南	(5) 城 西	(6) 武 田 上	(7) 谷 山 北	(8) 谷 山 中 央	(9) 谷 山 南	(10) 伊 敷 台	(11) 西 伊 敷	(12) 吉 野	(13) 桜 島	(14) 吉 田	(15) 郡 山	(16) 松 元	(17) 喜 入	計
予防型訪問介護事業所	6	10	16	9	13	12	10	13	7	8	9	8	2	4	3	4	2	136
生活支援型訪問介護事業所	3	4	8	3	2	5	5	2	3	4	5	2		3	1			50
予防型通所介護事業所	19	16	19	15	14	19	19	24	25	14	19	21	1	8	4	4	6	247
ミニデイ型通所介護事業所		1	6	1	1	2	1	2	1	1	4	3		2	1			26
運動型通所介護事業所	1		3		1	1	1	1	5	2	2	3		1		2	2	25
計	29	31	52	28	31	39	36	42	41	29	39	37	3	18	9	10	10	484

(注) 令和5年10月1日現在

4 圏域別の有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況

(1) 施設数

(単位：か所)

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	計
	中	上	鴨	鴨	城	武	谷	谷	谷	伊	西	吉	桜	吉	郡	松	喜	
	央	町	池	池	西	田	山	山	山	敷	伊	野	島	田	山	元	入	
有料老人ホーム	6	9	14	9	5	5	18	25	20	7	8	15	0	6	4	8	9	168
特定施設		1	6				2		1	2						1		13
特定施設以外	6	8	8	9	5	5	16	25	19	5	8	15		6	4	7	9	155
サービス付き高齢者向け住宅	12	1	2	3	5	3	0	3	2	1	4	6	0	0	0	1	1	44
特定施設			1			1											1	3
特定施設以外	12	1	1	3	5	2		3	2	1	4	6				1		41
計	18	10	16	12	10	8	18	28	22	8	12	21	0	6	4	9	10	212

(注) 1 令和5年10月1日現在

2 特定施設は、特定施設入居者生活介護（地域密着型含む）の指定を受けたもの。

(2) 定員数

(単位：人)

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	計
	中	上	鴨	鴨	城	武	谷	谷	谷	伊	西	吉	桜	吉	郡	松	喜	
	央	町	池	池	西	田	山	山	山	敷	伊	野	島	田	山	元	入	
有料老人ホーム	167	221	649	244	100	102	397	707	426	103	315	491	0	119	71	173	180	4,465
特定施設		34	227				65		60	34						54		474
特定施設以外	167	187	422	244	100	102	332	707	366	69	315	491		119	71	119	180	3,991
サービス付き高齢者向け住宅	342	27	59	52	114	99	0	107	56	41	104	92	0	0	0	18	27	1,138
特定施設			20			30											27	77
特定施設以外	342	27	39	52	114	69		107	56	41	104	92				18		1,061
計	509	248	708	296	214	201	397	814	482	144	419	583	0	119	71	191	207	5,603

(注) 1 令和5年10月1日現在

2 特定施設は、特定施設入居者生活介護（地域密着型含む）の指定を受けたもの。

第4編 施策の体系

4

第4編 施策の体系

この計画では、高齢者保健福祉・介護保険施策を総合的に推進するため、計画がめざす基本的な目標を掲げるとともに、その実現のために重点的に取り組むべき課題を設定します。

第1章 基本的な目標

1 生きがいづくり・社会参画の促進

- ・明るく活力に満ちた高齢期を過ごせるよう、生きがいづくりの推進や高齢者の社会参画を促進します。

2 高齢者の安心・快適な暮らしの確保

- ・在宅生活を支援する福祉サービスや災害・感染症対策を充実するとともに、安全で住みよい環境づくりを推進し、高齢者の安心・快適な暮らしを確保します。

3 認知症対策・権利擁護の推進

- ・認知症になっても尊厳を保持しつつ希望を持って地域のよい環境で自分らしく暮らせるよう、認知症の人やその家族の視点を重視しながら支援するとともに、高齢者の権利擁護の取組を推進します。

4 介護予防・地域支援体制の充実

- ・地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの深化・推進を図るため、多様な主体による生活支援体制等を充実させるとともに、介護予防や保健予防の一体的な実施を推進します。

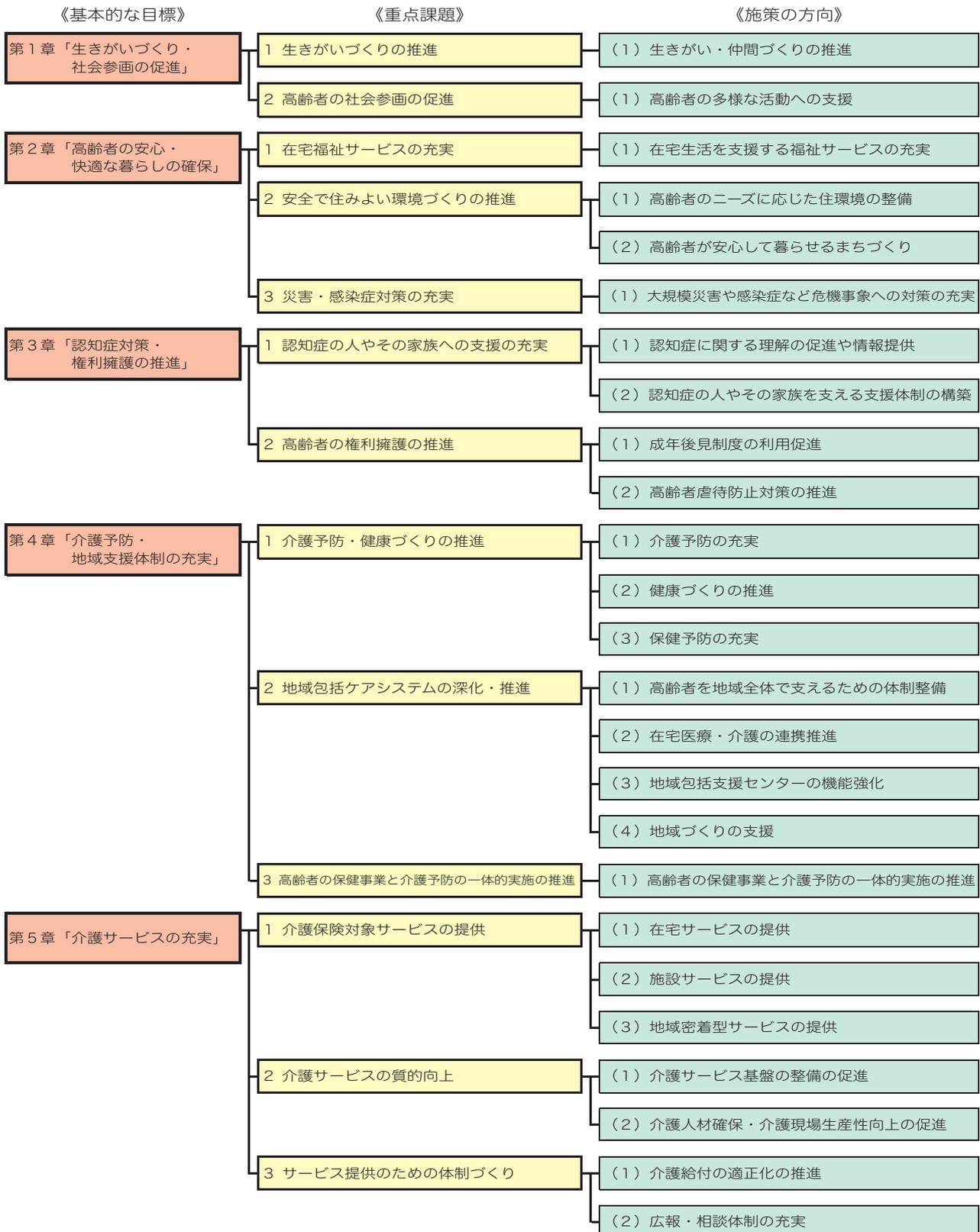
5 介護サービスの充実

- ・介護サービスの質的向上を図るとともに、介護給付の適正化などサービス提供のための体制づくりを推進し、介護サービスを充実します。

第2章 重点課題とそれに対する取組

これら5つの目標を達成するために、13の重点課題を掲げ、第5編に示す高齢者保健福祉・介護保険事業計画の各施策に取り組みます。

施策の体系図



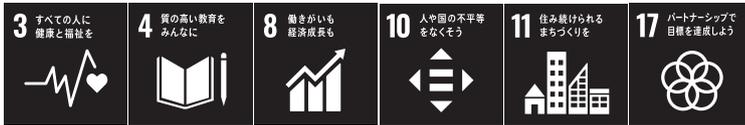


第5編 施策の展開



第5編 施策の展開

第1章 生きがいづくり・社会参画の促進



1 生きがいづくりの推進

(1) 生きがい・仲間づくりの推進

【現状と課題】

人生100年時代を見据え、高齢者をはじめ全ての人が生涯にわたって元気に活躍し続けられる社会が求められています。長くなる高齢期をより充実したものにするために、高齢者の生きがいづくりを推進していく必要があります。

【今後の方策】

高齢者が生きがいを持って、明るく活力に満ちた高齢期を過ごすため、外出の促進や高齢者同士のふれあい、世代間交流を図るための各種事業を実施し、高齢者の生きがい・仲間づくりを推進します。

【具体的取組】

敬老パス等の交付

- ・敬老パス交付事業
- ・すこやか入浴事業
- ・友愛パス交付事業
- ・友愛タクシー券交付事業

高齢者クラブ活動の推進

- ・老人クラブ補助金交付事業

高齢者福祉センター等の管理

- ・高齢者福祉センター等管理運営・施設整備事業
- ・高齢者福祉センター等Wi-Fi設置事業

その他生きがい・仲間づくりの推進

- ・すこやか長寿まつり開催事業
- ・高齢者ゲートボール場等管理事業
- ・高齢者福祉バス運行事業
- ・敬老祝事業
- ・地域ふれあい交流助成事業
- ・愛のふれあい会食事業
- ・高齢者の元気応援協賛店登録事業

- ・高齢者すこやか温泉講座開催事業
- ・元気高齢者活動支援事業（再）
- ・高齢者いきいきポイント推進事業（再）
- ・いきいきグリーンカレッジ開設事業
- ・高齢者生きがい支援パンフレット作成事業
- ・公共施設等での使用料等の減免

（※（再）は、主に位置づけられる施策の方向以外に再度掲げる取組。以下、同じ）

2 高齢者の社会参画の促進

（1）高齢者の多様な活動への支援

【現状と課題】

平均寿命が延びる中、健康寿命も延伸し、就業や社会参加への意欲を持ち続ける高齢者も多く、体力や運動能力も一貫して向上傾向にあります。

そのような中、高齢者がそれぞれの知識や経験を生かして、地域共生社会の重要な支え手、担い手として活躍することができる環境づくりが重要なことから、高齢者の多様な社会参画を支援するとともに、就労を促進していく必要があります。

【今後の方策】

明るく活力に満ちた高齢社会を築くために、高齢者によるボランティア活動や生涯学習・スポーツ活動を推進するなど、社会参画を支援するとともに、高齢者が長年培ってきた豊富な知識や経験を生かすことができるよう、生活・就労支援センターかごしまを活用し、シルバー人材センターとも連携して、就業機会の確保を図ります。

【具体的取組】

社会参画支援

- ・元気高齢者活動支援事業
- ・高齢者いきいきポイント推進事業（再）

生涯学習の推進

- ・高齢者福祉センターにおける各種教養講座の開催
- ・地域公民館、生涯学習プラザにおける講座の開催
- ・高齢者指導者の育成

スポーツ活動の推進

- ・健康体力づくり、生きがいづくりのためのスポーツ活動の推進

ボランティア活動の推進

- ・心をつなぐともしびグループ活動推進事業
- ・健康づくり推進員支援事業（再）
- ・運動普及推進員支援事業（再）
- ・食生活改善推進事業（再）

高齢者クラブ活動の推進

- ・老人クラブ補助金交付事業（再）

就労の促進

- ・高年齢者就業機会確保等事業
- ・就職困難者等雇用促進助成事業
- ・労政広報紙発行事業
- ・生活・就労支援センターかごしまの運営・活用
- ・新規創業者等育成支援事業

第2章 高齢者の安心・快適な暮らしの確保



1 在宅福祉サービスの充実

(1) 在宅生活を支援する福祉サービスの充実

【現状と課題】

高齢者の多くは介護が必要な状態になっても、可能な限り在宅で生活することを希望する一方、健康や介護のことなどこれからの生活に不安を感じています。そのため、高齢者が住み慣れた地域で安心して快適に過ごせるよう、必要な福祉サービス（介護保険外サービス）等の充実を図っていく必要があります。

【今後の方策】

在宅での介護を必要とする高齢者やその家族介護者、ひとり暮らし高齢者等の保健衛生、福祉の向上や経済的負担の軽減及び介護による離職を防止し、高齢者が安心・快適に過ごせるよう、各種福祉サービスの充実を図ります。

【具体的取組】

在宅生活の支援

- ・紙おむつ等助成事業
- ・老人介護手当支給事業
- ・家族介護講習会等開催事業
- ・家族介護慰労金支給事業
- ・ワーク・ライフ・バランスを目指す事業所応援事業
- ・生活支援体制整備事業（再）
- ・虚弱高齢者等福祉用具給付事業
- ・寝たきり高齢者等理髪・美容サービス事業
- ・寝たきり高齢者等寝具洗濯サービス事業
- ・寝たきり高齢者等訪問歯科診療推進補助事業
- ・特別障害者手当等支給事業

ひとり暮らし高齢者等への支援

- ・ひとり暮らし高齢者等安心通報システム設置事業
- ・高齢者福祉電話設置事業
- ・心をつなぐ訪問給食事業

- ・高齢者短期入所事業
- ・家庭ごみの高齢者等戸別収集サービス（まごころ収集）事業
- ・粗大ごみの家屋内収集
- ・エンディングノート作成等事業

2 安全で住みよい環境づくりの推進

(1) 高齢者のニーズに応じた住環境の整備

【現状と課題】

加齢により身体の機能が低下した場合でも、高齢者ができるだけ自立し安心して安全な在宅生活を営むためには、住宅のバリアフリー化が必要とされています。そのため、住宅のバリアフリー化をはじめ高齢者が安心して安全な生活ができる住環境の整備を図る必要があります。

【今後の方策】

個人の既存住宅のバリアフリー化を支援するとともに、民間活力を生かしたサービス付き高齢者向け住宅等の整備や、住宅セーフティネット制度を活用した高齢者の民間賃貸住宅等への円滑な入居を促進します。

また、市営住宅においてもバリアフリー化を基本とした整備を進めるほか、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅に対して、集団指導を実施するなど、指導の充実を図るとともに、介護サービス相談員を派遣するなど、サービスの質の確保に努めます。

【具体的取組】

住宅のバリアフリー化

- ・高齢者住宅改造費助成事業
- ・住宅改修支援事業
- ・セーフコミュニティの推進（再）

高齢者向け住宅の環境整備

- ・高齢者住宅生活援助員派遣事業
- ・市営住宅における高齢者等のためのバリアフリー整備
- ・市営住宅における高齢者世帯向け住宅の供給
- ・優良賃貸住宅供給促進事業
（サービス付き高齢者向け住宅の供給促進等）
- ・セーフティネット住宅の登録促進
- ・住宅確保サポート事業

高齢者向け住宅の質の確保

- ・有料老人ホーム等に対する集団指導の実施

- ・ 有料老人ホーム等への指導や立入検査の実施
- ・ 介護サービス相談員の派遣（再）

（2）高齢者が安心して暮らせるまちづくり

【現状と課題】

加齢により身体の機能が低下した場合でも、高齢者が自立した日常生活や社会生活を送ることができるまちづくりを推進することが重要です。そのため、高齢者が安心して外出できるよう、施設や交通機関等の安全性・利便性の向上を図る必要があります。

また、高齢化の進行に伴い、交通事故の被害だけでなく、高齢運転者による事故の割合が増加しているほか、消費生活相談件数の全体に占める高齢者の割合は依然として高いことから、交通安全教育の推進や消費者被害を防止していく必要があります。

【今後の方策】

高齢者が生活しやすいまちづくりを推進するため、建築物、道路等のバリアフリー化による安全性・利便性の向上や、高齢者への身体的負担の少ない交通環境づくりに努めます。

また、高齢者の特性等を踏まえた交通安全対策を推進するほか、消費者トラブルに関する相談対応や消費者啓発を行うとともに、関係機関と連携し、消費者被害の救済と未然防止を図ります。

【具体的取組】

建築物、道路等の環境整備

- ・ 高齢者等が生活しやすいまちづくりや環境づくりの推進
- ・ 自転車等の放置防止対策及び自転車等駐車場管理運営事業
- ・ 市道バリアフリー推進事業
- ・ 交通バリアフリー基本構想推進事業

交通機関の利便性の向上

- ・ 敬老パス交付事業（再）
- ・ 友愛パス交付事業（再）
- ・ 友愛タクシー券交付事業（再）
- ・ 低公害低床型バスの運行
- ・ 超低床電車の運行
- ・ 公共交通不便地対策事業

交通安全対策の推進

- ・ お達者クラブ交通安全教室事業
- ・ 高齢者運転免許自主返納サポート制度

- ・セーフコミュニティの推進

消費者被害の未然防止

- ・消費生活相談事業
- ・消費者啓発事業
- ・A（悪質商法）B（撲滅）C（シティ）消費者情報ネットかごしま事業
- ・地域消費者サポーター育成事業
- ・ともしびグループ活動支援事業（再）
- ・認知症オレンジサポーター養成事業（認知症等見守りメイトの養成）（再）

その他高齢者にやさしいまちづくりの推進

- ・安心安全パートナーシップ事業
- ・安心安全教育指導員設置事業

3 災害・感染症対策の充実

（1）大規模災害や感染症など危機事象への対策の充実

【現状と課題】

近年、大規模災害や、新型コロナウイルス感染症の感染拡大などの危機事象により、高齢者が犠牲となる事例が相次いでいます。

高齢者は、迅速・的確な避難等の行動が取りにくく、被災しやすいことや、感染症に患時は重症化する危険性が高いことからこれまでの災害や新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえた危機事象への対策が不可欠です。

介護事業所等においては、災害及び感染症対策に係る計画等の策定や訓練等の実施、必要な物資の備蓄、設備等の整備など、平時から備えておかなければなりません。また、介護サービスは、利用者やその家族の生活のために欠かせないものであり、災害や感染症の発生時においてもサービス提供の継続が求められます。そのため、日頃から関係機関や介護事業所等と連携し、災害や感染症への対策の充実を図る必要があります。

【今後の方策】

本市の「地域防災計画」・「新型インフルエンザ等対策行動計画」や、介護事業所等が作成する「非常災害対策計画」・「業務継続計画」等に基づき、災害時における自力避難が困難な高齢者の安全確保を図るとともに、介護事業所等での災害や感染症の対策に必要な物資の備蓄、設備等の整備を促進します。

また、介護事業所等における避難確保計画に係る実効性を高めるための運用支援を行うとともに、訓練等の実施や、必要な物資の備蓄状況を定期的に確認するなど、関係機関等とも連携した取組を進めます。

【具体的取組】

災害への対策

- ・介護事業所等への指導等の実施
（訓練や備蓄状況の定期的な確認の実施）
- ・介護老人福祉施設等整備費補助事業（再）
- ・社会福祉施設避難確保計画運用支援事業
- ・避難行動要支援者避難支援等事業
- ・自主防災組織育成促進事業

感染症への対策

- ・介護事業所等への指導等の実施
（研修や備蓄状況の定期的な確認の実施）
- ・介護老人福祉施設等整備費補助事業（再）
- ・感染症予防医療事業（再）
- ・新型インフルエンザ等対策行動計画推進事業
- ・感染症に強いまちづくり推進事業
- ・感染症予防計画の推進

第3章 認知症対策・権利擁護の推進



1 認知症の人やその家族への支援の充実

(1) 認知症に関する理解の促進や情報提供

【現状と課題】

2025年には、65歳以上の5人に1人が認知症になると推計されています。認知症は誰もがなりうるものであり、家族や身近な人が認知症になることなどを含め、多くの人にとって身近なものとなっています。

令和6年1月に施行された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法（以下、「認知症基本法」という。）」では、認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深めるとともに、共生社会の実現に寄与するよう努めることが、国民の責務と定められました。

こうした背景を受け、認知症の人やその家族が尊厳を保持しつつ希望を持って地域のよい環境で自分らしく暮らし続けるために、認知症への社会の更なる理解を深めるとともに、認知症に関する相談窓口の認知度が低い現状を踏まえ、本人に必要なサービスがつながるよう適切な情報を提供する必要があります。

【今後の方策】

認知症の状態に応じた適切な医療や介護サービスなどの提供の流れを示した認知症ケアパスや認知症及びその予防に関する正しい知識の普及、相談窓口の周知等、情報提供に努めます。

また、情報提供に際しては、より多くの方に情報が届くよう手段等の改善に努めます。なお、施策の実施等に当たっては、認知症基本法に基づいて国が策定する「認知症施策推進基本計画」等で示される国と地方公共団体との役割分担等を踏まえ、地域の実情に応じて必要な対応を行います。

【具体的取組】

認知症に関する理解の促進

- ・ 認知症ケアパスの普及
- ・ 世界アルツハイマー月間に合わせたイベントの開催
- ・ 認知症オレンジサポーター養成事業
(認知症サポーターの養成、認知症介護教室)

- ・福祉読本作成事業（再）
- ・セーフコミュニティの推進（再）
- ・シニア世代のヘルスプロモーション事業（再）
- ・お達者クラブ運営支援事業（再）
- ・すこやか長寿健康支援事業（再）
- ・クイズで分かる認知症特設ページ作成事業（再）

認知症に関する情報提供

- ・認知症対応型共同生活介護（グループホーム）等の情報提供
- ・相談窓口の周知・広報
- ・市政出前トークを活用した普及・啓発
- ・クイズで分かる認知症特設ページ作成事業

（2）認知症の人やその家族を支える支援体制の構築

【現状と課題】

高齢化の進行に伴い、認知症の人は今後ますます増加すると見込まれています。認知症の発症を遅らせ、認知症になっても尊厳を保持しつつ希望を持って住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる社会が求められていることから、本人やその家族に、早い段階から関わり、当事者の視点を重視することを基本としつつ、「共生」と「予防」を車の両輪として、それぞれの状況に応じた適切な支援を提供していく必要があります。

【今後の方策】

認知症地域支援推進員を中心として、医療機関、介護サービス事業所などと相互に連携し、地域における支援体制を構築するとともに、地域包括支援センターに配置している認知症初期集中支援チームを活用し、当事者の意向を十分に把握する中で、早期段階からの適切な支援を行うなど、認知症基本法等を踏まえ、各種施策を推進します。

また、本人やその家族が、地域における交流や社会活動への参画、それらの活動を通じた意見表明等を行えるようチームオレンジ設置運営支援事業により引き続き支援を行います。なお、施策の実施等に当たっては、認知症基本法に基づいて国が策定する「認知症施策推進基本計画」等で示される国と地方公共団体との役割分担等を踏まえ、地域の実情に応じて必要な対応を行います。

【具体的取組】

医師や精神保健福祉相談員等による相談、訪問指導

- ・認知症施策推進事業（認知症介護の電話相談）
- ・認知症初期集中支援推進事業

- ・精神保健福祉推進事業（再）

地域における支援体制の構築

- ・認知症施策推進事業（認知症地域支援推進員及び嘱託医の設置）
- ・認知症オレンジサポーター養成事業（認知症等見守りメイトの養成）
- ・チームオレンジ設置運営支援事業
- ・高齢者見守り支援事業
- ・認知症対応型共同生活介護（グループホーム）等の整備
- ・認知症あんしんサポート事業
- ・SOSネットワークシステム（県警実施）との連携
- ・エンディングノート作成等事業（再）

2 高齢者の権利擁護の推進

（1）成年後見制度の利用促進

【現状と課題】

認知症や知的・精神障害などで判断能力が十分でなくなった方は預貯金などの管理や介護サービスの契約などを自分ですることが難しくなる場合があることから、成年後見制度を利用するケースが増加しています。

そのような中、国においては、成年後見制度の利用を必要とする人が尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制の整備等を目指すため、成年後見制度利用促進基本計画を策定し、講ずべき主な施策として、適切な後見人等の選任や不正防止の徹底、地域連携ネットワークづくり等を掲げており、本市においてもそれらの課題に取り組む必要があります。

【今後の方策】

認知症などにより判断能力の低下が見られる場合は、適切な介護サービスの利用や金銭的管理などの権利擁護のために関係機関と連携し、日常生活の自立支援や成年後見制度の利用促進などを行います。

成年後見制度の利用促進に当たっては、国の計画に沿って策定した成年後見制度利用促進計画を実行するため、県弁護士会など専門職団体や民間・地域関係団体などで構成する「成年後見制度推進協議会」において、適切な後見人等の選任や不正防止の徹底など、具体的な取組内容等について協議するとともに、同協議会のネットワークを活用して、支援が必要な人を適切に制度の利用に繋がめます。

【具体的取組】

成年後見制度等の利用促進

- ・成年後見制度利用支援事業

- ・ 成年後見制度利用促進事業
（成年後見センター運営業務、成年後見制度推進協議会の運営）
- ・ 福祉サービス利用支援事業の広報・案内
- ・ エンディングノート作成等事業（再）

（2）高齢者虐待防止対策の推進

【現状と課題】

高齢者虐待は、家族等の介護疲れなどに起因するストレスの増大や、家庭内における精神的・経済的な依存関係等のバランスの崩れなど、様々な要因が重なり合って発生しており、早期発見・早期対応や高齢者及び養護者への支援が必要です。

また、養介護施設従事者等による高齢者虐待も発生しており、研修等の実施による介護事業所等における対応力の強化が必要です。

【今後の方策】

警察など関係機関で構築されたネットワークを活用し、高齢者虐待の防止や早期発見、虐待を受けた高齢者や養護者に対する支援を行うとともに、発生した虐待の要因等を分析し、再発防止に取り組むほか、県と連携して、介護事業所等に対し、養介護施設従事者等への研修実施を求めるなど、高齢者虐待防止対策を推進します。

【具体的取組】

高齢者虐待防止対策の推進

- ・ 高齢者虐待防止ネットワーク推進事業
- ・ 高齢者虐待防止研修会の開催
- ・ 介護事業所等への指導等の実施
- ・ 地域包括支援センターによる権利擁護の推進
- ・ セーフコミュニティの推進（再）

第4章 介護予防・地域支援体制の充実



1 介護予防・健康づくりの推進

(1) 介護予防の充実

【現状と課題】

高齢者は、加齢に伴う身体的な機能の低下や複数の慢性疾患に加え、社会的な繋がりや生活の低下といった多様な課題や不安を抱えており、また、新型コロナウイルス感染症の影響により、通いの場の活動を自粛している状況が見られるなど、フレイル（健康な状態と要介護状態の中間の段階）状態になりやすい傾向にあることから、フレイル予防や介護予防の取組を推進することが必要となっています。

【今後の方策】

介護予防・日常生活支援総合事業を推進し、フレイル予防や介護予防のための多様なサービス提供のみならず、活動的で生きがいを持てる生活を営むことができるよう通いの場への参加を促す等、高齢者本人を取り巻く環境へのアプローチを含めた介護予防の充実を図ります。

【具体的取組】

介護予防・生活支援サービス事業の充実

- ・訪問型サービス事業
- ・通所型サービス事業
- ・訪問型短期集中予防サービス（訪問型個別支援）事業
- ・訪問型住民主体サービス事業
- ・短期集中運動型サービス検討事業

一般介護予防事業の充実

- ・介護予防等の支援が必要な高齢者の把握
- ・シニア世代のヘルスプロモーション事業
- ・一般介護予防（口腔・栄養・運動）複合教室事業
- ・地域リハビリテーション活動支援事業
- ・お達者クラブ運営支援事業
- ・健康づくり推進員支援事業
- ・よかよか元気クラブ活動支援事業

- ・ ICTを活用した地域介護予防活動支援事業
- ・ 高齢者いきいきポイント推進事業
- ・ 高齢者料理教室支援事業
- ・ 高齢者のしおり作成事業
- ・ 心をつなぐともしびグループ活動推進事業（再）

介護予防推進のための体制づくり

- ・ 地域包括支援センターの機能強化（再）
- ・ 地域ケア会議等の開催・充実（分科会の開催）（再）
- ・ 生活支援体制整備事業（再）

(2) 健康づくりの推進

【現状と課題】

肥満や運動不足、食塩のとり過ぎなど、生活習慣に課題のある人や、ストレスなどにより、こころに悩みを抱えている人が増えていることから、市民一人ひとりが自分にあった健康づくりや食生活など健康的な生活習慣を確立する必要があります。

【今後の方策】

鹿児島市健康増進計画（「かごしま市民すこやかプラン」）やかごしま市食育推進計画に基づく様々な取組により、関係機関等と連携して、市民一人ひとりが主体的な健康づくりに取り組めるよう支援します。

【具体的取組】

市民参画による健康づくり

- ・ 健康増進計画推進事業
- ・ 受動喫煙防止対策事業
- ・ 働く世代の健康づくり事業
- ・ 地域保健活動事業

運動による健康づくり

- ・ 運動普及推進員支援事業

食を通じた健康づくり

- ・ 食育推進事業
- ・ 食育フェスタ開催事業
- ・ 栄養改善対策事業
- ・ 食生活改善推進事業

こころの健康づくり

- ・ シニア世代のヘルスプロモーション事業（再）
- ・ 精神保健福祉推進事業（再）

- ・自殺対策事業

温泉等を活用した健康づくり

- ・健康増進施設管理運営事業
- ・スパランド裸・楽・良管理運営事業
- ・マリニピア喜入管理運営事業
- ・高齢者すこやか温泉講座開催事業（再）

ボランティア等による健康づくり

- ・健康づくり推進員支援事業（再）
- ・運動普及推進員支援事業（再）
- ・食生活改善推進事業（再）
- ・精神保健福祉推進事業（再）

（3）保健予防の充実

【現状と課題】

高齢化の進行やライフスタイルの変化等に伴い、がんや糖尿病などの生活習慣病やこころの病、感染症等にかかるリスクが高まることから、保健予防の充実による健康寿命の延伸及び生活の質の向上に向けた取組が求められています。

【今後の方策】

健康寿命の延伸及び生活の質の向上を図るため、がん検診等の体制の充実や、生活習慣病の重症化予防のための支援を行うとともに、定期予防接種の実施などにより感染症の発生及びまん延の防止を図ります。

また、こころの病への相談支援、難病患者等への地域における療養についての施策を推進します。

【具体的取組】

受診しやすい各種検（健）診体制等の充実

- ・元気いきいき検診事業
- ・特定健康診査事業
- ・長寿健康診査事業
- ・はり・きゅう施設利用補助
- ・人間ドック・脳ドック利用補助

正しい生活習慣を身につけるための健康教育

- ・生活習慣改善支援事業
- ・シニア世代のヘルスプロモーション事業（再）
- ・すこやか長寿健康支援事業（再）

利用しやすい健康相談体制の充実

- ・生活習慣改善支援事業（再）
- ・シニア世代のヘルスプロモーション事業（再）
- ・個別保健指導事業（再）
- ・すこやか長寿健康支援事業（再）

訪問指導等による個別支援

- ・個別保健指導事業
- ・健診受診者保健指導事業
- ・すこやか長寿健康支援事業（再）

感染症予防対策

- ・胸部エックス線撮影健康診断事業
- ・結核予防医療事業
- ・定期予防接種事業
- ・感染症予防医療事業

精神保健福祉対策

- ・精神保健福祉推進事業
- ・精神障害者ふれあい交流事業
- ・精神障害者相談事業
- ・精神保健福祉交流センター管理運営事業

難病患者支援対策

- ・難病患者地域支援事業
- ・難病ガイドブック作成配布事業

歯科保健対策

- ・元気いきいき検診事業（再）
- ・歯科保健事業

2 地域包括ケアシステムの深化・推進

(1) 高齢者を地域全体で支えるための体制整備

【現状と課題】

高齢者人口の増加と生産年齢人口の減少に伴い、少ない現役世代で多くの高齢者を支えるという構造が強まることから、高齢者を地域全体で支えあう社会を構築することが求められています。

多くの高齢者は要介護状態になっても自分が住み慣れた地域での生活を続けることを希望しているため、日常の生活の場において、多様なサービスを受けられる体制づくりが必要となっています。とりわけ、自立支援・重度化防止を図るうえでは、日常生活の活動能力を高めるリハビリテーションが必要となっており、地域における社会参加の実現を含め、生活の質の向上に向けたサービス提供体制のさらなる充実が求められています。

【今後の方策】

高齢者が、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の実情に応じて、医療、介護、介護予防、住まい及び日常生活の支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの深化・推進を図り、高齢者を地域全体で支えるための各種取組を推進します。

【具体的取組】

在宅医療・介護の連携推進

- ・地域の医療・介護サービス資源の把握（再）
- ・在宅医療・介護に関する在宅医療のパンフレット配布（再）
- ・在宅医療・介護に関する市民向け講演会の開催（再）
- ・在宅医療・介護従事者向け研修会の開催（再）
- ・在宅医療・介護連携に関する相談支援（再）
- ・エンディングノート作成等事業（再）

介護保険サービス及び介護予防サービスの充実強化

- ・在宅サービス・地域密着型サービスの整備
- ・介護予防・生活支援サービス事業
- ・一般介護予防事業

自立支援・重度化防止のための体制づくり

- ・短期集中運動型サービス検討事業（再）
- ・介護サービス事業所への普及・啓発
- ・地域リハビリテーション活動支援事業（再）
- ・地域ケア会議等の開催・充実（分科会の開催）（再）
- ・在宅医療と介護の連携推進事業
- ・介護サービス事業者等講演会の開催（再）

高齢者のニーズに応じた住宅の提供

- ・有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅などの情報提供
- ・市営住宅における高齢者等のためのバリアフリー整備（再）
- ・優良賃貸住宅供給促進事業
（サービス付き高齢者向け住宅の供給促進等）（再）
- ・軽費老人ホーム（谷山荘）管理運営事業
- ・軽費老人ホーム（ケアハウス）事務費補助事業

多様な生活支援サービスの提供

- ・ひとり暮らし高齢者等安心通報システム設置事業（再）
- ・心をつなぐともしびグループ活動推進事業（再）
- ・心をつなぐ訪問給食事業（再）

- ・生活支援体制整備事業

地域包括支援センターを中心とした地域ネットワークの構築

- ・地域ケア会議等の開催・充実（分科会の開催）（再）
- ・地域包括支援センター運営協議会の開催（再）
- ・地域包括支援センターの機能強化（再）

認知症の人やその家族への支援

- ・認知症施策推進事業（再）
- ・認知症初期集中支援推進事業（再）
- ・認知症オレンジサポーター養成事業（再）
- ・認知症あんしんサポート事業（再）
- ・チームオレンジ設置運営支援事業（再）

地域共生社会の実現に向けた取組

- ・重層的支援体制の整備（再）

(2) 在宅医療・介護の連携推進

【現状と課題】

本市では、要支援・要介護認定者のうち、約5割が在宅医療を利用している、または、利用したいとの意向を示しています。

今後、医療ニーズ及び介護ニーズを併せ持つ慢性疾患または認知症等の高齢者の増加が見込まれており、また、高齢者は他の年代に比べて疾病治療の受療率が高く、年齢が高くなるほど要支援・要介護の認定率も高くなっていることから、医療と介護のさらなる連携が必要となっています。

【今後の方策】

医療と介護の両方のサービスを必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制を構築するため、医療機関と介護サービス事業者などの関係者の連携をさらに推進します。

【具体的取組】

切れ目のない在宅医療・介護従事者の連携体制の構築

- ・在宅医療・介護の連携推進協議会の開催
- ・在宅医療・介護従事者向け研修会の開催（再）
- ・在宅医療・介護サービスの情報の共有支援
- ・二次医療圏内の関係市町村の連携

在宅医療に関する情報提供

- ・地域の医療・介護サービス資源の把握
- ・在宅医療・介護連携に関する相談支援

- ・在宅医療・介護に関する在宅医療のパンフレット配布
- ・在宅医療・介護に関する市民向け講演会の開催
- ・アドバンス・ケア・プランニング（人生会議）の普及・啓発
- ・エンディングノート作成等事業（再）

在宅医療・介護従事者の資質向上

- ・在宅医療・介護従事者向け研修会の開催

認知症の人やその家族に対する支援

- ・認知症初期集中支援推進事業（再）

(3) 地域包括支援センターの機能強化

【現状と課題】

本市では、圏域ごとに地域包括支援センターを17か所、さらにサブセンターを3か所に設置しており、地域において、高齢者やその家族への相談支援、介護予防ケアマネジメント、虐待防止、権利擁護等の業務を行っています。

高齢者人口の増加とともに、利用者も着実に増えてきており、さらに、認知症高齢者の家族やヤングケアラーなど家族介護者への支援に加え、重層的支援体制整備事業における相談支援等の役割も担うことが期待されることを踏まえ、障害分野や児童福祉分野など他分野との連携を促進するなど、地域における役割がさらに重要となっていることから、同センターの機能強化を図る必要があります。

【今後の方策】

地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムの深化・推進を図るための中核機関であり、地域共生社会の実現に向けて、その役割はさらに重要なものとなってきていることから、圏域内の高齢者人口に応じて適切に職員を配置するなど、同センターが相談支援や介護予防ケアマネジメント、虐待防止、権利擁護等の機能を最大限発揮するとともに、他分野との連携促進を図る体制整備と環境づくりを進めます。

【具体的取組】

地域包括支援センターの体制整備

- ・地域包括支援センターの機能強化
- ・生活支援体制整備事業（生活支援コーディネーターの設置）（再）
- ・認知症施策推進事業（認知症地域支援推進員及び嘱託医の設置）（再）
- ・認知症初期集中支援推進事業（再）
- ・チームオレンジ設置運営支援事業
（チームオレンジコーディネーターの設置）（再）
- ・地域包括支援センター運営協議会の開催

- ・職員研修の実施

地域の関係機関との連携

- ・地域ケア会議等の開催・充実（分科会の開催）
- ・地域包括支援センターによる関係機関等とのネットワーク構築

地域包括支援センターの役割の明確化

- ・地域包括支援センター事業実施方針に基づいた業務運営

家族介護者への支援

- ・認知症施策推進事業（再）
- ・認知症初期集中支援推進事業（再）
- ・認知症オレンジサポーター養成事業（再）
- ・認知症あんしんサポート事業（再）
- ・チームオレンジ設置運営支援事業（再）
- ・ヤングケアラーを支援する関係機関との連携による相談支援
- ・ヤングケアラーが介護している高齢者に対する各種サービスの情報提供

地域共生社会の実現に向けた取組

- ・重層的支援体制整備事業における相談支援

(4) 地域づくりの支援

【現状と課題】

地域のつながりが希薄化する中、高齢単身世帯及び高齢夫婦世帯が増加してきており、地域で孤立しやすい状況におかれている方への対応が、これまで以上に求められています。そのため、校区社会福祉協議会や地域コミュニティ協議会、民生委員・児童委員、町内会、高齢者クラブ、市民活動団体など地域の関係団体が緊密に連携しながら、地域住民が主役の福祉活動を推進していく必要があります。

【今後の方策】

高齢者が地域で孤立せずに安心して暮らせるよう、地域による福祉活動を推進するため、「鹿児島市地域福祉計画」や「鹿児島市コミュニティビジョン」等を基本に、地域コミュニティ組織間の連携の支援や地域福祉ネットワークの推進に努めるとともに、地域住民が共に助け合い、支え合う地域づくりを支援します。

【具体的取組】

地域福祉の推進

- ・地域福祉ネットワークの推進
- ・民生委員・児童委員による援護を必要とする住民の見守りと相談支援活動の推進

- ・ 民生委員児童委員見守り活動支援事業
- ・ 関係機関団体相互の意見交換会等の実施
- ・ ボランティア活動の促進、啓発
- ・ 重層的支援体制の整備

住民参加の促進

- ・ 老人クラブ補助金交付事業（再）
- ・ 地域ケア会議等の開催・充実（分科会の開催）（再）
- ・ 生活支援体制整備事業（再）
- ・ お達者クラブ運営支援事業（再）
- ・ よかよか元気クラブ活動支援事業（再）

地域福祉の関係団体の育成、支援

- ・ 心をつなぐともしびグループ活動推進事業（再）
- ・ 地域福祉推進事業
- ・ 社会福祉協議会補助金
- ・ 民生委員児童委員活動促進事業
- ・ 地域福祉館管理運営事業
- ・ 地域保健活動事業（再）
- ・ コミュニティビジョン推進事業
- ・ ボランティア推進校支援事業補助金

福祉への理解の促進

- ・ 保育所地域活動事業（世代間交流等事業）
- ・ 福祉読本作成事業
- ・ 学校における福祉、ボランティア活動
- ・ 地域ふれあい交流助成事業（再）
- ・ すこやか長寿まつり開催事業（再）
- ・ わくわく福祉交流フェア事業

3 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進

(1) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進

【現状と課題】

高齢者は複数の慢性疾患に加え、認知機能や社会的な繋がりが低下するといったいわゆるフレイル状態になりやすい傾向にあることから、高齢者一人ひとりに対して、きめ細かな支援を実施するため、生活習慣病等の疾病予防・重症化予防と、フレイル対策等の介護予防を一体的に実施することが必要となっています。

【今後の方策】

人生100年時代を見据え、高齢者の健康増進を図り、できる限り健やかに過ごせるよう、医療、介護、健康診査等のデータ分析により、地域及び高齢者の健康課題を把握し、高齢者への個別的支援や通いの場等への積極的な関与を行うなど、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施を推進します。

【具体的取組】

地域課題の分析と対象者の把握や医療関係団体等との連携

- ・高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業

高齢者に対する個別的支援（ハイリスクアプローチ）

- ・すこやか長寿健康支援事業

通いの場等への積極的な関与（ポピュレーションアプローチ）

- ・すこやか長寿健康支援事業（再）
- ・シニア世代のヘルスプロモーション事業（再）
- ・よかよか元気クラブ活動支援事業（再）
- ・お達者クラブ運営支援事業（再）
- ・地域リハビリテーション活動支援事業（再）
- ・一般介護予防（口腔・栄養・運動）複合教室事業（再）

第5章 介護サービスの充実



1 介護保険対象サービスの提供

(1) 在宅サービスの提供

【現状と課題】

多くの高齢者は要介護状態になっても在宅での生活を希望しています。そのような方が可能な限り在宅での生活を続けられるよう、在宅サービスの円滑な提供を確保する必要があります。

【今後の方策】

在宅サービスについては、今後とも適正なサービス利用量を見込み、事業者
に情報を提供することにより、必要なサービス量が確保されるよう努めます。

【具体的取組】

介護保険対象サービスの提供

- ・訪問介護（ホームヘルプ）
- ・訪問入浴介護
- ・訪問看護
- ・訪問リハビリテーション
- ・居宅療養管理指導
- ・通所介護（デイサービス）
- ・通所リハビリテーション（デイケア）
- ・短期入所生活介護（ショートステイ）
- ・短期入所療養介護（ショートステイ）
- ・特定施設入居者生活介護
- ・福祉用具貸与
- ・特定福祉用具販売
- ・住宅改修費支給
- ・居宅介護支援

サービス利用の促進

- ・住宅改修支援事業（再）
- ・訪問介護等利用者負担助成事業
- ・低所得者利用者負担助成事業
- ・介護ワンストップサービス

(2) 施設サービスの提供

【現状と課題】

身体の状態や家庭の状況等により、在宅での生活を継続していくことが困難となり、施設に入所する高齢者が増加しています。これに対応するため、施設への入所待機者の状況等も踏まえ、施設サービス基盤を確保する必要があります。

【今後の方策】

施設サービスについては、これまでの利用実績や入所待機者の状況、介護保険料への影響などを考慮しながら、必要数を確保します。

【具体的取組】

介護保険対象サービスの提供

- ・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
- ・介護老人保健施設（老人保健施設）
- ・介護医療院

サービス利用の促進

- ・低所得者利用者負担助成事業（再）

(3) 地域密着型サービスの提供

【現状と課題】

多くの高齢者は要介護状態になっても住み慣れた地域での生活を希望しています。そのような方が可能な限り住み慣れた地域での生活を続けられるよう、地域密着型サービスの円滑な提供を確保する必要があります。

【今後の方策】

地域密着型サービスについては、今後の利用動向等を踏まえながら、日常生活圏域において可能な限り均一にサービスが提供できるよう整備を促進します。

【具体的取組】

介護保険対象サービスの提供

- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ・夜間対応型訪問介護
- ・認知症対応型通所介護
- ・小規模多機能型居宅介護
- ・認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
- ・地域密着型特定施設入居者生活介護

- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ・看護小規模多機能型居宅介護
- ・地域密着型通所介護

サービス利用の促進

- ・訪問介護等利用者負担助成事業（再）
- ・低所得者利用者負担助成事業（再）

2 介護サービスの質的向上

(1) 介護サービス基盤の整備の促進

【現状と課題】

高齢化の進行が見込まれる中、要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域での生活を継続することを希望する高齢者や、在宅での生活を継続していくことが困難となり、施設に入所することを希望する高齢者など、様々な介護ニーズに対応できるよう、地域の実情に合わせて、介護サービス基盤の整備を促進する必要があります。

【今後の方策】

施設サービス・地域密着型サービスについては、これまでの利用実績や入所待機者の状況、介護保険料への影響、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を考慮し、老朽化した施設の建て替えや修繕を含む必要な整備を推進するとともに、施設入所者の生活環境の向上を図るため、利用者のニーズを考慮しながら介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等のユニット化などを促進します。

【具体的取組】

施設サービス・地域密着型サービス基盤の整備

- ・介護老人福祉施設等整備費補助事業

老朽化した介護老人福祉施設等の建て替え・修繕の促進

- ・介護老人福祉施設等整備費補助事業（再）

介護老人福祉施設等のユニットケアの促進

- ・介護老人福祉施設等整備費補助事業（再）

(2) 介護人材確保・介護現場生産性向上の促進

【現状と課題】

高齢者人口の増加に伴い、介護や支援を必要とする人は、今後も増加する一方、現役世代人口の減少に伴い、介護人材の不足が見込まれます。こうした中、利用者が安心して質の高い介護サービスを受けられるようにするためには、介

介護人材を確保・育成するための取り組みに加え、将来にわたって安定的な介護サービスの提供体制を確保していく観点から、職員の負担軽減、職場環境の改善などの介護現場の生産性向上に取り組む必要があります。

【今後の方策】

介護人材確保のため、新規就労につながる取組や職場環境改善に向けた取組の実施、介護職場の魅力発信など、就労促進や早期離職の防止に努めるとともに、介護支援専門員や介護職員などを対象とした研修・講習会を開催するなど、介護に携わる人材の育成を図ります。

また、オンライン申請システムの活用や、職場環境等の改善に向けた研修や改善事例の共有、介護ロボットやICTの活用事例の周知など、介護現場の生産性向上を促進する取組を推進します。

【具体的取組】

介護人材の確保

- ・関係団体と連携した新規就労促進の取組
- ・関係団体と連携したインターンシップ等の受入
- ・介護事業所経営力強化研修の実施（再）
- ・職場環境等の改善事例を共有する取組
- ・関係団体と連携した職場体験の実施
- ・若者就職応援フェア「みらいワーク“かごしま”」等による魅力発信
- ・介護人材の確保に資する県や他団体の情報提供
- ・介護人材の確保支援と処遇改善の推進
- ・介護施設ボランティアポイント事業

介護人材の育成

- ・ケアプラン適正化指導検討会等の開催
- ・介護人材の育成に資する県や他団体の情報提供
- ・ボランティアセンターによる人材育成の支援
- ・介護予防・生活支援サービス従事者研修
- ・介護予防地域ケア会議等の開催

介護現場の生産性の向上

- ・オンライン申請システムの活用
- ・介護事業所経営力強化研修の実施
- ・職場環境等の改善事例を共有する取組（再）
- ・介護ロボットやICTの活用事例の周知

指導・監査の実施

- ・介護事業所等への指導・監査の実施

3 サービス提供のための体制づくり

(1) 介護給付の適正化の推進

【現状と課題】

高齢化の進行に伴う介護サービスの利用者数の増加により、介護費用は増大してきています。こうした中、介護保険制度の信頼感を高め、持続的運営を図るため、利用者に過不足のない適切な介護サービスを提供する必要があります。

【今後の方策】

ケアプラン作成技術の向上等を図るため、介護給付調査指導員による指導や、専門職によるケアプランの点検を行います。また、住宅改修給付の適正化を図るため、住宅改修調査員による調査等を行います。

このほか、介護サービス事業者を対象とした講演会を開催するなど、介護給付の適正化を図ります。

【具体的取組】

介護給付の適正化

- ・要介護認定の適正化
- ・介護給付調査指導員の配置
- ・介護保険住宅改修調査員の配置
- ・ケアプランの点検
- ・介護サービス事業者等講演会の開催
- ・縦覧点検と医療情報の突合

(2) 広報・相談体制の充実

【現状と課題】

介護サービス需要の増加・多様化に伴い、介護サービスのニーズも複雑化しており、相談窓口などの情報が必要な方に届いていない状況が見受けられます。このような中、サービス利用者の一人ひとりの異なるニーズに応え、疑問や不満、不安の解消を図り、介護保険を利用しやすい環境を整えるため、広報・相談体制の充実が必要となっています。

【今後の方策】

高齢者が必要に応じて適切なサービスを受けられるよう、介護サービスをはじめ、高齢者保健福祉の各種サービスの情報提供を行うとともに、苦情・相談に適切に対応できる相談体制の充実を図ります。

【具体的取組】

広報体制の充実

- ・制度周知用パンフレットの作成
- ・インターネットを活用した情報の提供
- ・市民のひろば等による広報
- ・サービス事業者ガイドブックの作成
- ・介護サービス情報公表システム（厚生労働省運用）の活用

相談体制の充実

- ・高齢者福祉相談員による相談体制の推進
- ・介護保険相談員の配置
- ・介護サービス相談員の派遣
- ・保健福祉総合相談・案内窓口事業
- ・認知症施策推進事業（認知症介護の電話相談）（再）
- ・地域包括支援センター等各種関係機関における相談支援

苦情等への対応

- ・県・国民健康保険団体連合会など関係機関との連携

医療機関等関係機関との連携強化

- ・救急医療市民講座開催事業
- ・地域包括支援センターによる関係機関等とのネットワーク構築（再）
- ・認知症施策推進事業（認知症地域支援推進員及び嘱託医の設置）（再）
- ・在宅医療と介護の連携推進事業（再）



第6編 サービスの見込量及び目標量



第6編 サービスの見込量及び目標量

第1章 高齢者人口等の推計

1 人口の推計

本市の人口については、住民基本台帳の人口を基にしたコーホート要因法により推計しました。

その結果、総人口は徐々に減少し、令和8年には586,633人、令和22年には525,549人になるものと推計されます。

一方、高齢者人口は徐々に増加し、令和8年には173,926人（高齢者の割合29.6%）、令和22年には177,008人（高齢者の割合33.7%）になるものと推計され、本市の高齢化は着実に進行していくものと推測されます。

【コーホート要因法】

同年又は同期間に出生した集団（コーホート）について、基準年次の生死（出生率、生残率）、移動（転出、転入）率等に基づいて、個々の指標を仮定して将来の人口変化を推計する方法

(単位：人)

区 分	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和22年 (2040年)
総人口	595,595	592,794	589,802	586,633	525,549
高齢者人口	170,680	172,144	173,107	173,926	177,008
65～74歳	83,284	81,059	79,207	77,445	73,401
75歳以上	87,396	91,085	93,900	96,481	103,607
40歳以上65歳未満	196,954	196,376	195,930	194,767	163,734

(注) 各年とも10月1日現在

2 被保険者数の推計

被保険者数については、上記人口の推計を基に推計しました。

(単位：人)

区分	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和22年 (2040年)
第1号被保険者数	170,382	171,844	172,805	173,623	176,688
65～74歳	83,150	80,929	79,080	77,321	73,282
75歳以上	87,232	90,915	93,725	96,302	103,406
第2号被保険者数	196,954	196,376	195,930	194,767	163,734

(注) 1 各年とも9月末現在

2 第2号被保険者数は「人口の推計」の40歳以上65歳未満と同数と推計

3 要支援・要介護認定者数の推計

要支援・要介護認定者数を推計にあたっては、40歳以上の推計人口を基に、令和3年から5年の9月末の要支援・要介護認定者出現率を参考に推計しました。

その結果、本市の要支援・要介護認定者数は、令和6年35,703人、令和8年36,495人、令和22年43,859人と、年々増加していくものと推計されます。

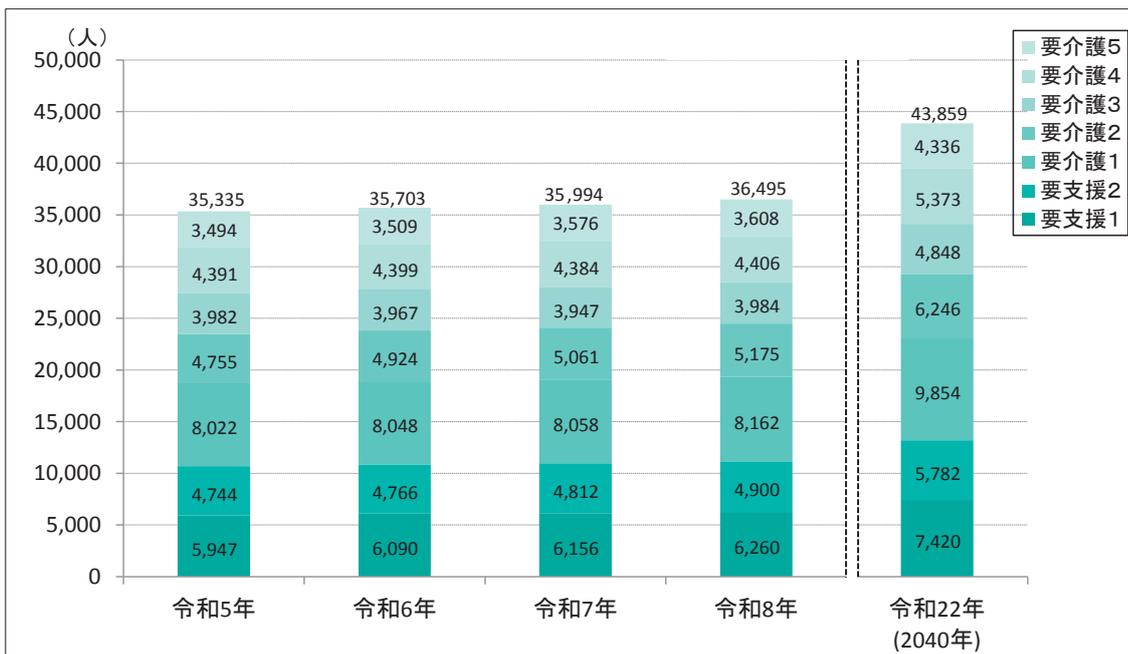
要支援・要介護認定者数の推計

(単位：人)

	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和22年 (2040年)
要支援1	5,947	6,090	6,156	6,260	7,420
要支援2	4,744	4,766	4,812	4,900	5,782
小計 A (要支援)	10,691	10,856	10,968	11,160	13,202
要介護1	8,022	8,048	8,058	8,162	9,854
要介護2	4,755	4,924	5,061	5,175	6,246
要介護3	3,982	3,967	3,947	3,984	4,848
要介護4	4,391	4,399	4,384	4,406	5,373
要介護5	3,494	3,509	3,576	3,608	4,336
小計 B (要介護)	24,644	24,847	25,026	25,335	30,657
合計(A + B)	35,335	35,703	35,994	36,495	43,859

(注) 1 各年とも9月末現在

2 要支援・要介護認定者数には第2号被保険者数を含む。



第2章 介護保険サービスの見込量

1 介護保険サービス見込量の考え方

(1) 居宅サービス及び介護予防サービスの見込量（特定施設入居者生活介護を除く。）

要介護者に対する居宅サービス量の見込み及び要支援者に対する介護予防サービス量の見込みにあたっては、令和5年度の利用実績を基礎として、必要な要素を総合的に勘案し、各年度におけるサービスの種類ごとの見込量を設定しました。

(2) 施設・居住系サービスの見込量

施設サービス・・・介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
居住系サービス・・・特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活 介護、認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応 型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護

施設・居住系サービスについては、これまでの施設整備や入所待機者の状況などを考慮して、各年度における介護サービスの種類ごとの見込量を設定しました。

(3) 地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスの見込量（認知症対応型共同生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く。）

要介護者に対する地域密着型サービス量の見込み及び要支援者に対する介護予防地域密着型サービス量の見込みにあたっては、令和5年度の利用実績を基礎として、必要な要素を総合的に勘案し、各年度におけるサービスの種類ごとの見込量を設定しました。

2 介護保険サービスの見込量

○介護（要介護1～5）

サービス区分		単位	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度 (2040年度)
			実績(見込)	見込	見込	見込	見込
居宅	訪問介護	回	1,066,147	1,092,121	1,096,616	1,097,006	1,332,578
	訪問入浴介護	回	10,181	10,756	11,330	12,023	13,356
	訪問看護	回	237,905	261,700	287,843	316,705	325,439
	訪問リハビリテーション	回	261,588	277,645	282,749	287,396	355,020
	居宅療養管理指導	人	79,944	84,060	85,140	86,196	106,896
	通所介護	回	643,778	664,662	681,607	698,545	860,389
	通所リハビリテーション	回	360,434	383,770	408,620	435,306	437,740
	短期入所生活介護	日	98,722	104,660	110,778	117,503	126,416
	短期入所療養介護	日	9,974	10,772	10,704	10,852	13,300
	福祉用具貸与	人	120,108	123,312	126,396	129,096	158,928
	特定福祉用具購入費	人	1,980	1,884	1,896	1,932	2,364
	住宅改修	人	1,488	1,428	1,428	1,440	1,776
	特定施設入居者生活介護	人	5,148	5,376	5,448	5,508	6,384
居宅介護支援	人	164,376	166,812	169,068	172,752	211,992	
地域密着型	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人	8,616	9,900	10,416	10,932	11,748
	夜間対応型訪問介護	人	0	120	132	228	288
	認知症対応型通所介護	回	33,205	34,795	36,468	38,058	40,130
	小規模多機能型居宅介護	人	5,292	5,436	5,556	5,700	5,940
	認知症対応型共同生活介護	人	23,844	24,408	25,044	25,332	29,700
	地域密着型特定施設入居者生活介護	人	960	972	972	984	1,200
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人	1,632	1,632	1,632	1,632	2,004
	看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)	人	2,508	2,760	2,844	2,928	3,228
地域密着型通所介護	回	475,608	481,927	486,221	493,105	608,441	
施設	介護老人福祉施設	人	29,424	30,420	31,416	32,424	36,072
	介護老人保健施設	人	14,532	14,532	14,532	14,532	18,048
	介護医療院	人	2,568	2,640	2,712	2,772	3,192

○介護予防(要支援1・2)

サービス区分		単位	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度 (2040年度)
			実績(見込)	見込	見込	見込	見込
居宅	介護予防訪問入浴介護	回	94	94	94	94	94
	介護予防訪問看護	回	15,766	17,368	19,146	21,101	20,406
	介護予防訪問リハビリテーション	回	22,853	20,779	21,209	21,538	25,430
	介護予防居宅療養管理指導	人	4,164	4,152	4,308	4,440	5,256
	介護予防通所リハビリテーション	人	20,760	22,104	23,544	25,080	27,648
	介護予防短期入所生活介護	日	1,296	1,356	1,416	1,476	1,380
	介護予防短期入所療養介護	日	115	192	192	192	230
	介護予防福祉用具貸与	人	33,228	34,356	34,728	34,932	41,316
	特定介護予防福祉用具購入費	人	768	696	720	720	852
	介護予防住宅改修	人	1,164	1,140	1,164	1,176	1,392
	介護予防特定施設入居者生活介護	人	744	780	804	804	912
	介護予防支援	人	47,796	48,984	50,016	50,928	60,228
	地域密着型	介護予防認知症対応型通所介護	回	276	276	276	276
介護予防小規模多機能型居宅介護		人	492	516	516	540	636
介護予防認知症対応型共同生活介護		人	144	144	144	144	180

第3章 地域支援事業の見込量

1 地域支援事業の見込量の考え方

地域支援事業については、これまでの利用実績を基礎として、必要な要素を総合的に勘案し、見込量を算定しました。

2 地域支援事業の見込量

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業

① 介護予防・生活支援サービス事業

サービス区分	単位	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度 (2040年度)
		実績(見込)	見込	見込	見込	見込
訪問型サービス	人	28,834	29,120	30,296	31,551	35,578
通所型サービス	人	66,769	66,829	69,529	72,407	82,726
訪問型短期集中予防サービス	人	74	77	80	82	88
介護予防ケアマネジメント	人	32,292	32,331	33,637	35,030	39,864

② 一般介護予防事業

事業の種別			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度 (2040年度)
	項目	単位	実績(見込)	見込	見込	見込	見込
シニア世代のヘルスプロモーション事業	教育開催回数	回	59	45	45	45	45
	相談開催回数	回	180	90	90	90	90
高齢者料理教室支援事業	開催回数	回	200	200	200	200	200
地域リハビリテーション活動支援事業	実施か所数	か所	548	544	577	610	610
一般介護予防複合教室事業	開催回数	回	4	4	4	4	4
高齢者のしおり作成事業	作成冊数	冊	12,000	0	12,000	0	0
心をつなぐともしびグループ活動推進事業	団体数	団体	113	113	113	113	113

(注) 高齢者のしおり作成事業は隔年実施

(2) 包括的支援事業

事業の種別			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度 (2040年度)
	項目	単位	実績(見込)	見込	見込	見込	見込
地域ケア会議推進事業	地域ケア会議開催回数	回	175	180	185	190	200
認知症初期集中支援推進事業	訪問支援事例数	件	65	64	65	69	73

第6編 サービスの見込量及び目標量

事業の種別			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度 (2040年度)
	項目	単位	実績(見込)	見込	見込	見込	見込
認知症施策推進事業	認知症地域支援推進員数	人	3	3	3	3	3
在宅医療と介護の連携推進事業	多職種連携会議・市民向け講演会開催回数	回	4	4	4	4	4
チームオレンジ設置運営支援事業	チームオレンジコーディネーター数	人	1	2	2	2	2
	チームオレンジ設置か所数	か所	3	9	17	25	78

(3) 任意事業

事業の種別			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度 (2040年度)
	項目	単位	実績(見込)	見込	見込	見込	見込
介護給付適正化事業	認定調査状況のチェック実施率	%	100	100	100	100	100
	ケアプランの点検件数	件	131	132	132	132	132
	住宅改修等の点検件数	件	60	60	60	60	120
	縦覧点検・医療情報との突合の実施月数	月	12	12	12	12	12
住宅改修支援事業	支援件数	件	150	200	200	200	200
介護サービス相談員派遣事業	派遣か所数	か所	198	240	240	240	240
家族介護講習会等開催事業	開催回数(講習会・交流会合計)	回	3	3	3	3	3
家族介護慰労金支給事業	支給人数	人	12	11	11	11	11
成年後見制度利用支援事業	支給人数(申立)	人	32	33	34	35	41
	支給人数(報酬助成)	人	167	204	259	321	445
高齢者住宅生活援助員派遣事業	設置施設数	施設	6	6	6	6	6
認知症オレンジサポーター養成事業	認知症サポーター養成数	人	2,893	7,053	5,200	5,200	4,040
	認知症等見守りメイト養成数	人	90	90	90	90	90
高齢者見守り支援事業	支給人数	人	14	14	15	16	17
認知症あんしんサポート事業	事前登録者数	人	120	161	204	249	970
	協力サポーター数	人	5,100	5,700	6,300	6,900	15,300

(4) 重層的支援体制整備事業(介護に係る事業分)

事業の種別			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度 (2040年度)
	項目	単位	実績(見込)	見込	見込	見込	見込
地域包括支援センター運営事業	センター設置か所数	か所	20	20	20	20	20
生活支援体制整備事業	コーディネーター数	人	4	7	7	7	7
	研修等受講者数	人	80	150	150	150	150
高齢者いきいきポイント推進事業	登録者数	人	1,310	1,320	1,330	1,340	1,480
お達者クラブ運営支援事業	参加者数	人	4,180	4,180	4,180	4,180	4,180
健康づくり推進員支援事業	推進員数	人	373	370	370	370	370
よかよか元気クラブ活動支援事業	参加者数	人	4,456	5,050	5,644	6,238	6,238

第4章 介護保険における保険給付費及び地域支援事業費の見込み

1 保険給付費の見込み

(1) 見込みについての考え方

保険給付費については、介護保険料の算定基礎になるため、令和6年度から令和8年度までの3年間の給付費を見込んでいます。

保険給付費を見込むにあたっては、各サービスの見込量に、令和5年度実績から算出される要介護認定区分ごとの平均給付額を乗じるとともに介護報酬改定の影響等を考慮して算定しています。

(2) 各年度の保険給付費の見込み

それぞれのサービスについて算定した結果、次のとおりとなります。

(単位：千円)

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計	令和22年度 (2040年度)
施設・居住系サービス	21,993,790	22,505,879	22,891,450	67,391,119	26,621,071
居宅サービス	29,768,522	30,699,966	31,661,670	92,130,158	36,817,240
その他のサービス	3,162,589	3,224,500	3,300,620	9,687,709	3,807,888
計	54,924,901	56,430,345	57,853,740	169,208,986	67,246,199

(注)「その他のサービス」は、高額介護サービス等費、高額医療合算介護サービス等費、審査支払手数料、特定入所者介護サービス等費の合計

2 地域支援事業費の見込み

(1) 地域支援事業費の見込みについての考え方

地域支援事業費についても、介護保険料の算定基礎になるため、令和6年度から令和8年度までの3年間の事業費を見込んでいます。

地域支援事業費を見込むにあたっては、各事業の見込量を基礎として、考慮すべき事項や上限枠を踏まえて算定しています。

(2) 各年度の地域支援事業費の見込み

それぞれの地域支援事業について算定した結果、次のとおりとなります。

第6編 サービスの見込量及び目標量

(単位：千円)

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計	令和22年度 (2040年度)
介護予防・日常生活支援総合事業費	1,556,250	1,615,451	1,685,342	4,857,043	2,025,094
介護予防・生活支援サービス事業費	1,495,156	1,552,585	1,623,299	4,671,040	1,938,957
一般介護予防事業費	61,094	62,866	62,043	186,003	86,137
包括的支援事業費	775,467	782,672	789,443	2,347,582	772,129
任意事業費	61,960	69,092	77,124	208,176	56,590
計	2,393,677	2,467,215	2,551,909	7,412,801	2,853,813

※ 上記事業費は重層的支援体制整備事業(介護に係る事業分)の事業費を含む。

3 市町村特別給付、保健福祉事業及び区分支給限度額基準額の引き上げ

(1) 市町村特別給付（横出しサービス）

市町村は条例の定めにより、要介護者に対する介護給付と要支援者に対する予防給付とは別に、要介護状態の軽減や悪化の防止、要介護状態となることの予防に向けた独自の保険給付を行うことができることとなっています。

本市では、一般会計の事業や地域支援事業においても実施が可能であることや、市町村特別給付を実施した場合その財源が第1号被保険者の保険料となることを考慮して、実施しないこととします。

(2) 保健福祉事業（横出しサービス）

市町村は条例の定めにより、地域支援事業のほか、要介護被保険者を現に介護する者の支援のために必要な事業、被保険者が要介護状態等となることを予防するために必要な事業、被保険者が利用する介護給付等対象サービスのための費用に係る資金の貸付け、その他の必要な事業を行うことができることとなっています。

本市では、一般会計の事業や地域支援事業においても実施が可能であることや、保健福祉事業を実施した場合その財源が第1号被保険者の保険料となることを考慮して、実施しないこととします。

(3) 区分支給限度基準額の引き上げ（上乘せサービス）

市町村は条例の定めにより、厚生労働大臣が定めた区分支給限度基準額に代えて、その額を超える額を当該市町村における区分支給限度基準額とすることができることとなっています。

本市では、区分支給限度基準額の引き上げを実施した場合その財源が第1号被保険者の保険料となることや、令和5年度の直近の利用実績から区分支給限度基準額に対する利用の割合が平均59%程度であることを考慮して、実施しないこととします。

第5章 保健サービスの見込量及び目標量

(1) 長寿健康診査

糖尿病や高血圧疾患などの生活習慣病を早期発見し、適正な医療に繋げて重症化を予防するため、後期高齢者医療被保険者に長寿健診を実施します。

項目	令和5年度見込	令和8年度目標
受診率	19.8%	31.2%

※ 受診率は、国が示す令和6年度以降の新たな算定方法に基づく数値。

(2) ハイリスクアプローチ（個別的支援）

低栄養防止・生活習慣病等の重症化予防等を行うための訪問指導、健康状態が不明な高齢者等に対するアウトリーチ支援等を実施します。

項目	令和5年度見込	令和8年度目標
支援者数	1,750人	1,770人

(3) ポピュレーションアプローチ（健康教育・健康相談等）

医療・介護・健診データで把握した地域の健康課題をもとに、通いの場等において、フレイル予防等の健康教育、健康相談等を実施します。

項目	令和5年度見込	令和8年度目標
支援者数	13,290人	14,100人

(4) 各種がん検診

生活習慣病である「がん」を早期に発見するため、集団・個別検診を実施します。

また、各医療保険者が行う特定健康診査等とがん検診等が同一会場で受診できる体制や土日検診を実施し、受診機会の充実に努めます。

項目	種別	令和5年度見込	令和8年度目標
受診率	肺がん検診	19.1% (64.8%)	60.0%
	胃がん検診	8.9% (52.8%)	
	大腸がん検診	17.6% (49.7%)	
	子宮がん検診	25.1% (45.3%)	
	乳がん検診	15.5% (48.3%)	

- (注) 1 令和5年度見込の()内数値は令和4年度に実施した「かごしま市民すこやかプラン 最終評価のためのアンケート調査集計分析報告書」より抜粋
 2 令和8年度目標値は「がん対策推進基本計画」の令和10年度目標値を参照
 3 令和5年度見込の()内数値と令和8年度目標値は、いきいき受診券利用による受診に加えて、職域や健保組合による検診を含む数値

(5) その他

主に40歳以上65歳未満の方を対象として、生活習慣病の発症や重症化予防、介護予防等を目的とした健康教育、健康相談及び訪問指導を実施します。

第6章 老人福祉施設の見込量及び目標量

(1) 養護老人ホーム

養護老人ホームの整備については、国は自治体において適切な量を見込むこととしています。

本市では、現在の利用状況等を勘案し、110人とします。

項目	令和5年度見込	令和8年度目標
定員数	110人	110人
施設数	2施設	2施設

(2) 軽費老人ホーム（ケアハウス）

軽費老人ホーム（ケアハウス）の整備については、国は自治体において適切な量を見込むこととしています。

本市では、現在の利用状況等を勘案し、508人とします。

項目	令和5年度見込	令和8年度目標
定員数	508人	508人
施設数	15施設	15施設

(3) 軽費老人ホーム（B型）

軽費老人ホームのB型については、国において、ケアハウスへの一元化の考えが示され、現に存する施設のみに適用することとされています。

本市では、現在の利用状況等を勘案し、38人とします。

項目	令和5年度見込	令和8年度目標
定員数	38人	38人
施設数	1施設	1施設

(4) 高齢者福祉センター

本市では、現在の利用状況等を勘案し、7施設とします。

項目	令和5年度見込	令和8年度目標
施設数	7施設	7施設

事業一覽

【第5編 施策の展開】掲載 事業一覧】

第1章 生きがいづくり・社会参画の促進

1 生きがいづくりの推進

(1) 生きがい・仲間づくりの推進

○敬老パス等の交付

敬老パス交付事業	市内に居住する70歳以上の高齢者に対し、市域内を運行しているバス、電車及び桜島フェリーを正規運賃の3分の1の負担で利用できる敬老パスを交付する。
すこやか入浴事業	市内に居住する70歳以上の高齢者に対し、市域内の公衆浴場等を100円の自己負担で利用できるすこやか入浴機能付きの敬老パスを交付する。
友愛パス交付事業	市内に居住する障害者等に対し、市域内を運行しているバス、電車及び桜島フェリーを無料で利用できる友愛パスを交付する。
友愛タクシー券交付事業	市内に居住する重度障害者に対し、タクシー運賃の一部を補助するタクシー券を交付する。

○高齢者クラブ活動の推進

老人クラブ補助金交付事業	本市の単位高齢者クラブ及び高齢者クラブ連合会が行う、健康づくり、地域交流、支え合い活動やボランティア活動などの事業に要する経費に対し、補助金を交付する。
--------------	--

○高齢者福祉センター等の管理

高齢者福祉センター等管理運営・施設整備事業	高齢者の各種相談に応じ、健康の増進、教養の向上等に寄与するため、高齢者福祉センターなど9か所の管理運営や施設整備を行う。
高齢者福祉センター等Wi-Fi設置事業	利便性の向上や高齢者同士の交流の促進を図るため、高齢者福祉センター(7館)と、喜入老人憩の家及びすこやかランド石坂の里にWi-Fi環境を整備する。

○その他生きがい・仲間づくりの推進

すこやか長寿まつり開催事業	高齢者の社会参加や生きがいづくり・健康づくりを促進するスポーツ・文化のイベントとして「すこやか長寿まつり」を開催する。
高齢者ゲートボール場等管理事業	地域における高齢者の健康づくり、生きがいづくりを支援するため、市が設置したゲートボール場、グラウンド・ゴルフ場、レジャー農園の管理を行う。
高齢者福祉バス運行事業	高齢者クラブを始めとする高齢者の団体が施設の見学、教養向上のための研修会等の活動を行うときに、高齢者福祉バスを運行する。
敬老祝事業	永年にわたり社会のために貢献してきた高齢者を祝福し、敬老の意を表するとともに、さらなる長寿を祈念して敬老祝金等を支給する。
地域ふれあい交流助成事業	小中学校及び園児の高齢社会への理解を促すため、地域において高齢者との交流を深める事業を実施する団体(町内会、高齢者クラブ、あいご会等)に対して、事業に要する経費の一部を助成する。
愛のふれあい会食事業	家に閉じこもりがちな高齢者と会食を実施するボランティア団体等が集会所や地域福祉館などで会食を行う際に、デイサービスセンター等で調理した食事を提供する。
高齢者の元気応援協賛店登録事業	高齢者の生きがいづくり・健康づくりを推進するため、70歳以上の高齢者を対象に優待サービスを行う民間のスポーツ施設等を市が協賛店として登録する。
高齢者すこやか温泉講座開催事業	高齢者の外出を促し、生きがいづくり・健康づくりの促進を図るため、市内の公衆浴場において、温泉に関する講座及び健康講座を開催する。
元気高齢者活動支援事業(再)	様々な知識や経験を有する高齢者を元気高齢者として登録し、高齢者クラブや町内会などの団体に講師として紹介する。
高齢者いきいきポイント推進事業(再)	高齢者が行う市社会福祉協議会で募集、管理するボランティア活動や障害福祉サービス事業所等でのボランティア活動及び健康診査の受診に対して換金等が可能なポイントを付与することで、高齢者の生きがいづくりや介護予防を推進する。

いきいきグリーンカレッジ開設事業	概ね55歳以上の市民を対象に花き・花木、果樹及び野菜の基礎的な栽培管理について、都市農業センター内の施設を活用し、講義と実習を交えた講習を行う。
高齢者生きがい支援パンフレット作成事業	各施策のさらなる利用促進を図るため、高齢者の生きがい支援施策を集約したパンフレットを作成する。
公共施設等での使用料等の減免	かごしま水族館や市立美術館など、公共施設での使用料等の減免を行う。

2 高齢者の社会参画の促進

(1) 高齢者の多様な活動への支援

○社会参画支援

元気高齢者活動支援事業	様々な知識や経験を有する高齢者を元気高齢者として登録し、高齢者クラブや町内会などの団体に講師として紹介する。
高齢者いきいきポイント推進事業(再)	高齢者が行う市社会福祉協議会で募集、管理するボランティア活動や障害福祉サービス事業等でのボランティア活動及び健康診査の受診に対して換金等が可能なポイントを付与することで、高齢者の生きがいづくりや介護予防を推進する。

○生涯学習の推進

高齢者福祉センターにおける各種教養講座の開催	市内に居住する65歳(センター東桜島は60歳)以上の高齢者に対し、健康体操や脳トレ教室等の教養講座を実施する。
地域公民館、生涯学習プラザにおける講座の開催	市民にとって身近な生涯学習施設である地域公民館、生涯学習プラザにおいて、高齢者向けの講座を体系的に開催し、高齢者の方々が自主的に生き生きと学習ができる体制を整備する。
高齢者指導者の育成	「学び広げる地域リーダー養成研修会」を通して、リーダーとしての資質向上を図り、高齢者の生涯学習の充実と発展に資する。

○スポーツ活動の推進

健康体づくり、生きがいづくりのためのスポーツ活動の推進	高齢者を対象とした水泳教室や転倒予防教室を実施するほか、高齢者スポーツ指導者研修会を実施することで、高齢者の健康体づくり、生きがいづくりに寄与する。
-----------------------------	--

○ボランティア活動の推進

心をつなぐともしびグループ活動推進事業	ひとり暮らし高齢者等への声掛けなどの活動を行う、地域のボランティアグループを「ともしびグループ」として登録し、その活動を支援する。
健康づくり推進員支援事業(再)	お達者クラブの運営等を行うボランティアである健康づくり推進員の養成及び健康づくり推進員協議会の支援を行う。
運動普及推進員支援事業(再)	運動を日常生活に取り入れ、継続することにより、生活習慣病を予防し、健康を保持・増進することの普及・啓発を行う。また、運動普及推進員協議会を育成・支援することにより、健康づくりを推進する。
食生活改善推進事業(再)	市民に食生活を中心とした健康づくりの正しい知識と実践の普及を図る食生活改善推進員を養成するとともに、食生活改善推進員協議会の育成・支援を行う。

○高齢者クラブ活動の推進

老人クラブ補助金交付事業(再)	本市の単位高齢者クラブ及び高齢者クラブ連合会が行う、健康づくり、地域交流、支え合い活動やボランティア活動などの事業に要する経費に対し、補助金を交付する。
-----------------	--

○就労の促進

高齢者就業機会確保等事業	高齢者の知識・経験や技能・技術を活用し、自らの生きがい充実や社会参加等を図るため、臨時的・短期的な就業を通じて、定年退職者等に就業の機会を組織的に提供する鹿児島市シルバー人材センターに対し、同センターが行う各種事業や運営に要する経費の一部を助成する。
--------------	---

就職困難者等雇用促進助成事業	高齢者等就職困難者の雇用機会の増大及び雇用の定着を図るため、市内に事業所を有する中小企業の事業主が、市内に住所を有する就職困難者等を継続して雇用する労働者として雇い入れた場合に、事業主に対し補助金を交付する。
労政広報紙発行事業	国、県、市及び関係機関の雇用施策、勤労者福祉施策等の広報・啓発を図るため、労政広報紙を発行する。
生活・就労支援センターかごしまの運営・活用	生活自立支援センターやハローワーク窓口、シルバー人材センター窓口を配置した生活・就労支援センターかごしまを運営・活用し、高齢者の就業支援を行う。
新規創業者等育成支援事業	ベンチャービジネスの展開や新規創業の促進等を図るため、インキュベーションマネージャーの配置や創業に関するセミナー等の開催のほか、創業後における追跡調査や支援体制の構築などにより、シニア層に対する起業セミナー等の開催や相談支援を含め、新規創業者等に対する支援を行う。

第2章 高齢者の安心・快適な暮らしの確保

1 在宅福祉サービスの充実

(1) 在宅生活を支援する福祉サービスの充実

○在宅生活の支援

紙おむつ等助成事業	高齢者の福祉及び衛生の向上と経済的負担の軽減を図るため、紙おむつ等を使用している市民税非課税世帯の高齢者に対し、現物支給又は購入費用の一部を助成する。
老人介護手当支給事業	介護者の労をねぎらうとともに、寝たきり高齢者等の福祉の増進を図るため、在宅の寝たきり高齢者又は重度認知症高齢者を介護する者に介護手当を支給する。
家族介護講習会等開催事業	介護技術の習得による家族の介護負担の軽減や介護者の心身のリフレッシュを図るため、在宅介護の支援として、家族介護講習会等を開催する。
家族介護慰労金支給事業	介護者を慰労するとともに、寝たきり高齢者等の福祉の増進を図るため、在宅の寝たきり高齢者等を介護している者に家族介護慰労金を支給する。
ワーク・ライフ・バランスを目指す事業所応援事業	働きやすい職場づくりを進めるため、市内の事業所に対し、ワーク・ライフ・バランス推進への相談・取組事例等をチラシやセミナー等で紹介し、意識啓発を図るとともに、アドバイザーを無料で派遣して具体的な取組を支援する。
生活支援体制整備事業(再)	高齢者の介護予防・生活支援サービスの提供体制を整備するため、生活支援コーディネーターを地域包括支援センターに配置し、介護予防・生活支援サービス事業者協議会等を開催する。
虚弱高齢者等福祉用具給付事業	虚弱な高齢者等に対して、寝たきり予防等を図るため介護保険給付対象外の福祉用具を給付する。
寝たきり高齢者等理髪・美容サービス事業	在宅の寝たきり高齢者等の保健衛生の向上及び福祉の増進を図るため、理容・美容業者を派遣して理髪・美容サービスを行う。
寝たきり高齢者等寝具洗濯サービス事業	在宅の寝たきり高齢者等の保健衛生の向上及び福祉の増進を図るため、寝具の洗濯サービスを行う。
寝たきり高齢者等訪問歯科診療推進補助事業	寝たきり高齢者等の歯科診療を推進するため、鹿児島市歯科医師会が実施する訪問歯科診療に必要な経費に対し、補助金を交付する。
特別障害者手当等支給事業	日常生活において、常時特別の介護を要する重度心身障害者に手当を支給することにより、障害者の福祉の増進を図る。

○ひとり暮らし高齢者等への支援

ひとり暮らし高齢者等安心通報システム設置事業	在宅のひとり暮らし高齢者等の緊急時における不安を解消するとともに生活の安全を確保するため、押しボタンやセンサーの通報により、警備員が駆けつけ、必要に応じて救急車の出動要請を行う通報システムを設置する。
高齢者福祉電話設置事業	ひとり暮らし高齢者等の孤独感を和らげるとともに、安否の確認を行うため、福祉電話を設置する。

心をつなぐ訪問給食事業	高齢者の健康の保持及び孤独感の解消を図るとともに、配食に従事する者とのふれあいを通じて自立意欲を促進するため、ひとり暮らしの高齢者等に計画的に配食を提供し、安否確認を行う。
高齢者短期入所事業	被虐待高齢者や認知症等による徘徊高齢者等を一時的に養護老人ホーム等に入所させて保護する。
家庭ごみの高齢者等戸別収集サービス(まごころ収集)事業	家庭から排出されるごみ・資源物をごみステーションに運ぶことが困難な高齢者及び障害者等に対し、戸別収集の支援を行うことにより、日常的なごみ出しの負担を軽減する。
粗大ごみの家屋内収集	家庭から排出される粗大ごみを自ら搬出することが困難な高齢者や障害者等に対し、家屋内収集を実施することにより、ごみ出しの負担を軽減する。
エンディングノート作成等事業	高齢者等が自身のこれからについて考え、家族等と話し合うためのきっかけづくりとなるようエンディングノートを作成・配布し、活用を推進する。

2 安全で住みよい環境づくりの推進

(1) 高齢者のニーズに応じた住環境の整備

○住宅のバリアフリー化

高齢者住宅改造費助成事業	高齢者の自立促進、寝たきり防止及び介護者の負担軽減を図るため、在宅の高齢者がいる世帯に対し、住宅改造に必要な経費を助成する。
住宅改修支援事業	住宅改修を行う際の「住宅改修費に係る理由書」の作成業務について、作成した事業所に対して手数料を支払う。
セーフコミュニティの推進(再)	生涯にわたって安心安全に暮らせるまちづくりを推進するため、国際認証を取得しているセーフコミュニティの取組を継続的に評価・検証、改善しながら、事故やけがの予防活動の活性化を図る。 ○重点分野での取組 ・交通安全 高齢者の交通事故の減少を目指し、参加・体験型の交通安全教室や夜光反射材の着用啓発などに取り組む。 ・高齢者の安全 転倒による外傷の減少、虐待や認知症への啓発・理解の促進を目指し、転倒予防のための運動教室や認知症に関する意識啓発などに取り組む。

○高齢者向け住宅の環境整備

高齢者住宅生活援助員派遣事業	シルバーハウジングに入居している高齢者が自立して安全かつ快適な生活を営むことができるよう、社会福祉法人から生活援助員を派遣し、在宅生活を支援する。
市営住宅における高齢者等のためのバリアフリー整備	入居者の高齢化に対応するため、住戸内の段差解消やトイレ・浴室への手摺設置を行う。
市営住宅における高齢者世帯向け住宅の供給	市営住宅において、高齢者世帯等の特に居住の安定を図る必要のある者が入居困難な状況であることから、優先的に入居させる住宅を供給する。
優良賃貸住宅供給促進事業(サービス付き高齢者向け住宅の供給促進等)	高齢者世帯に対し、居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進するため、賃貸住宅の整備等に要する費用に対する助成を行い、優良な賃貸住宅の供給を促進する。
セーフティネット住宅の登録促進	住宅セーフティネット制度に基づき、民間賃貸住宅の空き室や空き家を、高齢者等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅として登録すること等により、高齢者等の民間賃貸住宅等への円滑な入居を促進する。
住宅確保サポート事業	民間賃貸住宅の入居に不安を抱える高齢者等が、安心して住まいを確保できる環境を整備するための協議会の設置について、関係団体等と連携して取り組む。

○高齢者向け住宅の質の確保

有料老人ホーム等に対する集団指導の実施	有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅における、入居者に対するサービスの質の向上及び運営の適正化を図るため、施設の管理者等に対し集団指導を実施する。
有料老人ホーム等への指導や立入検査の実施	有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅に対し、定期的に立入検査を実施するとともに、必要に応じて立入検査を実施することで、利用者に対するサービスの質の確保を図る。
介護サービス相談員の派遣(再)	介護サービス相談員を介護サービス提供の場へ派遣し、利用者等の話を聞くことなどによって、疑問や不満、不安の解消を図り、介護サービスの質的向上を図る。

(2) 高齢者が安心して暮らせるまちづくり

○建築物、道路等の環境整備

高齢者等が生活しやすいまちづくりや環境づくりの推進	「鹿児島県福祉のまちづくり条例」に基づき、高齢者や障害者に配慮した生活環境並びにまちづくりを推進するため、整備を促進することが特に必要な施設の新築等の内容について届出を受理する。「鹿児島市福祉環境整備指針」では県条例の適用を受けない小規模の建築物の協議等を行う。
自転車等の放置防止対策及び自転車等駐車場管理運営事業	「鹿児島市自転車等の駐車対策に関する条例」に基づき、道路や歩道上に放置されている放置自転車等に対する指導や撤去を行い、高齢者等通行者が安全に通行できる環境を整備する。
市道バリアフリー推進事業	「市道バリアフリー推進計画」に基づき、バリアフリー重点整備地区内の特定道路や、重点整備地区外の拠点における公共施設や生活利便施設を結ぶ経路などにおいて、ベンチの設置などを進める。
交通バリアフリー基本構想推進事業	高齢者・障害者団体の代表や学識経験者、公共交通事業者、道路管理者、公安委員会等で構成する会議を開催し、第三次交通バリアフリー基本構想を推進するほか、心のバリアフリーに関する講習会を開催する。

○交通機関の利便性の向上

敬老バス交付事業(再)	市内に居住する70歳以上の高齢者に対し、市域内を運行しているバス、電車及び桜島フェリーを正規運賃の3分の1の負担で利用できる敬老バスを交付する。
友愛バス交付事業(再)	市内に居住する障害者等に対し、市域内を運行しているバス、電車及び桜島フェリーを無料で利用できる友愛バスを交付する。
友愛タクシー券交付事業(再)	市内に居住する重度障害者に対し、タクシー運賃の一部を補助するタクシー券を交付する。
低公害低床型バスの運行	高齢者を含めすべての人が利用しやすい交通手段として、低公害低床型バスを運行する。
超低床電車の運行	高齢者を含めすべての人が利用しやすい交通手段として、超低床電車を運行する。
公共交通不便地対策事業	公共交通不便地における高齢者などの日常生活の交通手段を確保するため、コミュニティバスあいばす等について改善を図りながら運行するとともに、利用促進等に向けた取組を行う。

○交通安全対策の推進

お達者クラブ交通安全教室事業	高齢者の交通事故防止のため、高齢者が多数集まるお達者クラブにおいて、県警や交通安全協会等と連携し、高齢者向けの交通安全教室等を実施する。
高齢者運転免許自主返納サポート制度	高齢者の交通事故防止対策の一環として、運転に不安がある高齢運転者の免許返納を促進するため、運転免許を自主返納した方に対する優遇制度を実施する。
セーフコミュニティの推進	生涯にわたって安心安全に暮らせるまちづくりを推進するため、国際認証を取得しているセーフコミュニティの取組を継続的に評価・検証、改善しながら、事故やけがの予防活動の活性化を図る。 ○重点分野での取組 ・交通安全 高齢者の交通事故の減少を目指し、参加・体験型の交通安全教室や夜光反射材の着用啓発などに取り組む。 ・高齢者の安全 転倒による外傷の減少、虐待や認知症への啓発・理解の促進を目指し、転倒予防のための運動教室や認知症に関する意識啓発などに取り組む。

○消費者被害の未然防止

消費生活相談事業	悪質商法や契約トラブル等の消費生活に関する相談に専門の相談員が対応する。
消費者啓発事業	消費者教育、啓発を推進するために、各種啓発資料の作成、配布を行うとともに、消費生活教室や出張講座等の各種講座を開催する。
A(悪質商法)B(撲滅)C(シティ)消費者情報ネットかごしま事業	消費者被害未然防止ネットワーク会議を開催し、関係機関との連携を図るとともに、メールマガジン等による被害情報の提供を行う。
地域消費者サポーター育成事業	悪質商法やうそ電話詐欺などのトラブルを防ぐ情報を、自分の身近な方に伝えることを主な活動とする「地域消費者サポーター」を育成するとともに情報提供を行う。
心をつなぐともしびグループ活動推進事業(再)	ひとり暮らし高齢者等への声掛けなどの活動を行う、地域のボランティアグループを「ともしびグループ」として登録し、その活動を支援する。
認知症オレンジサポーター養成事業(認知症等見守りメイトの養成)(再)	認知症の人が住みなれた地域で安心して暮らせる地域づくりを推進するため、認知症と思われる高齢者等の見守りや家族への支援を行う認知症等見守りメイト(ボランティア)を養成する。

○その他高齢者にやさしいまちづくりの推進

安心安全パートナーシップ事業	犯罪等の未然防止に関する市民意識の向上を図るとともに、市民自らが行う地域の安全の確保に関する自主的な活動の促進等を行う。(安心安全まちづくり市民大会の開催、安心安全研修会の開催)
安心安全教育指導員設置事業	市民の防犯・交通安全意識の高揚を図り、犯罪や交通事故を防止するため、学校、幼稚園、町内会、高齢者クラブ等に安心安全教育指導員を派遣し、防犯教室及び交通安全教室を実施する。

3 災害・感染症対策の充実

(1) 大規模災害や感染症など危機事象への対策の充実

○災害への対策

介護事業所等への指導等の実施(訓練や備蓄状況の定期的な確認の実施)	介護事業者等への指導等を通して、介護事業所等で策定している災害対策に関する具体的計画や対応策、災害に係る訓練等の実施や必要な物資の備蓄・調達の状況を定期的に確認する。
介護老人福祉施設等整備費補助事業(再)	介護老人福祉施設等を整備する社会福祉法人等に対し、施設整備費の一部を補助することにより、計画的な施設整備を図るとともに、質の高い施設の整備を促進し、施設入所者等の福祉の向上を図る。
社会福祉施設避難確保計画運用支援事業	災害時において、洪水浸水想定区域等に立地する高齢者福祉施設等の利用者が迅速に避難できるよう、施設等が作成する避難確保計画の運用支援を行う。
避難行動要支援者避難支援等事業	災害時に避難の手助けが必要な要介護者や重度の障害者などの方々、地域の中で避難の支援が受けられるようにするため、「避難行動要支援者名簿」及び「個別避難計画」を作成し、支援に必要な情報を避難支援等関係者と共有することで地域ぐるみの避難支援体制の充実を図る。
自主防災組織育成促進事業	地域住民と行政が一体となった防災対策を推進するため、自主防災組織の活動に必要な資機材の整備や訓練に対し、助成を行う。

○感染症への対策

介護事業所等への指導等の実施(研修や備蓄状況の定期的な確認の実施)	介護事業者等への指導等を通して、介護事業所等で策定している感染症対策に関する具体的計画や対応策、感染症に係る研修等の実施や必要な物資の備蓄・調達の状況を定期的に確認する。
介護老人福祉施設等整備費補助事業(再)	介護老人福祉施設等を整備する社会福祉法人等に対し、施設整備費の一部を補助することにより、計画的な施設整備を図るとともに、質の高い施設の整備を促進し、施設入所者等の福祉の向上を図る。
感染症予防医療事業(再)	新たな感染症の流行や大規模災害による、感染症の集団発生時には疫学調査及び入院勧告、就業制限の実施や施設の消毒の指導などの対応を行うほか、正しい感染症の予防及び感染拡大防止について普及啓発を行う。

新型インフルエンザ等対策行動計画推進事業	鹿児島市新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、感染症の発生時に感染拡大を抑制し、市民の生命・健康を保護するとともに、市民生活・経済に及ぼす影響を最小となるようにするため、新型インフルエンザ等対策を推進する。
感染症に強いまちづくり推進事業	感染症に強い鹿児島市を目指して、医療機関等と構成する感染症に特化した対策協議会を開催するとともに、医療機関の感染症対応責任者等向けの講演会や、医療機関の実務者等向けの研修会を開催する。
感染症予防計画の推進	鹿児島市感染症予防計画に基づき、市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延に備え、対策の充実を図る。

第3章 認知症対策・権利擁護の推進

1 認知症の人やその家族への支援の充実

(1) 認知症に関する理解の促進や情報提供

○認知症に関する理解の促進

認知症ケアパスの普及	認知症の人の状態に応じた適切な医療や介護サービス等の提供の流れを示した「認知症ケアパス」の普及を図る。
世界アルツハイマー月間に合わせたイベントの開催	世界アルツハイマー月間に合わせ、講演会や相談会等を開催し、認知症に関する普及啓発を図る。
認知症オレンジサポーター養成事業(認知症サポーターの養成、認知症介護教室)	認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、認知症について正しい知識を持つ認知症サポーターを養成するとともに、正しい接し方等の講義や、介護家族等の介護の不安や負担を軽減するための参加者の交流などを内容とする認知症介護教室を実施する。
福祉読本作成事業(再)	高齢者及び障害者についての正しい理解と認識を深め、福祉の心を育むため、福祉読本「ふれあい」を作成し、小学校高学年の児童に配付する。
セーフコミュニティの推進(再)	生涯にわたって安心安全に暮らせるまちづくりを推進するため、国際認証を取得しているセーフコミュニティの取組を継続的に評価・検証、改善しながら、事故やけがの予防活動の活性化を図る。 ○重点分野での取組 ・交通安全 高齢者の交通事故の減少を目指し、参加・体験型の交通安全教室や夜光反射材の着用啓発などに取り組む。 ・高齢者の安全 転倒による外傷の減少、虐待や認知症への啓発・理解の促進を目指し、転倒予防のための運動教室や認知症に関する意識啓発などに取り組む。
シニア世代のヘルスポモーション事業(再)	65歳以上の高齢者を対象に、介護予防、生活習慣病予防等、健康に対する正しい知識の普及を図るため、集団教育や個別の健康相談を行う。
お達者クラブ運営支援事業(再)	地域の身近な公民館等で地域ボランティア等の協力を得て、体操や健康講座、創作活動、認知症予防などの介護予防活動を行う。
すこやか長寿健康支援事業(再)	医療・介護・健診データ分析に基づき抽出された高齢者への個別的支援や、地域の健康課題に応じた通いの場等への積極的な支援など、高齢者の保健事業と介護予防の取組を一体的に実施する。
クイズで分かる認知症特設ページ作成事業(再)	認知症に関するクイズや気になる症状の選択等を通じて、適切な相談先の案内や支援事業の申請等に対応する特設ホームページを作成し、認知症の予防や早期発見等につなげる。

○認知症に関する情報提供

認知症対応型共同生活介護(グループホーム)等の情報提供	グループホームなどの介護保険サービス事業者等が記載された指定事業所一覧を作成し、市民への情報提供を行う。
-----------------------------	--

相談窓口の周知・広報	認知症ケアパスやリーフレット、ホームページ等を活用し、相談窓口の周知・広報を図る。
市政出前トークを活用した普及・啓発	市政出前トークを活用し、認知症の人も住み慣れた地域で暮らし続けられる地域づくりについて、普及・啓発を図る。
クイズで分かる認知症特設ページ作成事業	認知症に関するクイズや気になる症状の選択等を通じて、適切な相談先の案内や支援事業の申請等に対応する特設ホームページを作成し、認知症の予防や早期発見等につなげる。

(2) 認知症の人やその家族を支える支援体制の構築

○医師や精神保健福祉相談員等による相談、訪問指導

認知症施策推進事業(認知症介護の電話相談)	認知症に関する知識の普及・啓発を行うとともに、介護家族等の精神的な負担軽減を図るため、電話相談を実施する。
認知症初期集中支援推進事業	認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を地域包括支援センターに配置し、早期診断・対応に向けた支援を行う。
精神保健福祉推進事業(再)	精神疾患やその治療及び自立と社会参加についての相談等を行う。

○地域における支援体制の構築

認知症施策推進事業(認知症地域支援推進員及び嘱託医の設置)	認知症の人やその家族の支援体制の構築と認知症ケアの向上を図るため、認知症地域支援推進員を中心に、医療と介護の連携強化等を図る。
認知症オレンジサポーター養成事業(認知症等見守りメイトの養成)	認知症の人が住みなれた地域で安心して暮らせる地域づくりを推進するため、認知症と思われる高齢者等の見守りや家族への支援を行う認知症等見守りメイト(ボランティア)を養成する。
チームオレンジ設置運営支援事業	認知症の人とその家族、認知症サポーター(地域住民や多職種)等が一体となって、地域における交流や見守り支援などを行う団体をチームオレンジとして認定し、運営を支援する。また、チームオレンジコーディネーターを地域包括支援センターに配置する。
高齢者見守り支援事業	在宅の認知症高齢者やその疑いがある人が、行方不明になるのを防ぐために、位置情報サービス(GPS等)の加入費用等の一部を助成することで、家族が安心して介護できる環境を整える。
認知症対応型共同生活介護(グループホーム)等の整備	軽度から中度の認知症である高齢者等が共同(5～9人)で生活し、そこで食事、入浴などの介護その他の日常生活の世話及び機能訓練などを行う認知症対応型共同生活介護(グループホーム)等を整備する。
認知症あんしんサポート事業	市LINE公式アカウントを活用し、認知症やその疑いによる行方不明者の情報を協力サポーターに配信することで、目撃情報を得て早期発見を図る。
SOSネットワークシステム(県警実施)との連携	認知症高齢者等による徘徊事案に迅速かつ的確に対応するため、警察署等がこれらの事案を受理した場合に、関係機関に情報を提供して、地域ぐるみで当該高齢者等の発見保護活動を行い、保護後のアフターケアを行う。
エンディングノート作成等事業(再)	高齢者等が自身のこれからについて考え、家族等と話し合うためのきっかけづくりとなるようエンディングノートを作成・配布し、活用を推進する。

2 高齢者の権利擁護の推進

(1) 成年後見制度の利用促進

○成年後見制度等の利用促進

成年後見制度利用支援事業	後見等開始の審判を申立てる者がいない認知症高齢者等のために審判の申立てを行うほか、後見人等報酬の助成等を行う。
成年後見制度利用促進事業(成年後見センター運営業務、成年後見制度推進協議会の運営)	認知症や知的・精神障害などにより成年後見人等による支援が必要な方を適切に成年後見制度の利用につなげるため、成年後見センターを運営し、制度の利用促進を図る。

福祉サービス利用支援事業の広報・案内	県社会福祉協議会が行う「福祉サービス利用支援事業(日常生活自立支援事業)」の制度の広報・案内等を進める。
エンディングノート作成等事業(再)	高齢者等が自身のこれからのについて考え、家族等と話し合うためのきっかけづくりとなるようエンディングノートを作成・配布し、活用を推進する。

(2) 高齢者虐待防止対策の推進

○高齢者虐待防止対策の推進

高齢者虐待防止ネットワーク推進事業	地域包括支援センター、警察等の関係機関で構成する高齢者虐待防止ネットワーク協議会を中心に、高齢者の虐待防止や早期発見に努め、高齢者や養護者への支援を行うとともに、関係機関の連携体制の強化を図る。
高齢者虐待防止研修会の開催	介護事業所等を対象に、高齢者虐待の防止や早期発見に役立てる高齢者虐待防止研修会を開催し、従事者等の資質向上を図る。
介護事業所等への指導等の実施	高齢者虐待防止に関する周知を行うとともに、介護事業者等への指導等を通して、高齢者虐待防止のための取組状況を定期的に確認する。
地域包括支援センターによる権利擁護の推進	地域包括支援センターにおいて、高齢者虐待の早期発見、防止に努める。また、「成年後見制度」などの権利擁護事業について普及・啓発の取組を行い、必要に応じて各種専門機関へつなげる。
セーフコミュニティの推進(再)	生涯にわたって安心安全に暮らせるまちづくりを推進するため、国際認証を取得しているセーフコミュニティの取組を継続的に評価・検証、改善しながら、事故やけがの予防活動の活性化を図る。 ○重点分野での取組 ・交通安全 高齢者の交通事故の減少を目指し、参加・体験型の交通安全教室や夜光反射材の着用啓発などに取り組む。 ・高齢者の安全 転倒による外傷の減少、虐待や認知症への啓発・理解の促進を目指し、転倒予防のための運動教室や認知症に関する意識啓発などに取り組む。

第4章 介護予防・地域支援体制の充実

1 介護予防・健康づくりの推進

(1) 介護予防の充実

○介護予防・生活支援サービス事業の充実

訪問型サービス事業	要支援者等を対象に、訪問介護員(ホームヘルパー)が家庭を訪問して、身体介護や日常生活の世話などを行う。
通所型サービス事業	要支援者等を対象に、デイサービスセンターなどで入浴、食事の提供や生活に関する相談等の日常生活の世話のほか運動器の機能訓練などを行う。
訪問型短期集中予防サービス(訪問型個別支援)事業	要支援者等で、認知症、うつ、閉じこもりにより通所型サービスの利用が困難な者に対して、訪問による個別支援を行う。
訪問型住民主体サービス事業	高齢者を地域全体で支える体制づくりを進めるため、要支援者等の生活援助を行うボランティア団体に対して補助金を交付する。
短期集中運動型サービス検討事業	要支援者等の自立支援や重度化防止を目的とするリハビリテーション提供体制の充実や社会参加の促進を図るため、短期集中運動型サービスの実施に向けた具体的な検討を行う。

○一般介護予防事業の充実

介護予防等の支援が必要な高齢者の把握	地域包括支援センターの相談支援等により、何らかの支援を要する高齢者を把握するとともに、介護予防活動への参加を促進する。
--------------------	---

シニア世代のヘルスプロモーション事業	65歳以上の高齢者を対象に、介護予防、生活習慣病予防等、健康に対する正しい知識の普及を図るため、集団教育や個別の健康相談を行う。
一般介護予防(口腔・栄養・運動)複合教室事業	高齢期の疾病予防・介護予防等を推進するため、口腔機能向上、栄養改善、運動器機能向上を一体化した複合教室を実施する。
地域リハビリテーション活動支援事業	理学療法士等のリハビリテーション専門職が、住民主体の通いの場等における集団及び個別指導を実施するなど、介護予防の取組を支援する。
お達者クラブ運営支援事業	地域の身近な公民館等で地域ボランティア等の協力を得て、体操や健康講座、創作活動、認知症予防などの介護予防活動を行う。
健康づくり推進員支援事業	お達者クラブの運営等を行うボランティアである健康づくり推進員の養成及び健康づくり推進員協議会の支援を行う。
よかよか元気クラブ活動支援事業	誰もが参加できる介護予防活動の地域展開を目指し、鹿児島よかよか体操やらくらく体操を中心とした活動を推進する。
ICTを活用した地域介護予防活動支援事業	住民主体の通いの場等の活動を効果的かつ効率的に支援するため、質問票の入力や体力測定等にタブレット端末等を活用する。
高齢者いきいきポイント推進事業	高齢者が行う市社会福祉協議会で募集、管理するボランティア活動や障害福祉サービス事業所等でのボランティア活動及び健康診査の受診に対して換金等が可能なポイントを付与することで、高齢者の生きがいづくりや介護予防を推進する。
高齢者料理教室支援事業	食生活改善推進員が実施する高齢者を対象とした料理教室を支援することにより、高齢者が低栄養状態に陥ることを予防する。
高齢者のしおり作成事業	高齢者の保健福祉サービスに関する施策及び健康づくりのポイントや介護予防に資する基本的な知識などを分かりやすく掲載した「輝きライフ」を作成し、配布する。
心をつなぐともしびグループ活動推進事業(再)	ひとり暮らし高齢者等への声掛けなどの活動を行う、地域のボランティアグループを「ともしびグループ」として登録し、その活動を支援する。

○介護予防推進のための体制づくり

地域包括支援センターの機能強化(再)	地域包括支援センターが相談支援や介護予防ケアマネジメント、虐待防止、権利擁護等の機能を最大限に発揮するとともに、他分野との連携促進を図る体制整備と環境づくりを進める。
地域ケア会議等の開催・充実(分科会の開催)(再)	地域の様々な人材や関係団体等とネットワークを構築するため、地域ケア会議をはじめ、ケースカンファレンス、事例研究会・勉強会等を開催するとともに、日常生活圏域より小さい範囲で地域課題への対応を検討するため、地域ケア分科会議を開催する。
生活支援体制整備事業(再)	地域包括支援センターに生活支援コーディネーターを配置し、生活支援の担い手の養成や地域のニーズと地域資源のマッチングなど、地域の多様な関係者等による支援体制の充実を図る。

(2) 健康づくりの推進

○市民参画による健康づくり

健康増進計画推進事業	鹿児島市健康増進計画「かごしま市民すこやかプラン」に基づき、こどもから高齢者まですべての市民が、共に支え合い、自分らしく健やかに暮らせるかごしま市の実現を目指し、市民や関係機関・団体と一体になって市民の健康づくりを推進する。
受動喫煙防止対策事業	市民の健康を守るため、施設への受動喫煙防止対策の助言、指導等及び受動喫煙に関する知識の普及、受動喫煙の防止に関する意識の啓発を通じ、望まない受動喫煙が生じない環境の整備の促進を図る。
働く世代の健康づくり事業	働く世代の健康づくりについて地域・職域連携推進専門部会で健康課題を明確にし、産官学が協働して、地域保健と職域保健をつなげた横断的な健康づくりに取り組む。
地域保健活動事業	地域全体の健康のレベルアップを図るため、地域組織や関係機関と連携を図りながら、地域保健活動を推進する。

○運動による健康づくり

運動普及推進員支援事業	運動を日常生活に取り入れ、継続することにより、生活習慣病を予防し、健康を保持・増進することの普及・啓発を行う。また、運動普及推進員協議会を育成・支援することにより、健康づくりを推進する。
-------------	---

○食を通じた健康づくり

食育推進事業	「食を通じて、健康で生き生きと生活できる活力あるかごしま市の実現」を基本理念とするかごしま市食育推進計画に基づき、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進する。
食育フェスタ開催事業	かごしま市食育推進計画に基づき、市民一人ひとりが食について関心を高め、生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむ食育の一環として、市内大学等とともに食育フェスタを開催し、食に関する学習や体験活動を通じて、家庭や地域、学校等が連携した食育の推進を図る。
栄養改善対策事業	食生活を中心とした健康づくりの正しい知識と実践を普及するため、栄養教育・相談を実施する。また、給食施設の栄養管理について研修会や訪問を通して、指導・助言を行う。
食生活改善推進事業	市民に食生活を中心とした健康づくりの正しい知識と実践の普及を図る食生活改善推進員を養成するとともに、食生活改善推進員協議会の育成・支援を行う。

○こころの健康づくり

シニア世代のヘルスポモーション事業(再)	65歳以上の高齢者を対象に、介護予防、生活習慣病予防等、健康に対する正しい知識の普及を図るため、集団教育や個別の健康相談を行う。
精神保健福祉推進事業(再)	精神疾患についての正しい知識の普及を図るとともに、精神障害者の就労支援をはじめとする社会復帰促進を図る。
自殺対策事業	関係機関と連携を図り、自殺予防対策委員会や自殺対策推進本部会議、庁内連絡会等を通して、自殺対策を総合的に推進する。

○温泉等を活用した健康づくり

健康増進施設管理運営事業	温泉等を活用した施設「かごしま温泉健康プラザ」「さくらじま白浜温泉センター」の管理運営を行い、季節を問わない水中運動や温浴効果により、市民の自主的な健康づくりを支援し、健康増進に寄与する。
スパランド裸・楽・良管理運営事業	温泉等を活用した施設「スパランド裸・楽・良」の管理運営を行い、季節を問わない水中運動や温浴効果により、市民の自主的な健康づくりを支援し、健康増進に寄与する。
マリニピア喜入管理運営事業	温泉等を活用した施設「マリニピア喜入」の管理運営を行い、季節を問わない水中運動や温浴効果により、市民の自主的な健康づくりを支援し、健康増進に寄与する。
高齢者すこやか温泉講座開催事業(再)	高齢者の外出を促し、生きがいづくり・健康づくりの促進を図るため、市内の公衆浴場において、温泉に関する講座及び健康講座を開催する。

○ボランティア等による健康づくり

健康づくり推進員支援事業(再)	お達者クラブの運営等を行うボランティアである健康づくり推進員の養成及び健康づくり推進員協議会の支援を行う。
運動普及推進員支援事業(再)	運動を日常生活に取り入れ、継続することにより、生活習慣病を予防し、健康を保持・増進することの普及・啓発を行う。また、運動普及推進員協議会を育成・支援することにより、健康づくりを推進する。
食生活改善推進事業(再)	市民に食生活を中心とした健康づくりの正しい知識と実践の普及を図る食生活改善推進員を養成するとともに、食生活改善推進員協議会の育成・支援を行う。
精神保健福祉推進事業(再)	地域において精神障害者を支援するボランティアを養成し、精神保健福祉に関する知識や情報の普及啓発を図る。

(3) 保健予防の充実

○受診しやすい各種検(健)診体制等の充実

元気いきいき検診事業	生活習慣病(がん・脳卒中・心臓病等)の予防・早期発見を目的とした各種検(健)診を実施する。
------------	---

特定健康診査事業	40歳以上の国民健康保険被保険者を対象にメタボリックシンドロームに着目した特定健康診査を実施する。
長寿健康診査事業	後期高齢者医療制度の被保険者(75歳以上)を対象に、生活習慣病を早期発見するための健診を実施する。
はり・きゅう施設利用補助	国民健康保険の被保険者及び後期高齢者医療制度の被保険者を対象に、鹿児島市指定の施術所で、はり・きゅうの施術を受ける場合に補助を行う。
人間ドック・脳ドック利用補助	35歳以上の国民健康保険の被保険者及び後期高齢者医療制度の被保険者を対象に、鹿児島市と協定を結んだ医療機関で、人間ドック・脳ドックを受ける場合に補助を行う。

○正しい生活習慣を身につけるための健康教育

生活習慣改善支援事業	65歳未満の者を対象に、生活習慣病の発症・重症化予防、介護予防等について、正しい知識の普及を図り、生涯を通じた健康づくりができるよう、専門職が集団教育や個別の健康相談を行う。
シニア世代のヘルスプロモーション事業(再)	65歳以上の高齢者を対象に、介護予防、生活習慣病予防等、健康に対する正しい知識の普及を図るため、集団教育や個別の健康相談を行う。
すこやか長寿健康支援事業(再)	医療・介護・健診データ分析に基づき抽出された高齢者への個別的支援や、地域の健康課題に応じた通いの場等への積極的な支援など、高齢者の保健事業と介護予防の取組を一体的に実施する。

○利用しやすい健康相談体制の充実

生活習慣改善支援事業(再)	65歳未満の者を対象に、生活習慣病の発症・重症化予防、介護予防等について、正しい知識の普及を図り、生涯を通じた健康づくりができるよう、専門職が集団教育や個別の健康相談を行う。
シニア世代のヘルスプロモーション事業(再)	65歳以上の高齢者を対象に、介護予防、生活習慣病予防等、健康に対する正しい知識の普及を図るため、集団教育や個別の健康相談を行う。
個別保健指導事業(再)	生活習慣病予防、介護予防等の観点から保健指導が必要であると認められる者及びその家族等に対して、保健師等が家庭訪問等を行うことにより必要な保健指導を行い、心身機能の低下の防止と健康の保持増進を図る。
すこやか長寿健康支援事業(再)	医療・介護・健診データ分析に基づき抽出された高齢者への個別的支援や、地域の健康課題に応じた通いの場等への積極的な支援など、高齢者の保健事業と介護予防の取組を一体的に実施する。

○訪問指導等による個別支援

個別保健指導事業	生活習慣病予防、介護予防等の観点から保健指導が必要であると認められる者及びその家族等に対して、保健師等が家庭訪問等を行うことにより必要な保健指導を行い、心身機能の低下の防止と健康の保持増進を図る。
健診受診者保健指導事業	国民健康保険の特定健康診査の受診者で健康課題のある被保険者に対し、保健師による保健指導等を実施する。
すこやか長寿健康支援事業(再)	医療・介護・健診データ分析に基づき抽出された高齢者への個別的支援や、地域の健康課題に応じた通いの場等への積極的な支援など、高齢者の保健事業と介護予防の取組を一体的に実施する。

○感染症予防対策

胸部エックス線撮影健康診断事業	結核の早期発見・感染予防を目的とし、胸部エックス線撮影による定期的健康診断を行う。
結核予防医療事業	医療機関、福祉施設関係者等に対して、結核・感染症等の予防についての講演会を開催する。
定期予防接種事業	高齢者に対し、インフルエンザ及び成人用肺炎球菌予防接種の費用について一部助成を行う。
感染症予防医療事業	新たな感染症の流行や大規模災害による、感染症の集団発生時には疫学調査及び入院勧告、就業制限の実施や施設の消毒の指導などの対応を行うほか、正しい感染症の予防及び感染拡大防止について普及啓発を行う。

○精神保健福祉対策

精神保健福祉推進事業	精神疾患についての正しい知識の普及を図るとともに、精神障害者の就労支援をはじめとする社会復帰促進を図る。
精神障害者ふれあい交流事業	文化活動を通じて、精神障害者の積極的な社会参加を促進する。
精神障害者相談事業	市から委託を受けた精神障害者相談員(精神障害者のある方の家族)が、精神障害者の社会復帰等の相談に応じ、必要な助言・支援を行う。
精神保健福祉交流センター管理運営事業	精神障害者の自立及び社会参加の促進を図るとともに、市民の精神障害に対する理解と相互の交流を深める。

○難病患者支援対策

難病患者地域支援事業	難病患者及びその家族が安定した療養生活の確保と生活の質(QOL)の向上を図ることを目的として、適切な在宅療養支援を行う。
難病ガイドブック作成配布事業	難病患者及びその家族をはじめ、医療・保健福祉関係者等に、難病に対しての適切な情報提供を行い、情報量の不足している難病患者や家族の不安を解消するとともに、生活の質(QOL)の向上を図るため、「難病情報ガイドブック」を作成する。(3年毎に実施)

○歯科保健対策

元気いきいき検診事業(再)	歯周病の予防や、早期発見・早期治療のため、歯科医療機関に委託し、歯周病検診を行う。
歯科保健事業	歯周病の予防を啓発するため、健康相談や健康教育を行う。

2 地域包括ケアシステムの深化・推進

(1) 高齢者を地域全体で支えるための体制整備

○在宅医療・介護の連携推進

地域の医療・介護サービス資源の把握(再)	地域における医療機関や介護事業所等を掲載したリストやマップ等を活用し、在宅医療と介護の連携推進を図る。
在宅医療・介護に関する在宅医療のパンフレット配布(再)	住み慣れた地域・家庭での生活を望む高齢者やその家族に対し、在宅医療の説明・紹介等を行うパンフレットを作成・配布し、在宅医療・介護の連携推進を図る。
在宅医療・介護に関する市民向け講演会の開催(再)	在宅医療・介護に関する市民向け講演会を開催し、在宅医療・介護の連携推進を図る。
在宅医療・介護従事者向け研修会の開催(再)	地域の在宅医療・介護に関わる多職種を対象とした研修会を開催し、切れ目のない在宅医療・介護の連携体制を構築するとともに、関係者の資質向上を図る。
在宅医療・介護連携に関する相談支援(再)	地域の医療・介護関係者、地域包括支援センター等からの、在宅医療・介護連携に関する相談支援を行うため、相談窓口を設置し、在宅医療と介護の連携推進を図る。
エンディングノート作成等事業(再)	高齢者等が自身のこれからのについて考え、家族等と話し合うためのきっかけづくりとなるようエンディングノートを作成・配布し、活用を推進する。

○介護保険サービス及び介護予防サービスの充実強化

在宅サービス・地域密着型サービスの整備	高齢者等の地域での暮らしを支援するため、在宅サービス、地域密着型サービスの整備を行う。
介護予防・生活支援サービス事業	要支援者等を対象に多様なニーズに対応したサービスを提供し、高齢者の自立支援と介護予防を推進する。
一般介護予防事業	全ての高齢者を対象に、介護予防に関する普及啓発や、介護予防に資する体操などを行う住民主体の通いの場の推進、地域においてリハビリ専門職が介護予防の助言を行う事業等を実施する。

○自立支援・重度化防止のための体制づくり

短期集中運動型サービス検討事業(再)	要支援者等の自立支援や重度化防止を目的とするリハビリテーション提供体制の充実や社会参加の促進を図るため、短期集中運動型サービスの実施に向けた具体的な検討を行う。
--------------------	--

介護サービス事業所への普及・啓発	介護サービス事業所を対象とした集団指導等において、利用者の自立支援・重度化防止の視点に立った、リハビリテーションの重要性について普及・啓発を行う。
地域リハビリテーション活動支援事業(再)	理学療法士等のリハビリテーション専門職が、住民主体の通いの場等における集団及び個別指導を実施するなど、介護予防の取組を支援する。
地域ケア会議等の開催・充実(分科会の開催)(再)	地域の様々な人材や関係団体等とネットワークを構築するため、地域ケア会議をはじめ、ケースカンファレンス、事例研究会・勉強会等を開催するとともに、日常生活圏域より小さい範囲で地域課題への対応を検討するため、地域ケア分科会議を開催する。
在宅医療と介護の連携推進事業	切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築を推進するため、「在宅医療・介護の連携推進協議会」を設置するなど、医療と介護の連携推進を図る。
介護サービス事業者等講演会の開催(再)	事業者を対象に介護サービスに係る講演会を開催し、介護保険に係る情報の提供を行うことで事業者における介護サービスの質の向上を図る。

○高齢者のニーズに応じた住宅の提供

有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅などの情報提供	高齢者がニーズに応じた住まいを適切に選択できるよう住まいの種類や特徴に関する情報を把握し、高齢者及びその家族への情報提供を行う。
市営住宅における高齢者等のためのバリアフリー整備(再)	入居者の高齢化に対応するため、住戸内の段差解消やトイレ・浴室への手摺設置を行う。
優良賃貸住宅供給促進事業(サービス付き高齢者向け住宅の供給促進等)(再)	高齢者世帯に対し、居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進するため、賃貸住宅の整備等に要する費用に対する助成を行い、優良な賃貸住宅の供給を促進する。
軽費老人ホーム(谷山荘)管理運営事業	市が設置している「谷山荘」の管理、事業運営を行う。
軽費老人ホーム(ケアハウス)事務費補助事業	家庭環境、住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難な高齢者を低額な料金で軽費老人ホームに入所させるため、軽費老人ホームのうちケアハウスを対象に、運営に係る事務費を補助する。

○多様な生活支援サービスの提供

ひとり暮らし高齢者等安心通報システム設置事業(再)	在宅のひとり暮らし高齢者等の緊急時における不安を解消するとともに生活の安全を確保するため、押しボタンやセンサーの通報により、警備員が駆けつけ、必要に応じて救急車の出動要請を行う通報システムを設置する。
心をつなぐともしびグループ活動推進事業(再)	ひとり暮らし高齢者等への声掛けなどの活動を行う、地域のボランティアグループを「ともしびグループ」として登録し、その活動を支援する。
心をつなぐ訪問給食事業(再)	高齢者の健康の保持及び孤独感の解消を図るとともに、配食に従事する者とのふれあいを通じて自立意欲を促進するため、ひとり暮らしの高齢者等に計画的に配食を提供し、安否確認を行う。
生活支援体制整備事業	地域包括支援センターに生活支援コーディネーターを配置し、生活支援の担い手の養成や地域のニーズと地域資源のマッチングなど、地域の多様な関係者等による支援体制の充実を図る。

○地域包括支援センターを中心とした地域ネットワークの構築

地域ケア会議等の開催・充実(分科会の開催)(再)	地域の様々な人材や関係団体等とネットワークを構築するため、地域ケア会議をはじめ、ケースカンファレンス、事例研究会・勉強会等を開催するとともに、日常生活圏域より小さい範囲で地域課題への対応を検討するため、地域ケア分科会議を開催する。
地域包括支援センター運営協議会の開催(再)	地域包括支援センターの公正及び中立性の確保や地域ネットワークの構築等を図るため、サービス事業者や職能団体代表、被保険者の代表等から構成される地域包括支援センター運営協議会を開催する。

地域包括支援センターの機能強化(再)	地域包括支援センターが相談支援や介護予防ケアマネジメント、虐待防止、権利擁護等の機能を最大限に発揮するとともに、他分野との連携促進を図る体制整備と環境づくりを進める。
--------------------	---

○認知症の人や家族への支援

認知症施策推進事業(再)	認知症の人が住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、国の示した認知症施策推進大綱に基づく各種取組を実施する。
認知症初期集中支援推進事業(再)	認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を地域包括支援センターに配置し、早期診断・対応に向けた支援を行う。
認知症オレンジサポーター養成事業(再)	認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、認知症について正しい知識を持つ認知症サポーターや、認知症と思われる高齢者等の見守りや家族への支援を行う認知症等見守りメイト(ボランティア)を養成するとともに、接し方等の講義、介護家族等の介護の不安や負担を軽減するための参加者の交流などを内容とする認知症介護教室を実施する。
認知症あんしんサポート事業(再)	市LINE公式アカウントを活用し、認知症やその疑いによる行方不明者の情報を協力サポーターに配信することで、目撃情報を得て早期発見を図る。
チームオレンジ設置運営支援事業(再)	認知症の人とその家族、認知症サポーター(地域住民や多職種)等が一体となって、地域における交流や見守り支援などを行う団体をチームオレンジとして認定し、運営を支援する。また、チームオレンジコーディネーターを地域包括支援センターに配置する。

○地域共生社会の実現に向けた取組

重層的支援体制の整備(再)	地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する。
---------------	---

(2) 在宅医療・介護の連携推進

○切れ目のない在宅医療・介護従事者の連携体制の構築

在宅医療・介護の連携推進協議会の開催	切れ目のない在宅医療・介護の連携体制を構築するため、「在宅医療・介護の連携推進協議会」を開催する。
在宅医療・介護従事者向け研修会の開催(再)	地域の在宅医療・介護に関わる多職種を対象とした研修会を開催し、切れ目のない在宅医療・介護の連携体制を構築するとともに、関係者の資質向上を図る。
在宅医療・介護サービスの情報の共有支援	情報共有の具体的な流れを示したフロー等を作成し、市ホームページに掲載するとともに、関係団体等での情報の共有を図る。
二次医療圏内の関係市町村の連携	医療と介護の連携のための情報共有ツールとして県が作成した入退院支援ルールの運営・評価等について、関係市及び県と連携を行う。

○在宅医療に関する情報提供

地域の医療・介護サービス資源の把握	地域における医療機関や介護事業所等を掲載したリストやマップ等を活用し、在宅医療と介護の連携推進を図る。
在宅医療・介護連携に関する相談支援	地域の医療・介護関係者、地域包括支援センター等からの、在宅医療・介護連携に関する相談支援を行うため、相談窓口を設置し、在宅医療と介護の連携推進を図る。
在宅医療・介護に関する在宅医療のパンフレット配布	住み慣れた地域・家庭での生活を望む高齢者やその家族に対し、在宅医療の説明・紹介等を行うパンフレットを作成・配布し、在宅医療・介護の連携推進を図る。
在宅医療・介護に関する市民向け講演会の開催	在宅医療・介護に関する市民向け講演会を開催し、在宅医療・介護の連携推進を図る。
アドバンス・ケア・プランニング(人生会議)の普及・啓発	在宅医療・介護の連携推進協議会や市民向け講演会等を通して、アドバンス・ケア・プランニング(人生会議)の普及・啓発の取組を行い、医療・介護関係者及び市民の認知度の向上を図る。

エンディングノート作成等事業(再)	高齢者等が自身のこれからについて考え、家族等と話し合うためのきっかけづくりとなるようエンディングノートを作成・配布し、活用を推進する。
-------------------	---

○在宅医療・介護従事者の資質向上

在宅医療・介護従事者向け研修会の開催	地域の在宅医療・介護に関わる多職種を対象とした研修会を開催し、切れ目のない在宅医療・介護の連携体制を構築するとともに、関係者の資質向上を図る。
--------------------	---

○認知症の人やその家族に対する支援

認知症初期集中支援推進事業(再)	認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を地域包括支援センターに配置し、早期診断・対応に向けた支援を行う。
------------------	---

(3) 地域包括支援センターの機能強化

○地域包括支援センターの体制整備

地域包括支援センターの機能強化	地域包括支援センターが相談支援や介護予防ケアマネジメント、虐待防止、権利擁護等の機能を最大限に発揮するとともに、他分野との連携促進を図る体制整備と環境づくりを進める。
生活支援体制整備事業(生活支援コーディネーターの設置)(再)	地域包括支援センターに生活支援コーディネーターを配置し、生活支援の担い手の養成や地域のニーズと地域資源のマッチングなど、地域の多様な関係者等による支援体制の充実を図る。
認知症施策推進事業(認知症地域支援推進員及び嘱託医の設置)(再)	認知症の人やその家族の支援体制の構築と認知症ケアの向上を図るため、認知症地域支援推進員を中心に、医療と介護の連携強化等を図る。
認知症初期集中支援推進事業(再)	認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を地域包括支援センターに配置し、早期診断・対応に向けた支援を行う。
チームオレンジ設置運営支援事業(チームオレンジコーディネーターの設置)(再)	認知症の人とその家族、認知症サポーター(地域住民や多職種)等が一体となって、地域における交流や見守り支援などを行う団体をチームオレンジとして認定し、運営を支援する。また、チームオレンジコーディネーターを地域包括支援センターに配置する。
地域包括支援センター運営協議会の開催	地域包括支援センターの公正及び中立性の確保や地域ネットワークの構築等を図るため、サービス事業者や職能団体代表、被保険者の代表等から構成される地域包括支援センター運営協議会を開催する。
職員研修の実施	地域包括支援センターの職員の資質向上を図る観点から、国、県等が行う研修に積極的に参加するとともに、センター内部においても職員研修等を積極的に実施する。

○地域の関係機関との連携

地域ケア会議等の開催・充実(分科会の開催)	地域の様々な人材や関係団体等とネットワークを構築するため、地域ケア会議をはじめ、ケースカンファレンス、事例研究会・勉強会等を開催するとともに、日常生活圏域より小さい範囲で地域課題への対応を検討するため、地域ケア分科会議を開催する。
地域包括支援センターによる関係機関等とのネットワーク構築	地域包括支援センターにおいて実施している総合相談支援や高齢者の権利擁護などの業務を効率的に遂行するため、地域の医療機関やサービス事業者、民生委員等からなる地域ネットワークを構築する。

○地域包括支援センターの役割の明確化

地域包括支援センター事業実施方針に基づいた業務運営	地域包括支援センターが果たす役割等を盛り込んだ「地域包括支援センター事業実施方針」に基づく業務運営を行う。
---------------------------	---

○家族介護者への支援

認知症施策推進事業(再)	認知症の人が住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、国の示した認知症施策推進大綱に基づく各種取組を実施する。
認知症初期集中支援推進事業(再)	認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を地域包括支援センターに配置し、早期診断・対応に向けた支援を行う。
認知症オレンジサポーター養成事業(再)	認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、認知症について正しい知識を持つ認知症サポーターや、認知症と思われる高齢者等の見守りや家族への支援を行う認知症等見守りメイト(ボランティア)を養成するとともに、接し方等の講義、介護家族等の介護の不安や負担を軽減するための参加者の交流などを内容とする認知症介護教室を実施する。
認知症あんしんサポート事業(再)	市LINE公式アカウントを活用し、認知症やその疑いによる行方不明者の情報を協力サポーターに配信することで、目撃情報を得て早期発見を図る。
チームオレンジ設置運営支援事業(再)	認知症の人とその家族、認知症サポーター(地域住民や多職種)等が一体となって、地域における交流や見守り支援などを行う団体をチームオレンジとして認定し、運営を支援する。また、チームオレンジコーディネーターを地域包括支援センターに配置する。
ヤングケアラーを支援する関係機関との連携による相談支援	ヤングケアラー支援の充実を図るため、ヤングケアラー相談窓口等関係機関との連携による相談支援を行う。
ヤングケアラーが介護している高齢者に対する各種サービスの情報提供	ヤングケアラーが介護している高齢者の自立支援や介護予防のため、高齢者の状況に応じた適切なサービスが受けられるよう、相談支援を行うとともに介護サービス等各種サービスの情報提供を行う。

○地域共生社会の実現に向けた取組

重層的支援体制整備事業における相談支援	地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する。
---------------------	---

(4) 地域づくりの支援

○地域福祉の推進

地域福祉ネットワークの推進	地域福祉館等(地域福祉館41館と5つの市社協支部)を拠点として、地域福祉支援員が地域の実情把握や問題点の分析及び検証を行いつつ、地域福祉活動への助言などを行い、地域福祉ネットワークの推進に取り組む。
民生委員・児童委員による援護を必要とする住民の見守りと相談支援活動の推進	地域住民の生活実態を把握するとともに、援護を必要とする住民の相談に応じたり、福祉サービスの利用についての情報を提供するなど支援活動を行う。
民生委員児童委員見守り活動支援事業	支援が必要な地域住民の早期発見につながるよう、活動支援、市民への周知・広報、地域の見守り活動協力事業者の呼びかけを行い、民生委員・児童委員の地域での見守り活動を支援する。
関係機関団体相互の意見交換会等の実施	地域住民、民生委員・児童委員、校区社会福祉協議会、NPO及びボランティア団体などの地域福祉推進団体が意見交換会などを実施し、連携強化を図る。
ボランティア活動の促進、啓発	ボランティア活動を通じて地域住民の福祉に関する理解と関心を高め、地域福祉の向上に寄与するためのセンターとして、活動を行っている人(参加したい人)と協力を求めている人との橋渡しを行い、活動の輪を広げ、市民のボランティア活動の振興を図る。
重層的支援体制の整備	地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する。

○住民参加の促進

老人クラブ補助金交付事業(再)	本市の単位高齢者クラブ及び高齢者クラブ連合会が行う、健康づくり、地域交流、支え合い活動やボランティア活動などの事業に要する経費に対し、補助金を交付する。
地域ケア会議等の開催・充実(分科会の開催)(再)	地域の様々な人材や関係団体等とネットワークを構築するため、地域ケア会議をはじめ、ケースカンファレンス、事例研究会・勉強会等を開催するとともに、日常生活圏域より小さい範囲で地域課題への対応を検討するため、地域ケア分科会議を開催する。
生活支援体制整備事業(再)	地域包括支援センターに生活支援コーディネーターを配置し、生活支援の担い手の養成や地域のニーズと地域資源のマッチングなど、地域の多様な関係者等による支援体制の充実を図る。
お達者クラブ運営支援事業(再)	地域の身近な公民館等で地域ボランティア等の協力を得て、体操や健康講座、創作活動、認知症予防などの介護予防活動を行う。
よかよか元気クラブ活動支援事業(再)	誰もが参加できる介護予防活動の地域展開を目指し、鹿児島よかよか体操やらくらく体操を中心とした活動を推進する。

○地域福祉の関係団体の育成、支援

心をつなぐともしびグループ活動推進事業(再)	ひとり暮らし高齢者等への声掛けなどの活動を行う、地域のボランティアグループを「ともしびグループ」として登録し、その活動を支援する。
地域福祉推進事業	地域福祉館等(地域福祉館41館と5つの市社協支部)を拠点として、地域福祉支援員が地域の実情把握や問題点の分析及び検証を行いつつ、地域福祉活動への助言などを行う。
社会福祉協議会補助金	鹿児島市社会福祉協議会の効率的運営と組織活動を促進し、地域福祉の推進を図るため、市社協の行う事業等に対し助成を行う。
民生委員児童委員活動促進事業	民生委員・児童委員の活動や地区民生委員児童委員協議会の運営に係る経費等に対し、助成する。
地域福祉館管理運営事業	市民の交流の場としての施設の提供を行うとともに、小地域ネットワーク活動やボランティア活動の支援、福祉に関する相談等を行うなど地域の福祉活動を推進する拠点である地域福祉館の効率的な管理運営を図る。
地域保健活動事業(再)	地域全体の健康のレベルアップを図るため、地域組織や関係機関と連携を図りながら、地域保健活動を推進する。
コミュニティビジョン推進事業	コミュニティビジョンの推進のため、地域コミュニティ協議会の地域コミュニティプランに基づく活動等を支援し、本市の地域コミュニティの活性化を図る。
ボランティア推進校支援事業補助金	市社会福祉協議会が実施する、小・中・高校の児童・生徒に対する福祉ボランティア活動への教育を深めていくとともに、ボランティア体験を通して「福祉の心」を持つ、地域福祉活動の担い手を育成する。

○福祉への理解の促進

保育所地域活動事業(世代間交流等事業)	老人福祉施設等に入所している高齢者を保育所に招待し、またはこれらの施設を保育園の入所児童が訪問して、劇の上演、季節的行事、手作り玩具作成、伝承遊び等を通じ世代間のふれあいや交流を図る。
福祉読本作成事業	高齢者及び障害者についての正しい理解と認識を深め、福祉の心を育むため、福祉読本「ふれあい」を作成し、小学校高学年の児童に配付する。
学校における福祉、ボランティア活動	福祉・ボランティアに関する学習の重要性に鑑み、総合的な学習の時間等に介護体験や交流活動等の取組を進めるよう指導及び支援を行う。
地域ふれあい交流助成事業(再)	小中学校及び園児の高齢社会への理解を促すため、地域において高齢者との交流を深める事業を実施する団体(町内会、高齢者クラブ、あいご会等)に対して、事業に要する経費の一部を助成する。
すこやか長寿まつり開催事業(再)	高齢者の社会参加や生きがいづくり・健康づくりを促進するスポーツ・文化のイベントとして「すこやか長寿まつり」を開催する。

わくわく福祉交流フェア事業	子どもや高齢者など、多くの市民や福祉施設、福祉団体等の参加のもとに、多彩な催しを通し交流するなかで、福祉活動やボランティア活動を広げることを目的に、市社会福祉協議会と開催する。
---------------	--

3 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進

(1) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進

○地域課題の分析と対象者の把握や医療関係団体等との連携

高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施	高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を実施するため、医療・介護・健診データ分析により、地域の健康課題の把握及び支援対象者の抽出を行うとともに、事業全体の企画・調整などを行う。
---------------------	---

○高齢者に対する個別的支援(ハイリスクアプローチ)

すこやか長寿健康支援事業	医療・介護・健診データ分析に基づき抽出された高齢者への個別的支援や、地域の健康課題に応じた通いの場等への積極的な支援など、高齢者の保健事業と介護予防の取組を一体的に実施する。
--------------	---

○通いの場等への積極的な関与(ポピュレーションアプローチ)

すこやか長寿健康支援事業(再)	医療・介護・健診データ分析に基づき抽出された高齢者への個別的支援や、地域の健康課題に応じた通いの場等への積極的な支援など、高齢者の保健事業と介護予防の取組を一体的に実施する。
シニア世代のヘルスポモーション事業(再)	65歳以上の高齢者を対象に、介護予防、生活習慣病予防等、健康に対する正しい知識の普及を図るため、集団教育や個別の健康相談を行う。
よかよか元気クラブ活動支援事業(再)	誰もが参加できる介護予防活動の地域展開を目指し、鹿児島よかよか体操やらくらく体操を中心とした活動を推進する。
お達者クラブ運営支援事業(再)	地域の身近な公民館等で地域ボランティア等の協力を得て、体操や健康講座、創作活動、認知症予防などの介護予防活動を行う。
地域リハビリテーション活動支援事業(再)	理学療法士等のリハビリテーション専門職が、住民主体の通いの場等における集団及び個別指導を実施するなど、介護予防の取組を支援する。
一般介護予防(口腔・栄養・運動)複合教室事業(再)	高齢期の疾病予防・介護予防等を推進するため、口腔機能向上、栄養改善、運動器機能向上を一体化した複合教室を実施する。

第5章 介護サービスの充実

1 介護保険対象サービスの提供

(1) 在宅サービスの提供

○介護保険対象サービスの提供

訪問介護(ホームヘルプ)	ホームヘルパー(訪問介護員等)が居宅を訪問して、入浴、排せつ、食事などの介護その他の日常生活上の世話などのサービスを提供する。
訪問入浴介護	介護職員と看護職員が居宅を訪問し、持参した浴槽にて入浴介助のサービスを提供する。
訪問看護	看護師などが居宅を訪問して、療養上の世話や必要な診療の補助などのサービスを提供する。
訪問リハビリテーション	理学療法士や作業療法士などが居宅を訪問して、心身の機能回復や日常生活の自立を助けるための理学療法、作業療法その他必要なサービスを提供する。
居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師などが居宅を訪問して、療養上必要な管理や指導などのサービスを提供する。

通所介護(デイサービス)	デイサービスセンターなどで入浴、排せつ、食事等などの介護その他の日常生活上の世話のほか機能訓練などのサービスを提供する。
通所リハビリテーション(デイケア)	介護老人保健施設や病院などで心身の機能回復を図り、日常生活の自立を助けるための理学療法、作業療法その他必要なサービスを提供する。
短期入所生活介護(ショートステイ)	介護老人福祉施設などにおいて短期入所者に、入浴、排せつ、食事などの介護その他の日常生活上の世話などのサービスを提供する。
短期入所療養介護(ショートステイ)	介護老人保健施設などにおいて短期入所者に、看護、医学的管理下における介護、機能訓練その他必要な医療及び日常生活上の世話などのサービスを提供する。
特定施設入居者生活介護	有料老人ホームやケアハウスなどに入居している要支援・要介護者に対し、ケアプランに基づいて、機能訓練や入浴、排せつ、食事などの介護その他の日常生活上の世話などのサービスを提供する。
福祉用具貸与	居宅において自立した日常生活を営めるように車いすや特殊寝台などの福祉用具を貸与する。
特定福祉用具販売	居宅において自立した日常生活を営めるようにポータブルトイレや入浴補助用具など排せつや入浴に使われる福祉用具の購入費の一部を支給する。
住宅改修費支給	居宅において自立した日常生活を営めるように手すりの取り付けや段差解消などの小規模な住宅改修費の一部を支給する。
居宅介護支援	居宅で介護を受ける要介護・要支援者の心身の状況、希望などを踏まえ、ケアプランを作成するとともに、サービス提供機関との連絡調整を行うなどのサービスを提供する。

○サービス利用の促進

住宅改修支援事業(再)	住宅改修を行う際の「住宅改修費に係る理由書」の作成業務について、作成した事業所に対して手数料を支払う。
訪問介護等利用者負担助成事業	①障害者施策によるホームヘルプサービスの利用において境界層該当として負担額のなかった者が、介護保険の訪問介護等を利用した場合、利用者負担額を全額免除する。 ②65歳到達前に市の障害福祉サービスを利用していた者等が介護保険の訪問介護等を利用した場合、利用者負担額の1/2を助成する。
低所得者利用者負担助成事業	①社会福祉法人等が市の認定した低所得者(市町村民税非課税世帯で一定要件を満たす者)に対して利用者負担額を軽減した場合、その社会福祉法人等に対して補助を行う。 ②市の認定した低所得者(市町村民税非課税世帯で一定要件を満たす者)が、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション、短期入所療養介護及び福祉用具貸与のサービスを利用した場合、利用者負担額を助成する。 ③中山間地域等の小規模事業所加算対象事業所(社会福祉法人等)が、市の認定した低所得者(市町村民税本人非課税の者)に対して、訪問介護サービスの利用者負担額を軽減した場合、その事業所に対して補助を行う。
介護ワストップサービス	介護保険の特定福祉用具購入費や住宅改修費の支給申請等、各種申請手続きのオンライン受付サービス(介護ワストップサービス)を提供する。

(2) 施設サービスの提供

○介護保険対象サービスの提供

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	常時介護が必要で居宅での生活が困難な人に、食事・入浴などの介護や日常生活上の支援、機能訓練、療養上の世話などのサービスを提供する。
介護老人保健施設(老人保健施設)	病状が安定し在宅復帰を目指している人に、看護や医学的管理下の介護、機能訓練などのサービスを提供する。
介護医療院	長期療養を必要とする人に、生活の場としての機能も備えた施設で、医療や日常生活上の介護サービスを提供する。

○サービス利用の促進

低所得者利用者負担助成事業(再)	<p>①社会福祉法人等が市の認定した低所得者(市町村民税非課税世帯で一定要件を満たす者)に対して利用者負担額を軽減した場合、その社会福祉法人等に対して補助を行う。</p> <p>②市の認定した低所得者(市町村民税非課税世帯で一定要件を満たす者)が、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション、短期入所療養介護及び福祉用具貸与のサービスを利用した場合、利用者負担額を助成する。</p> <p>③中山間地域等の小規模事業所加算対象事業所(社会福祉法人等)が、市の認定した低所得者(市町村民税本人非課税の者)に対して、訪問介護サービスの利用者負担額を軽減した場合、その事業所に対して補助を行う。</p>
------------------	---

(3) 地域密着型サービスの提供

○介護保険対象サービスの提供

定期巡回・随時対応型訪問介護看護	日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応などのサービスを提供する。
夜間対応型訪問介護	夜間において、定期的な巡回訪問又は通報を受け、入浴、排せつ、食事などの介護その他の日常生活上の世話、緊急時の対応などのサービスを提供する。
認知症対応型通所介護	認知症高齢者等について、デイサービスセンターで入浴、排せつ、食事などの介護その他の日常生活上の世話のほか機能訓練などのサービスを提供する。
小規模多機能型居宅介護	「通い」を中心に、利用者の様態や希望に応じ、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせ、入浴、排せつ、食事などの介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練などのサービスを提供する。
認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	認知症高齢者が少人数で共同生活し、そこで入浴、排せつ、食事などの介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練などのサービスを提供する。
地域密着型特定施設入居者生活介護	小規模な有料老人ホームやケアハウスなどに入居している要介護者に対し、ケアプランに基づいて、機能訓練や入浴、排せつ、食事などの介護その他の日常生活上の世話などのサービスを提供する。
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	小規模な特別養護老人ホームに入所している要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事などの介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び健康管理等のサービスを提供する。
看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ、介護と看護を一体的に行うサービスを提供する。
地域密着型通所介護	小規模なデイサービスセンターで入浴、排せつ、食事などの介護その他の日常生活上の世話のほか機能訓練などのサービスを提供する。

○サービス利用の促進

訪問介護等利用者負担助成事業(再)	<p>①障害者施策によるホームヘルプサービスの利用において境界層該当として負担額がなかった者が、介護保険の訪問介護等を利用した場合、利用者負担額を全額免除する。</p> <p>②65歳到達前に市の障害福祉サービスを利用していた者等が介護保険の訪問介護等を利用した場合、利用者負担額の1/2を助成する。</p>
低所得者利用者負担助成事業(再)	<p>①社会福祉法人等が市の認定した低所得者(市町村民税非課税世帯で一定要件を満たす者)に対して利用者負担額を軽減した場合、その社会福祉法人等に対して補助を行う。</p> <p>②市の認定した低所得者(市町村民税非課税世帯で一定要件を満たす者)が、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション、短期入所療養介護及び福祉用具貸与のサービスを利用した場合、利用者負担額を助成する。</p> <p>③中山間地域等の小規模事業所加算対象事業所(社会福祉法人等)が、市の認定した低所得者(市町村民税本人非課税の者)に対して、訪問介護サービスの利用者負担額を軽減した場合、その事業所に対して補助を行う。</p>

2 介護サービスの質的向上

(1) 介護サービス基盤の整備の促進

○施設サービス・地域密着型サービス基盤の整備

介護老人福祉施設等整備費補助事業	介護老人福祉施設等を整備する社会福祉法人等に対し、施設整備費の一部を補助することにより、計画的な施設整備を図るとともに、質の高い施設の整備を促進し、施設入所者等の福祉の向上を図る。
------------------	--

○老朽化した介護老人福祉施設等の建て替え・修繕の促進

介護老人福祉施設等整備費補助事業(再)	介護老人福祉施設等を整備する社会福祉法人等に対し、施設整備費の一部を補助することにより、計画的な施設整備を図るとともに、質の高い施設の整備を促進し、施設入所者等の福祉の向上を図る。
---------------------	--

○介護老人福祉施設等のユニットケアの促進

介護老人福祉施設等整備費補助事業(再)	介護老人福祉施設等を整備する社会福祉法人等に対し、施設整備費の一部を補助することにより、計画的な施設整備を図るとともに、質の高い施設の整備を促進し、施設入所者等の福祉の向上を図る。
---------------------	--

(2) 介護人材確保・介護現場生産性向上の促進

○介護人材の確保

関係団体と連携した新規就労促進の取組	関係団体と連携し、合同就職説明会をモデル実施するなど、新規就労促進を図る。
関係団体と連携したインターンシップ等の受入	関係団体と連携し、インターンシップ等の受入れを進めるためにモデル実施するなど、新規就労促進を図る。
介護事業所経営力強化研修の実施(再)	介護現場の生産性の向上、リスクマネジメントなどをテーマとした経営者向けの研修を実施し、経営力の強化や職場環境の改善を図る。
職場環境等の改善事例を共有する取組み	介護事業所における職場環境改善の機運を高めるため、介護事業所の取組の中から好事例を集め紹介する。
関係団体と連携した職場体験の実施	関係団体と連携し、高校生・中学生等を対象とした職場体験の受入れをモデル実施するほか、介護職場を紹介するリーフレットを作成するなど、介護職の魅力発信を行う。
若者就職応援フェア「みらいワーク“かごしま”」等による魅力発信	若者の市外流出抑制に向け、地元企業に対する理解促進等を行うため、地元の企業等が一堂に会し、中学生をはじめとする若い世代への企業等の魅力発信や情報提供を労働局・県と連携して行う。
介護人材の確保に資する県や他団体の情報提供	介護人材の確保に資する県や他団体の事業の情報を収集し、市民、事業者への提供を行う。
介護人材の確保支援と処遇改善の推進	就労促進や早期離職の解消を図るため、ケアマネジャーのスキル向上や経営に関する研修を実施するとともに、処遇改善加算について、事業者への周知及び情報提供などを行う。
介護施設ボランティアポイント事業	介護保険施設等でのボランティア活動に対し、換金等が可能なポイントを付与することで、市民の介護分野への関心や地域全体で高齢者を支える意識を高める。

○介護人材の育成

ケアプラン適正化指導検討会等の開催	ケアマネジャーは、要介護者が自立した日常生活を営むのに必要な援助を行うこととされており、その質の向上が非常に重要なものとなっていることから、ケアプラン作成技術向上のためのケアプラン適正化指導検討会を開催し、ケアマネジャーの資質の向上に努める。
介護人材の育成に資する県や他団体の情報提供	介護人材の育成に資する県や他団体の事業の情報を収集し、市民、事業者への提供を行う。

ボランティアセンターによる人材育成の支援	市社会福祉協議会が行っているボランティアセンター運営事業に助成を行い、各種ボランティア講座等を通じて、人材の育成等を図る。
介護予防・生活支援サービス従事者研修	介護予防・日常生活支援総合事業の「生活支援型訪問介護」や「ミニデイ型通所介護」の従事者等を養成する研修を開催する。
介護予防地域ケア会議等の開催	地域包括支援センターと居宅介護支援事業所のケアマネジャーの資質向上を図るため、介護予防地域ケア会議等を開催する。

○介護現場の生産性の向上

オンライン申請システムの活用	介護事業者からの申請・届出等について、オンライン申請システムの活用を促すことで、職員の負担軽減や申請等のペーパーレス化など、介護現場の生産性の向上を図る。
介護事業所経営力強化研修の実施	介護現場の生産性の向上、リスクマネジメントなどをテーマとした経営者向けの研修を実施し、経営力の強化や職場環境の改善を図る。
職場環境等の改善事例を共有する取組み(再)	介護事業所における職場環境改善の機運を高めるため、介護事業所の取組の中から好事例を集め紹介する。
介護ロボットやICTの活用事例の周知	県と連携し、介護ロボットやICTの活用事例を周知し、介護現場の生産性の向上を図る。

○指導・監査の実施

介護事業所等への指導・監査の実施	介護事業所等の指導及び監査を行い、介護保険制度の健全で適正な運営の確保を図る。
------------------	---

3 サービス提供のための体制づくり

(1) 介護給付の適正化の推進

○介護給付の適正化

要介護認定の適正化	認定調査員及び介護認定審査会委員に対する研修を定期的実施するとともに、全ての調査内容を点検すること等により、適正な要介護認定を行う。
介護給付調査指導員の配置	介護給付調査指導員を配置し、市が依頼した有資格者(旧ケアマネジメントリーダー)と連携を図りながら、ケアプラン適正化指導検討会などを通じ、サービスの適正化を図る。
介護保険住宅改修調査員の配置	介護保険住宅改修調査員を配置し、専門職による調査、査定・確認等を行うことにより、住宅改修費の適正化の強化を図る。
ケアプランの点検	ケアプラン適正化指導検討会を実施し、適切なケアプランとなっているかを作成した介護支援専門員等とともに検証確認することで、健全な給付の実施のための支援を行う。
介護サービス事業者等講演会の開催	事業者を対象に介護サービスに係る講演会を開催し、介護保険に係る情報の提供を行うことで事業者における介護サービスの質の向上を図る。
縦覧点検と医療情報の突合	サービス事業者の請求内容の確認等を国民健康保険団体連合会に委託し、サービス事業者の誤請求を防ぐとともに不正請求の発見に取り組む。

(2) 広報・相談体制の充実

○広報体制の充実

制度周知用パンフレットの作成	毎年発行している「わたしたちの介護保険」など、制度周知用のパンフレットを作成し、介護保険の仕組みと利用方法の周知・広報を図る。
インターネットを活用した情報の提供	ホームページの充実を図り、インターネットを通じた情報提供に努める。
市民のひろば等による広報	市の広報紙「市民のひろば」をはじめ、テレビ・ラジオ等の各種広報媒体を活用して、それぞれの特性を生かした広報活動を進める。
サービス事業者ガイドブックの作成	サービスを利用するときの判断材料となるよう、民間業者が無料で配布するガイドブックを活用して情報提供を行う。

介護サービス情報公表システム(厚生労働省運用)の活用	サービスを利用するときの判断材料となるよう、厚生労働省が運用している介護サービス情報公表システムの周知・広報を図る。
----------------------------	--

○相談体制の充実

高齢者福祉相談員による相談体制の推進	高齢者の社会参加の促進と福祉の増進を図るため、ひとり暮らし高齢者等安心通報システム及び福祉電話利用者等に対する安否確認を行うとともに、高齢者の相談に応じる。
介護保険相談員の配置	介護保険を利用しやすい環境を整えるため、介護保険相談員を配置し、介護保険に係る相談業務や関連する保健、医療及び福祉に係る相談業務を行う。
介護サービス相談員の派遣	介護サービス相談員を介護サービス提供の場へ派遣し、利用者等の話を聞くことなどによって、疑問や不満、不安の解消を図り、介護サービスの質的向上を図る。
保健福祉総合相談・案内窓口事業	保健や福祉に関することで相談先の分からない市民や、保健と福祉部門において多岐にわたる問題を抱えた市民のための相談・案内窓口を設置することにより、市民の利便性の向上を図る。
認知症施策推進事業(認知症介護の電話相談)(再)	認知症に関する知識の普及・啓発を行うとともに、介護家族等の精神的な負担軽減を図るため、電話相談を実施する。
地域包括支援センター等各種関係機関における相談支援	地域包括支援センター等各種関係機関において、高齢者やその家族の相談に応じ、サービスに関する情報提供等の初期相談対応、継続的・専門的な相談支援等を行う。

○苦情への対応

県・国民健康保険団体連合会など関係機関との連携	介護保険法では、国民健康保険団体連合会が、苦情処理機関として位置づけられていることから、ケースに応じて、国民健康保険団体連合会と連携を図るほか、関係機関に情報提供を行う。
-------------------------	---

○医療機関等関係機関との連携強化

救急医療市民講座開催事業	救急医療週間にあわせ、市民に対し救急の対処について正しい知識の普及を図るための講演会を開催する。
地域包括支援センターによる関係機関等とのネットワーク構築(再)	地域包括支援センターにおいて実施している総合相談支援や高齢者の権利擁護などの業務を効率的に遂行するため、地域の医療機関やサービス事業者、民生委員等からなる地域ネットワークを構築する。
認知症施策推進事業(認知症地域支援推進員及び嘱託医の設置)(再)	認知症の人やその家族の支援体制の構築と認知症ケアの向上を図るため、認知症地域支援推進員を中心に、医療と介護の連携強化等を図る。
在宅医療と介護の連携推進事業(再)	切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築を推進するため、「在宅医療・介護の連携推進協議会」を設置するなど、医療と介護の連携推進を図る。

主な用語の解説

主な用語の解説

【 あ 行 】

- **アドバンス・ケア・プランニング（人生会議）**
もしものときのために、自らが望む医療やケアについて前もって考え、家族等や医療・ケアチームと繰り返し話し合い、共有する取り組みのこと。
- **お達者クラブ**
地域の身近な公民館等で、体操や健康講座、創作活動、認知症予防などの介護予防活動を行う集まり。

【 か 行 】

- **介護支援専門員（ケアマネジャー）**
要介護者からの相談に応じ、本人が適切なサービスを利用できるように、市町村・居宅サービス事業者・介護保険施設等との連絡調整を行う、介護保険法に基づく公的資格を持った専門家。
- **介護保険施設**
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設（老人保健施設）、介護医療院の3種類の施設のこと。
- **介護保険対象サービス**
要支援・要介護認定を受けた者がケアプランに基づいて受けるサービス。在宅サービス、施設サービス、地域密着型サービスの3つに区分される。
- **介護予防・日常生活支援総合事業**
要介護状態等となることの予防または要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援のための施策を総合的かつ一体的に行う事業。
- **通いの場**
地域の住民同士が月1回以上集まり、主体的に活動を行う場。地域の介護予防の拠点となる場所。
- **居宅介護支援事業所**
要介護者が適切な介護サービスを受けられるようにケアプランを作成する機関で、介護支援専門員という専門家を配置している。

○ ケアプラン（介護サービス計画）

要介護認定を受けた者が、居宅介護支援事業所の介護支援専門員に依頼して作成してもらい、どのサービスをどの程度受けるかをあらかじめ定めた計画。利用者のニーズと生活上の課題解決を目的として作成される。

なお、要支援認定を受けた者については、地域包括支援センターで介護サービス計画等を作成することになる。

○ 軽費老人ホーム

身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる60歳以上の方が入居し、無料又は低額な料金で、食事の提供、入浴等の準備、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上必要な便宜の提供を受けることができる施設。

種別	内容
ケアハウス	自炊ができない程度の身体機能の低下が認められ、独立して生活するには不安な方が入所する施設。
B型	家庭環境や住宅事情などにより家庭で生活することが困難な方で自炊ができる程度の健康状態にある方が入所する施設。

○ 高齢者福祉センター

高齢者の各種相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する施設。

【 さ 行 】

○ サービス付き高齢者向け住宅

高齢者の居住の安定を確保することを目的として、国土交通省・厚生労働省の共管制度として創設されたもので、バリアフリー構造等を有し、介護・医療と連携し高齢者を支援するサービスを提供する施設。

○ シルバーハウジング

高齢者や障害者が地域社会の中で自立して安全かつ快適な生活を営むことができるよう、高齢者等の生活特性に配慮した設備・仕様（段差解消・手すり設置・緊急通報システムなど）が施され、生活指導、相談、安否の確認、関係機関との連絡を行う生活援助員が配置されている住宅。

○ 重層的支援体制整備（事業）

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業。

○ **生活支援コーディネーター**

地域支え合い推進員と称され、高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たす者。

○ **成年後見制度**

認知症や知的・精神障害などにより判断能力が不十分な人の財産管理や身上監護を、成年後見人等が行うことで本人を法律的に保護し、支えるための制度。

○ **世界アルツハイマー月間**

認知症（アルツハイマー病等）の啓蒙を目的に、9月を「世界アルツハイマー月間」と定め、様々な取り組みが行われている。

【 た 行 】

○ **地域共生社会**

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。

○ **地域支援事業**

要介護・要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態となった場合にも、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援する事業。

○ **地域包括ケアシステム**

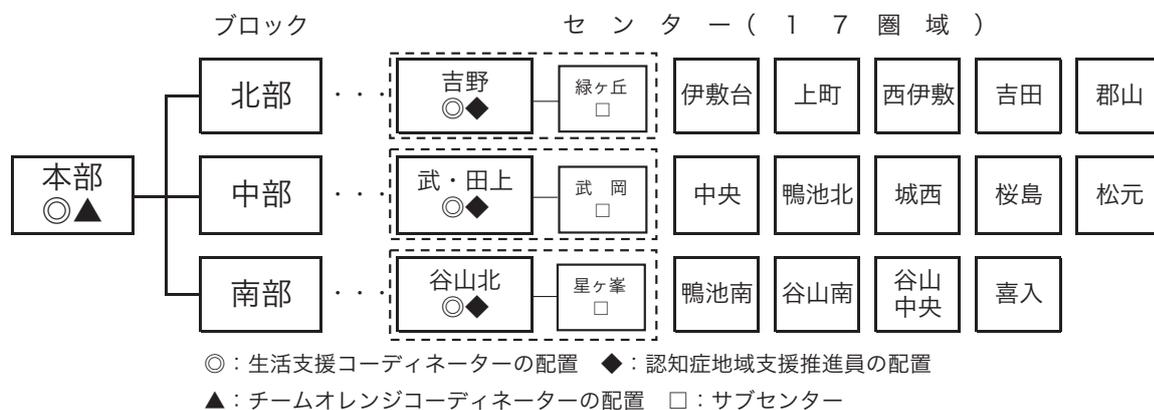
高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援を包括的に確保していくという考え方。

○ **地域包括支援センター**

高齢者が要介護状態等になることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するための相談、調整などを行う施設。

鹿児島市では「長寿あんしん相談センター」の愛称で運営。

★地域包括支援センターの体系図



○ 地域密着型サービス

高齢者が中重度の要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた自宅または地域で生活を継続できるよう、身近な市町村で提供されるサービス。

○ チームオレンジ

認知症の人とその家族、認知症サポーター等が一体となって、地域における交流や見守り支援などを行うボランティア団体のこと。（市が指定する講座の受講などの要件を満たす団体を認定する。）

○ チームオレンジコーディネーター

チームオレンジの設立や運営、関係団体との連携等を支援する者。

○ 特定健康診査

糖尿病等の生活習慣病、とりわけ内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の該当者・予備軍を減少させるため、保健指導を必要とする者を的確に抽出するための健診。40歳から74歳未満の被保険者が対象で、それぞれが加入する医療保険者の義務付けとなっている。

【 な 行 】

○ 認知症ケアパス

認知症の人が認知症を発症したときから、生活機能障害が進行していく中で、その進行状況に合わせて、いつ、どこで、どのような医療・介護・福祉サービスなどを受けることができるかを示したもの。

○ 認知症初期集中支援チーム

認知症が疑われる人や認知症の人で医療や介護サービスを受けていない人等を対象として、本人及びその家族の支援に関わる保健師や介護支援専門員等で構成する専門職チーム。早期診断・対応に向け、専門医療機関やかかりつけ医と連携しながら、医療・介護サービス利用や介護負担軽減など、在宅生活をサポートする。

○ 認知症地域支援推進員

地域の支援関係機関の連携づくりや、認知症ケアパスの見直し・普及、認知症の人やその家族、地域住民、介護・福祉の専門家などが気軽に集える認知症カフェの開設促進、社会参加活動等の地域支援体制づくり、認知症の人やその家族を支援する相談業務等を実施する者。

○ 認知症等見守りメイト

概ね65歳以上の認知症等の高齢者で見守りが必要と認められる者への見守りや声かけなどを行うボランティア。(市が開催する養成講座の受講及び活動登録が必要)

【 は 行 】

○ ハイリスクアプローチ

医療専門職が健康課題のある高齢者に対し、個別の保健指導等を行うこと。

○ 不詳補完値

集計に当たり、主な項目の集計結果(原数値)に含まれる「不詳」を按分等により補完して算出した数値。

○ フレイル

加齢に伴い筋力や認知機能等が衰え、健康な状態から要介護状態へ移行する中間の段階。多面的な問題を抱えやすく健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。大きく「身体的」「精神・心理的」「社会的」フレイルの3つに分かれる。

○ ヘルスプロモーション

WHO(世界保健機関)が提唱している21世紀の健康戦略で、「人々が自らの健康とその決定要因をコントロールし、改善することができるようにするプロセス」のことをいう。

○ **ボランティアセンター**

ボランティア活動の地域における拠点として、県や市町村の社会福祉協議会等に設置されたセンター。ボランティア活動の相談、あっせん、情報提供、啓発など総合的にボランティア活動を促進している。

○ **ポピュレーションアプローチ**

医療専門職がお達者クラブやよかよか元気クラブ等の通いの場等においてフレイル予防の普及啓発活動や運動・栄養・口腔等の健康教育、健康相談等を実施すること。

【 や 行 】

○ **ヤングケアラー**

本来大人が担うと想定されているような家事や家族の世話などを日常的に行っているこどものこと。

○ **養護老人ホーム**

原則65歳以上の者で、環境上の理由及び経済的理由により家庭で生活することが困難な方が入所する施設。

○ **要支援・要介護認定**

介護サービスを受けようとする者からの申請により、その者が介護をどの程度必要としているかの程度判定（非該当（自立）、要支援1～2、要介護1～5の8段階）を行うこと。全国一律の客観的な方法や基準に従って行われる。

○ **よかよか元気クラブ**

住民が主体となって概ね週1回活動する集まりで、住み慣れた身近な地域で「鹿児島よかよか体操」を中心とした健康づくりを行うもの。

資料編

関係法令

1 老人福祉法（抜粋）

（市町村老人福祉計画）

- 第二十条の八 市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。
- 2 市町村老人福祉計画においては、当該市町村の区域において確保すべき老人福祉事業の量の目標を定めるものとする。
 - 3 市町村老人福祉計画においては、前項の目標のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
 - 一 前項の老人福祉事業の量の確保のための方策に関する事項
 - 二 老人福祉事業に従事する者の確保及び資質の向上並びにその業務の効率化及び質の向上のために講ずる都道府県と連携した措置に関する事項
 - 4 市町村は、第二項の目標（老人居宅生活支援事業、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び特別養護老人ホームに係るものに限る。）を定めるに当たっては、介護保険法第百十七条第二項第一号に規定する介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み（同法に規定する訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービス及び介護福祉施設サービス並びに介護予防短期入所生活介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護に係るものに限る。）並びに第一号訪問事業及び第一号通所事業の量の見込みを勘案しなければならない。
 - 5 厚生労働大臣は、市町村が第二項の目標（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センターに係るものに限る。）を定めるに当たって参酌すべき標準を定めるものとする。
 - 6 市町村は、当該市町村の区域における身体上又は精神上的の障害があるために日常生活を営むのに支障がある老人の人数、その障害の状況、その養護の実態その他の事情を勘案して、市町村老人福祉計画を作成するよう努めるものとする。
 - 7 市町村老人福祉計画は、介護保険法第百十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画と一体のものとして作成されなければならない。
 - 8 市町村老人福祉計画は、社会福祉法第百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であつて老人の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
 - 9 市町村は、市町村老人福祉計画（第二項に規定する事項に係る部分に限る。）を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県の意見を聴かななければならない。
 - 10 市町村は、市町村老人福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

2 介護保険法（抜粋）

（市町村介護保険事業計画）

第一百七条 市町村は、基本指針に即して、三年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村介護保険事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該市町村が、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域ごとの当該区域における各年度の認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る必要利用定員総数その他の介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み

二 各年度における地域支援事業の量の見込み

三 被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付等に要する費用の適正化に関し、市町村が取り組むべき施策に関する事項

四 前号に掲げる事項の目標に関する事項

3 市町村介護保険事業計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 前項第一号の必要利用定員総数その他の介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策

二 各年度における地域支援事業に要する費用の額及び地域支援事業の見込量の確保のための方策

三 介護給付等対象サービスの種類ごとの量、保険給付に要する費用の額、地域支援事業の量、地域支援事業に要する費用の額及び保険料の水準に関する中長期的な推計

四 介護支援専門員その他の介護給付等対象サービス及び地域支援事業に従事する者の確保及び資質の向上並びにその業務の効率化及び質の向上に資する都道府県と連携した取組に関する事項

五 指定居宅サービスの事業、指定地域密着型サービスの事業又は指定居宅介護支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービス（介護給付に係るものに限る。）の円滑な提供を図るための事業に関する事項

六 指定介護予防サービスの事業、指定地域密着型介護予防サービスの事業又は指定介護予防支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービス（予防給付に係るものに限る。）の円滑な提供及び地域支援事業の円滑な実施を図るための事業に関する事項

七 認知症である被保険者の地域における自立した日常生活の支援に関する事項、教育、地域づくり及び雇用に関する施策その他の関連施策との有機的な連携に関する事項その他の認知症に関する施策の総合的な推進に関する事項

八 前項第一号の区域ごとの当該区域における老人福祉法第二十九条第一項の規定による届出が行われている有料老人ホーム及び高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第七条第五項に規定する登録住宅（次条第三項第六号において「登録住宅」という。）のそれぞれの入居定員総数（特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う事業所に係る第四十一条第一項本文、第四十二条の二第一項本文又は第

五十三条第一項本文の指定を受けていないものに係るものに限る。次条第三項第六号において同じ。)

九 地域支援事業と高齢者保健事業及び国民健康保険保健事業の一体的な実施に関する事項、居宅要介護被保険者及び居宅要支援被保険者に係る医療その他の医療との連携に関する事項、高齢者の居住に係る施策との連携に関する事項その他の被保険者の地域における自立した日常生活の支援のため必要な事項

- 4 市町村介護保険事業計画は、当該市町村の区域における人口構造の変化の見通し、要介護者等の人数、要介護者等の介護給付等対象サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。
- 5 市町村は、第二項第一号の規定により当該市町村が定める区域ごとにおける被保険者の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握するとともに、第一百八条の二第一項の規定により公表された結果その他の介護保険事業の実施の状況に関する情報を分析した上で、当該事情及び当該分析の結果を勘案して、市町村介護保険事業計画を作成するよう努めるものとする。
- 6 市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第二十条の八第一項に規定する市町村老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。
- 7 市町村は、第二項第三号に規定する施策の実施状況及び同項第四号に規定する目標の達成状況に関する調査及び分析を行い、市町村介護保険事業計画の実績に関する評価を行うものとする。
- 8 市町村は、前項の評価の結果を公表するよう努めるとともに、これを都道府県知事に報告するものとする。
- 9 市町村介護保険事業計画は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第五条第一項に規定する市町村計画との整合性の確保が図られたものでなければならない。
- 10 市町村介護保険事業計画は、社会福祉法第一百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画、高齢者の居住の安定確保に関する法律第四条の二第一項に規定する市町村高齢者居住安定確保計画その他の法律の規定による計画であって要介護者等の保健、医療、福祉又は居住に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 11 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、被保険者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 12 市町村は、市町村介護保険事業計画（第二項第一号及び第二号に掲げる事項に係る部分に限る。）を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県の意見を聴かななければならない。
- 13 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

鹿児島市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定・管理委員会設置要綱

(設置)

第1条 鹿児島市高齢者保健福祉計画（以下「高齢者保健福祉計画」という。）及び鹿児島市介護保険事業計画（以下「介護保険事業計画」という。）の策定及び進行管理に当たり、学識経験者等の意見を反映させるため、鹿児島市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定・管理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査し、及び審議し、その結果を市長に報告する。

- (1) 高齢者保健福祉計画の策定及び進行管理に関すること。
- (2) 介護保険事業計画の策定及び進行管理に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員26人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる区分ごとに市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者 3人以内
- (2) 保健医療関係団体代表 5人以内
- (3) 福祉関係団体代表 2人以内
- (4) 各種団体代表 10人以内
- (5) 本市市民の代表 6人以内

(任期)

第4条 委員の任期は、3年以内とする。ただし、再任されることができる。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理し、委員会の会議（以下「会議」という。）の議長を務める。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が必要に応じて招集する。

2 前項の規定にかかわらず、新たな任期が始まる日以後最初に開かれる会議の招集については、健康福祉局すこやか長寿部長寿支援課において処理する。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉局すこやか長寿部長寿支援課において行う。ただし、介護保険事業計画に係る庶務は、介護保険課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成10年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

鹿児島市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定・管理委員会委員名簿

役職	氏 名	所 属 ・ 職 名	区分
会長	田中 安平	鹿児島県介護福祉士会会長 元鹿児島国際大学福祉社会学部教授	学識経験者
副会長	飯干 紀代子	志学館大学学長(人間関係学部教授)	
委員	久留須 直也	鹿児島女子短期大学生生活科学科准教授	保健医療関係 団体代表
	大勝 秀樹	鹿児島市医師会理事	
	上稲葉 隆	鹿児島市歯科医師会副会長	
	丸野 桂太郎	鹿児島市薬剤師会常務理事	
	今村 恵	鹿児島県看護協会専務理事	
	野村 秀洋	鹿児島市老人保健施設連絡協議会会長	福祉関係 団体代表
	尾ノ上 優二	鹿児島市社会福祉協議会常務理事	
	梅津 百合子	鹿児島市老人福祉施設協議会会長	各種 団体代表
	堀 亜由美	介護労働安定センター鹿児島支部 介護労働サービスインストラクター1種	
	佐藤 兆	NPO 法人介護支援専門員協会鹿児島事務局長	
	北方 睦雄	鹿児島市高齢者クラブ連合会会長	
	田原春 美好	鹿児島市民生委員児童委員協議会副会長	
	森山 智普	鹿児島市身体障害者福祉協会監事	
	宮竹 道子	鹿児島市女性団体連合会書記	
	山口 祐二	連合鹿児島地域協議会役員	
伊地知 弘幸	鹿児島青年会議所理事長	本市 市民の代表	
三反田 千代子	鹿児島市食生活改善推進員連絡協議会会長		
金子 嘉仁	鹿児島市運動普及推進員協議会副会長		
新保 正典	公募委員		
	高木 恵美子	公募委員	
	瀧川 憲洋	公募委員	

(注) 1 委員の任期 令和5年5月31日～令和8年3月31日

2 氏名、所属・職名は令和6年2月1日現在

鹿児島市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定検討・推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 鹿児島市高齢者保健福祉計画（以下「高齢者保健福祉計画」という。）及び鹿児島市介護保険事業計画（以下「介護保険事業計画」という。）の策定に係る事項を調査検討し、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画を推進するため、鹿児島市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定検討・推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 高齢者保健福祉計画の策定に係る事項の調査検討及び高齢者保健福祉計画の推進に関すること。
- (2) 介護保険事業計画の策定に係る事項の調査検討及び介護保険事業計画の推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、会長、副会長、常任委員及び臨時委員で組織する。

2 常任委員はすべての委員会の会議に出席するものとし、臨時委員は会長が必要と認めるときに委員会の会議に出席するものとする。

3 会長は、健康福祉局すこやか長寿部長をもって充てる。

4 副会長は、健康福祉局保健部長をもって充てる。

5 常任委員及び臨時委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(会長等の職務)

第4条 会長は、委員会を代表し、会務を総理し、委員会の会議の議長を務める。

2 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した副会長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が必要に応じて招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に委員会の会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(幹事会の設置)

第6条 委員会の所掌事項に関する具体的な事項について調査検討するため、委員会に幹事会を設置する。

2 幹事会は、調査検討の結果をその都度会長に報告するものとする。

3 幹事会は、幹事長、常任幹事及び臨時幹事で組織する。

4 常任幹事はすべての幹事会の会議に出席するものとし、臨時幹事は幹事長が必要と認めるときに幹事会の会議に出席するものとする。

5 幹事長は、健康福祉局すこやか長寿部長寿支援課長をもって充てる。

6 常任幹事及び臨時幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

7 幹事長の職務等については、前2条の規定を準用する。

8 幹事会に、必要に応じ、幹事会における調査検討に係る資料等の作成のため、関係課の係長等による準備チームを置くことができる。

(庶務)

第7条 委員会及び幹事会の庶務は、健康福祉局すこやか長寿部長寿支援課において行う。ただし、介護保険事業計画に係る委員会及び幹事会の庶務は、健康福祉局すこやか長寿部介護保険課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年6月2日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

- 付 則
この要綱は、平成23年4月22日から施行する。
- 付 則
この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 付 則
この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 付 則
この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 付 則
この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 付 則
この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 付 則
この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 付 則
この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 付 則
この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

常 任 委 員	臨 時 委 員
企画財政局企画部長 企画財政局財政部長 健康福祉局福祉部長 健康福祉局谷山福祉部長 建設局建築部長	総務局市長室長 危機管理局次長 市民局市民文化部長 こども未来局次長 産業局産業振興部長 産業局農林水産部長 建設局道路部長 交通局次長 船舶局次長 教育委員会事務局管理部長 教育委員会事務局教育部長

別表第2（第6条関係）

常 任 幹 事	臨 時 幹 事
企画財政局企画部政策企画課長 企画財政局財政部財政課長 健康福祉局すこやか長寿部健康総務課長 健康福祉局すこやか長寿部長寿あんしん課長 健康福祉局すこやか長寿部認知症支援室長 健康福祉局すこやか長寿部介護保険課長 健康福祉局すこやか長寿部指導監査課長 健康福祉局福祉部地域福祉課長 健康福祉局福祉部障害福祉課長 健康福祉局谷山福祉部福祉課長 健康福祉局保健部保健予防課長 建設局建築部住宅課長	総務局市長室広報課長 企画財政局企画部交通政策課長 危機管理局危機管理課長 危機管理局安心安全課長 市民局市民文化部地域づくり推進課長 市民局市民文化部消費生活センター所長 健康福祉局保健部保健政策課長 こども未来局保育幼稚園課長 産業局産業振興部雇用推進課長 産業局農林水産部都市農業センター所長 建設局道路部道路建設課長 建設局道路部道路管理課長 交通局総務課長 船舶局総務課長 教育委員会事務局教育部学校教育課長 教育委員会事務局教育部保健体育課長 教育委員会事務局教育部生涯学習課長

第9期鹿児島市高齢者保健福祉・介護保険事業計画の策定経過

年月日	会議名等	審議内容等
令和5年 1月16日	高齢者等実態調査	高齢者の実態や意識・意向を調査するためのアンケート調査(概要はP28参照)
令和5年 6月13日	令和5年度第1回 策定検討・推進委員会	① 計画策定の体制について ② 計画策定のスケジュールについて ③ 計画策定の趣旨等について ④ 本市高齢者を取り巻く現状について ⑤ 施策の体系(第8期)について
令和5年 6月26日	令和5年度第1回 策定・管理委員会	
令和5年 7月11日	令和5年度第2回 策定検討・推進委員会	① 第8期計画の実施状況等について ② 介護保険の状況等について ③ 日常生活圏域について ④ 基本的な目標と重点課題(案)について ⑤ 施策の展開(案)について ⑥ 介護保険サービスの見込量の基本的な考え方(案)について
令和5年 7月20日	令和5年度第2回 策定・管理委員会	
令和5年 8月10日	令和5年度第3回 策定検討・推進委員会	① 第9期鹿児島市高齢者保健福祉・介護保険事業計画(素案)について ② 今後の策定スケジュールについて
令和5年 8月21日	令和5年度第3回 策定・管理委員会	
令和5年 9月25日	パブリックコメント手続	第9期鹿児島市高齢者保健福祉・介護保険事業計画(素案)について 期間：9月25日(月)～10月24日(火) 意見提出者数(件数)：50人(261件)
令和5年 11月16日	令和5年度第4回 策定検討・推進委員会	① 第9期鹿児島市高齢者保健福祉・介護保険事業計画(素案)に係るパブリックコメント手続の実施結果について ② 介護保険給付費等の見込みについて
令和5年 11月29日	令和5年度第4回 策定・管理委員会	
令和6年 1月17日	令和5年度第5回 策定検討・推進委員会	① 第9期鹿児島市高齢者保健福祉・介護保険事業計画(案)について
令和6年 1月29日	令和5年度第5回 策定・管理委員会	
令和6年 2月19日	第9期鹿児島市高齢者保健福祉・介護保険事業計画を策定	

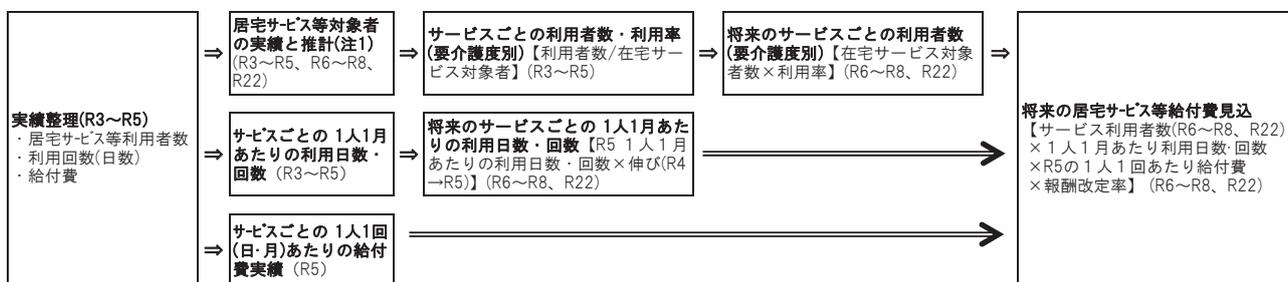
介護保険サービス等の見込量及び給付費、保険料の推計

1. サービス見込量及び給付費の算出方法

(1) 居宅サービス及び介護予防サービス（特定施設入居者生活介護を除く。）

令和5年度の利用実績を基礎として、必要な要素を総合的に勘案し、見込んだ将来のサービスごとの「利用者数」及び「1人1月当たり利用日数・回数」を乗じて「サービス見込量」を算出し、これに「1人1月当たりの給付費実績」と「報酬改定率」を乗じることで給付費を算出した。

(居宅サービス給付費等の推計手順)



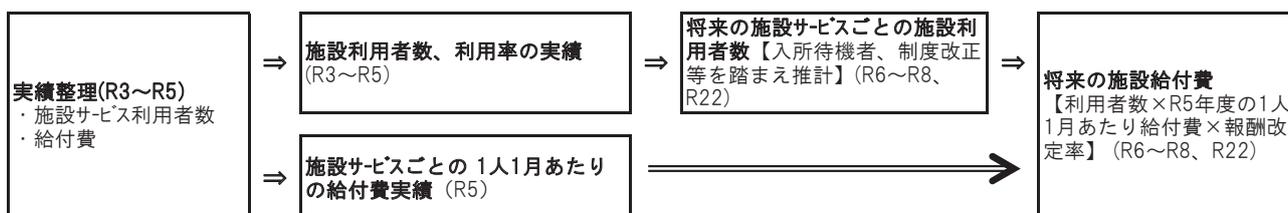
- (注) 1 居宅サービス等対象者数は、各年度における要介護（支援）認定者数から「(2) 施設・居住系サービス」において算出された各年度の施設・居住系サービス利用者数を差し引き、令和3年度から令和5年度までの実績から見込んだ伸び率を考慮し算出
2 上記は基本的な推計手順であり、施策の反映等、必要に応じて修正・調整を行っている。

(2) 施設・居住系サービス

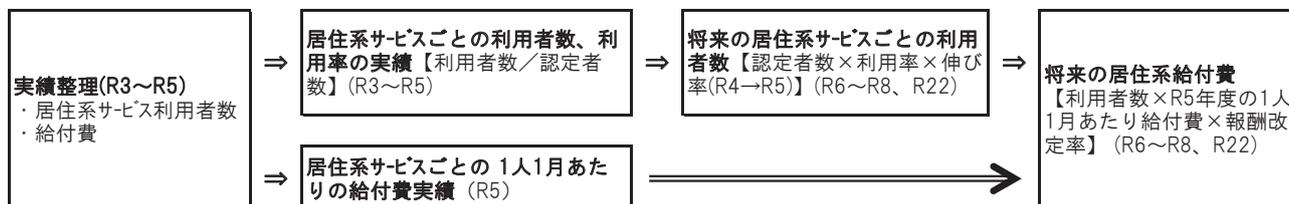
施設・居住系サービスについては、これまでの施設整備や入所待機者の状況などを考慮して見込んだ将来のサービスごとの「利用者数」に「1人1月当たりの給付費実績」と「報酬改定率」を乗じることで給付費を算出した。

施設サービス	・・・ 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
居住系サービス	・・・ 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護、 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護、 地域密着型特定施設入居者生活介護

(施設サービス給付費等の推計手順)



(居宅系サービス給付費等の推計手順)



(注) 上記は基本的な推計手順であり、施策の反映等、必要に応じて修正・調整を行っている。

(3) 地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービス

(認知症対応型共同生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く。)

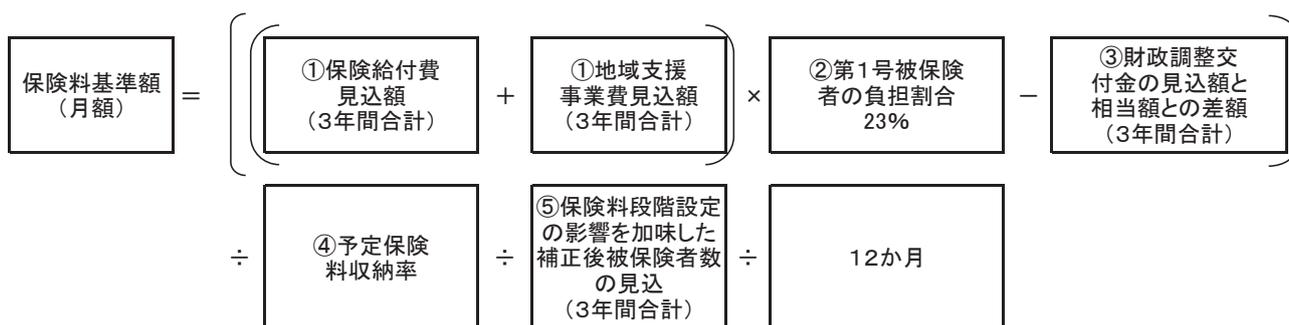
令和5年度の利用実績を基礎として、必要な要素を総合的に勘案し見込んだ将来のサービスごとの「利用者数」及び「1人1月当たり利用日数・回数」を乗じて「サービス見込量」を算出し、これに「1人1月当たりの給付費実績」と「報酬改定率」を乗じることで給付費を算出した。

(注) 推計手順は「(1) 居宅サービス及び介護予防サービス」と同じ

2. 各所得段階の加入者数の推計について

令和5年4月の介護保険料賦課時点における各所得段階の加入割合を令和6年度から8年度及び22年度の被保険者見込数に乗じることで算出した。

3. 保険料の推計手順



- ① 計画期間内の3年間における保険給付費及び地域支援事業費の見込額
- ② 第1号被保険者の負担割合(23%)
- ③ 国の交付金である財政調整交付金の見込額と相当額(国の負担分25%のうちの5%部分)との差額
- ④ 介護保険料予定保険料収納率
- ⑤ 人口推計から見込んだ3年間における第1号被保険者数に保険料段階設定の影響を加味して算出した補正後被保険者数

4 各サービスの見込量及び給付費の見込み

(1) 施設・居住系サービスの利用者の見込み

① 介護老人福祉施設

令和5年度実績（見込み）

区分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1人1月あたり給付費	190,095円	234,844円	243,428円	264,686円	283,751円

サービス見込量

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
要介護1	132	132	132	132
要介護2	324	336	348	312
要介護3	5,532	5,712	5,892	6,516
要介護4	12,216	12,612	13,020	14,460
要介護5	12,216	12,624	13,032	14,652
合計	30,420	31,416	32,424	36,072

給付費の見込み

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
要介護1	25,446,763	25,478,965	25,478,965	25,478,965
要介護2	77,163,585	80,122,761	82,984,288	74,399,706
要介護3	1,365,653,816	1,411,873,831	1,456,365,654	1,610,603,971
要介護4	3,279,049,065	3,389,628,417	3,499,283,380	3,886,300,897
要介護5	3,515,234,849	3,637,236,542	3,754,789,815	4,221,545,455
合計	8,262,548,079	8,544,340,517	8,818,902,102	9,818,328,995

(注) 端数処理の関係で計数が積み上げに一致しない場合がある。(以下同じ)

② 介護老人保健施設

令和5年度実績（見込み）

区分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1人1月あたり給付費	252,629円	281,025円	299,369円	316,183円	331,049円

サービス見込量

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
要介護1	2,124	2,124	2,124	2,604
要介護2	2,568	2,568	2,568	3,372
要介護3	2,832	2,832	2,832	3,444
要介護4	4,008	4,008	4,008	4,908
要介護5	3,000	3,000	3,000	3,720
合計	14,532	14,532	14,532	18,048

給付費の見込み

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
要介護1	544,158,773	544,847,390	544,847,390	667,976,743
要介護2	731,859,806	732,785,952	732,785,952	962,209,591
要介護3	859,781,302	860,869,328	860,869,328	1,046,904,649
要介護4	1,285,150,972	1,286,777,291	1,286,777,291	1,575,724,287
要介護5	1,007,166,925	1,008,441,464	1,008,441,464	1,250,467,415
合計	4,428,117,778	4,433,721,424	4,433,721,424	5,503,282,685

③ 介護医療院

令和5年度実績（見込み）

区分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1人1月あたり給付費	227,486円	269,523円	338,741円	369,037円	390,680円

サービス見込量

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
要介護1	120	120	120	144
要介護2	144	144	144	192
要介護3	276	288	300	324
要介護4	576	588	600	696
要介護5	1,524	1,572	1,608	1,836
合計	2,640	2,712	2,772	3,192

給付費の見込み

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
要介護1	27,683,681	27,718,714	27,718,714	33,262,457
要介護2	39,359,198	39,409,006	39,409,006	52,545,342
要介護3	94,812,319	99,059,792	103,187,283	111,442,266
要介護4	215,566,026	220,335,460	224,832,102	260,805,238
要介護5	603,801,331	623,606,854	637,887,927	728,334,723
合計	981,222,555	1,010,129,826	1,033,035,033	1,186,390,025

⑤ 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

令和5年度実績（見込み）

区分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1人1月あたり給付費	230,419円	241,802円	256,132円	262,754円	269,928円	276,389円	

カーブス見込量

(単位：人/年)

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
要支援1	144	144	144	180
要支援2	144	144	144	180
小計	288	288	288	360
要介護1	4,896	4,992	5,052	5,916
要介護2	5,652	5,916	6,048	7,056
要介護3	5,220	5,292	5,340	6,300
要介護4	5,208	5,280	5,304	6,264
要介護5	3,432	3,564	3,588	4,164
小計	24,408	25,044	25,332	29,700
合計	24,552	25,188	25,476	29,880

給付費の見込み

(単位：円/年)

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
要支援1	33,648,732	33,691,313	33,691,313	42,114,141
要支援2	33,648,732	33,691,313	33,691,313	42,114,141
小計	67,297,464	67,382,626	67,382,626	84,228,282
要介護1	1,200,574,786	1,225,664,548	1,240,396,093	1,452,530,342
要介護2	1,462,362,383	1,532,605,070	1,566,801,126	1,827,934,647
要介護3	1,390,937,960	1,411,907,778	1,424,714,198	1,680,842,593
要介護4	1,425,630,023	1,447,168,226	1,453,746,263	1,716,867,758
要介護5	961,957,653	1,000,220,172	1,006,955,661	1,168,607,406
小計	6,441,462,803	6,617,565,794	6,692,613,342	7,846,782,747
合計	6,475,111,535	6,651,257,107	6,726,304,655	7,888,896,889

⑥ 地域密着型特定施設入居者生活介護

令和5年度実績（見込み）

区分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1人1月あたり給付費	162,081円	184,034円	206,781円	227,874円	220,453円

カーブス見込量

(単位：人/年)

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
要介護1	192	192	192	240
要介護2	240	240	252	300
要介護3	240	240	240	288
要介護4	216	216	216	264
要介護5	84	84	84	108
合計	972	972	984	1,200

給付費の見込み

(単位：円/年)

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
要介護1	31,558,856	31,598,793	31,598,793	39,498,491
要介護2	44,791,667	44,848,350	47,090,767	56,060,437
要介護3	50,328,014	50,391,703	50,391,703	60,470,043
要介護4	49,915,617	49,978,784	49,978,784	61,085,181
要介護5	18,779,465	18,803,230	18,803,230	24,175,581
合計	195,373,620	195,620,859	197,863,277	241,289,734

④ 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

令和5年度実績（見込み）

区分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1人1月あたり給付費	57,577円	93,098円	160,615円	183,007円	200,394円	222,385円	242,453円

カーブス見込量

(単位：人/年)

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
要支援1	336	336	336	384
要支援2	444	468	468	528
小計	780	804	804	912
要介護1	1,224	1,236	1,260	1,440
要介護2	888	912	936	1,092
要介護3	1,044	1,044	1,056	1,224
要介護4	1,368	1,380	1,380	1,620
要介護5	852	876	876	1,008
小計	5,376	5,448	5,508	6,384
合計	6,156	6,252	6,312	7,296

給付費の見込み

(単位：円/年)

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
要支援1	19,618,971	19,643,798	19,643,798	22,450,055
要支援2	41,919,032	44,240,840	44,240,840	49,912,742
小計	61,538,003	63,884,638	63,884,638	72,362,797
要介護1	199,367,994	201,577,350	205,491,473	234,847,398
要介護2	164,804,319	169,472,681	173,932,488	202,921,236
要介護3	212,164,703	212,433,191	214,874,951	249,059,603
要介護4	308,517,290	311,617,426	311,617,426	365,811,761
要介護5	209,486,035	215,659,616	215,659,616	248,156,270
小計	1,094,340,341	1,110,760,263	1,121,575,955	1,300,796,268
合計	1,155,878,344	1,174,644,902	1,185,460,593	1,373,159,066

(2) 居宅サービス等利用者の見込み

⑦ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

令和5年度実績（見込み）

区分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1人1月あたり給付費	145,926円	188,627円	272,906円	293,697円	315,001円

サービス見込量 (単位：人/年)

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
要介護1	0	0	0	0
要介護2	12	12	12	12
要介護3	204	204	204	252
要介護4	720	720	720	876
要介護5	696	696	696	864
合計	1,632	1,632	1,632	2,004

給付費の見込み (単位：円/年)

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
要介護1	0	0	0	0
要介護2	2,295,477	2,298,382	2,298,382	2,298,382
要介護3	56,458,739	56,530,185	56,530,185	69,831,406
要介護4	214,446,976	214,718,352	214,718,352	261,240,662
要介護5	222,335,644	222,617,003	222,617,003	276,352,141
合計	495,536,836	496,163,923	496,163,923	609,732,591

(単位：人/月)

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
①要支援・要介護認定者の見込み	35,703	35,994	36,495	43,859
②施設・居住系サービス利用者の見込み	6,742	6,892	7,011	8,141
③居宅サービス等利用対象者の見込み (①-②)	28,961	29,102	29,484	35,718

(注) 1 各年とも9月末現在
2 要支援・要介護認定者数には第2号被保険者数を含む。

【参考】 必要入所定員総数（サービス利用に必要な施設の定員数）

(単位：人)

区分	令和5年度	令和8年度	増減
介護老人福祉施設	2,981	2,981	0
介護老人保健施設	1,438	1,438	0
介護医療院	235	235	0
特定施設入居者生活介護	651	651	0
認知症対応型共同生活介護	2,182	2,182	0
地域密着型特定施設入居者生活介護	83	83	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	156	156	0

(3) 各サービスの見込量及び給付費の見込み

① 訪問介護

令和5年度実績（見込み）

区分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1月あたり利用者数	1,641人	1,018人	664人	600人	513人
サービス利用率	22.5%	25.7%	24.4%	24.9%	29.8%
1人1月あたり利用回数	9.1回	14.1回	22.5回	38.3回	46.4回
1人1月あたり給付費	2,929円	2,908円	2,774円	2,798円	3,061円

(注) サービス利用率：利用者数/居宅サービス等利用対象者数（以下同じ）

サービス見込量

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
要介護1	179,197回	176,030回	175,048回	211,848回
要介護2	172,246回	175,460回	178,168回	215,392回
要介護3	179,280回	177,930回	179,820回	224,100回
要介護4	275,760回	273,056回	270,322回	316,680回
要介護5	285,638回	294,139回	293,650回	364,559回
合計	1,092,121回	1,096,616回	1,097,006回	1,332,578回

(注) 1 実績値を参考にサービス1人1月あたり利用回（日）数の伸びを考慮している。
2 端数処理の関係で計数が積み上げに一致しない場合がある。（以下同じ）

給付費の見込み

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
要介護1	532,277,994	523,533,174	520,610,222	630,058,535
要介護2	507,961,105	518,096,521	526,090,296	636,004,698
要介護3	504,343,259	501,178,918	506,502,518	631,226,862
要介護4	782,468,568	775,777,589	768,007,778	899,716,128
要介護5	886,681,897	914,225,637	912,703,892	1,133,099,570
合計	3,213,732,822	3,232,811,840	3,233,914,707	3,930,105,793

(注) 端数処理の関係で計数が積み上げに一致しない場合がある。（以下同じ）

② 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

令和5年度実績（見込み）

区分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1月あたり利用者数	0人	1人	2人	3人	23人	39人	95人
サービス利用率	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.8%	1.6%	5.5%
1人1月あたり利用回数	0.0回	7.8回	3.3回	4.1回	4.7回	5.1回	5.5回
1人1月あたり給付費	0円	8,312円	12,524円	12,419円	12,249円	12,217円	12,220円

サービス見込量

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
要支援1	0回	0回	0回	0回
要支援2	94回	94回	94回	94回
小計	94回	94回	94回	94回
要介護1	79回	79回	79回	79回
要介護2	148回	148回	148回	246回
要介護3	1,354回	1,410回	1,523回	1,692回
要介護4	2,509回	2,632回	2,815回	2,693回
要介護5	6,666回	7,062回	7,458回	8,646回
小計	10,756回	11,330回	12,023回	13,356回
合計	10,849回	11,424回	12,116回	13,450回

給付費の見込み

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
要支援1	0	0	0	0
要支援2	788,986	789,984	789,984	789,984
小計	788,986	789,984	789,984	789,984
要介護1	1,005,903	1,007,176	1,007,176	1,007,176
要介護2	1,858,921	1,861,273	1,861,273	3,102,122
要介護3	16,814,304	17,537,065	18,940,030	21,044,478
要介護4	31,087,641	32,645,371	34,922,955	33,404,566
要介護5	82,608,443	87,626,624	92,540,266	107,281,193
小計	133,375,212	140,677,509	149,271,701	165,839,486
合計	134,164,198	141,467,493	150,061,685	166,629,471

③ 訪問看護・介護予防訪問看護

令和5年度実績 (見込み)

区分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
月あたり利用者数	80人	186人	860人	569人	476人	493人	421人
サービス利用率	1.4%	4.0%	11.8%	14.3%	17.5%	20.5%	24.4%
1人月あたり利用回数	4.1回	5.3回	6.3回	6.1回	7.0回	6.8回	10.1回
1人回あたり給付費	5,028円	4,924円	5,332円	5,604円	5,244円	5,447円	5,058円

サービス見込量

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
要支援1	4,330回	4,772回	5,264回	4,379回
要支援2	13,038回	14,374回	15,836回	16,027回
小計	17,368回	19,146回	21,101回	20,406回
要介護1	71,518回	78,700回	86,562回	87,620回
要介護2	45,823回	50,435回	55,486回	60,317回
要介護3	44,016回	48,384回	53,256回	53,508回
要介護4	44,227回	48,634回	53,530回	54,182回
要介護5	56,116回	61,691回	67,872回	69,811回
小計	261,700回	287,843回	316,705回	325,439回
合計	279,067回	306,989回	337,806回	345,845回

給付費の見込み

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
要支援1	22,076,538	24,365,160	26,877,032	22,355,662
要支援2	65,105,389	71,865,551	79,179,301	80,133,269
小計	87,181,927	96,230,711	106,056,333	102,488,931
要介護1	386,714,978	426,088,512	468,656,432	474,386,729
要介護2	260,418,277	286,989,223	315,729,798	343,220,784
要介護3	234,078,312	257,633,072	283,575,291	284,917,130
要介護4	244,306,342	268,986,790	296,065,997	299,676,558
要介護5	287,839,476	316,837,360	348,583,343	358,542,867
小計	1,413,357,385	1,556,534,957	1,712,610,862	1,760,744,068
合計	1,500,539,312	1,652,765,668	1,818,667,196	1,863,232,999

④ 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

令和5年度実績 (見込み)

区分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
月あたり利用者数	31人	120人	444人	376人	342人	317人	232人
サービス利用率	0.5%	2.6%	6.1%	9.5%	12.5%	13.2%	13.5%
1人月あたり利用回数	8.4回	13.7回	13.1回	12.7回	13.1回	12.0回	12.6回
1人回あたり給付費	2,684円	2,730円	2,787円	2,800円	2,794円	2,747円	2,771円

サービス見込量

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
要支援1	3,024回	3,125回	3,125回	3,730回
要支援2	17,755回	18,084回	18,413回	21,701回
小計	20,779回	21,209回	21,538回	25,430回
要介護1	75,928回	77,185回	78,128回	94,634回
要介護2	65,075回	66,904回	68,428回	82,753回
要介護3	54,548回	55,334回	57,378回	71,526回
要介護4	45,504回	45,072回	45,360回	58,176回
要介護5	36,590回	38,254回	38,102回	47,930回
小計	277,645回	282,749回	287,396回	355,020回
合計	298,424回	303,958回	308,934回	380,450回

給付費の見込み

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
要支援1	8,230,993	8,516,122	8,516,122	10,164,404
要支援2	49,155,955	50,129,608	51,041,055	60,155,529
小計	57,386,948	58,645,730	59,557,177	70,319,933
要介護1	214,597,452	218,427,926	221,097,106	267,807,762
要介護2	184,781,630	190,214,963	194,547,878	235,277,278
要介護3	154,559,726	156,985,220	162,782,970	202,921,236
要介護4	126,764,064	125,719,501	126,522,820	162,270,538
要介護5	102,823,315	107,633,137	107,207,709	134,860,492
小計	783,526,187	798,980,747	812,158,484	1,003,137,306
合計	840,913,135	857,626,477	871,715,661	1,073,457,239

⑤ 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

令和5年度実績（見込み）

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
1月あたり利用者数	124人	1,409人	1,305人	1,323人
サービス利用率	2.1%	4.7%	32.9%	48.5%
1人1月あたり利用回数	-	-	-	-
1人1月あたり給付費	9,555円	10,533円	10,602円	10,894円
要支援1	223人	1,409人	1,305人	1,323人
要支援2	2人	19人	32人	32人
要介護1	4人	19人	32人	32人
要介護2	4人	19人	32人	32人
要介護3	4人	19人	32人	32人
要介護4	4人	19人	32人	32人
要介護5	4人	19人	32人	32人

サービス見込量

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
要支援1	1,380人	1,392人	1,416人	1,680人
要支援2	2,772人	2,916人	3,024人	3,576人
小計	4,152人	4,308人	4,440人	5,256人
要介護1	16,968人	16,968人	17,280人	20,904人
要介護2	17,832人	18,324人	18,744人	22,668人
要介護3	16,932人	16,956人	17,064人	21,264人
要介護4	17,568人	17,544人	17,820人	22,824人
要介護5	14,760人	15,348人	15,288人	19,236人
小計	84,060人	85,140人	86,196人	106,896人
合計	88,212人	89,448人	90,636人	112,152人

給付費の見込み

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
要支援1	13,372,041	13,505,389	13,738,240	16,299,607
要支援2	26,559,569	27,974,644	29,010,742	34,306,353
小計	39,931,610	41,480,032	42,748,982	50,605,960
要介護1	181,246,930	181,476,293	184,813,198	223,572,632
要介護2	191,723,688	197,262,822	201,784,236	244,027,158
要介護3	187,061,129	187,563,331	188,758,002	235,217,426
要介護4	194,960,506	194,940,545	198,007,326	253,609,383
要介護5	173,273,759	180,404,542	179,699,286	226,105,145
小計	928,266,012	941,647,534	953,062,047	1,182,531,745
合計	968,197,622	983,127,566	995,811,029	1,233,137,705

⑥ 通所介護

令和5年度実績（見込み）

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
1月あたり利用者数	1,676人	979人	728人	312人
サービス利用率	22.9%	24.7%	26.7%	18.1%
1人1月あたり利用回数	10.5回	11.7回	14.3回	17.0回
1人1月あたり給付費	6,289円	7,106円	7,996円	9,842円

サービス見込量

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
要介護1	218,736回	225,162回	235,620回	285,138回
要介護2	149,245回	159,916回	164,830回	199,228回
要介護3	123,209回	121,150回	122,008回	152,038回
要介護4	106,764回	106,020回	107,136回	137,082回
要介護5	66,708回	69,360回	68,952回	86,904回
合計	664,662回	681,607回	698,545回	860,389回

給付費の見込み

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
要介護1	1,395,050,024	1,437,850,893	1,504,634,118	1,820,848,668
要介護2	1,075,507,630	1,153,860,202	1,189,316,836	1,437,513,280
要介護3	999,084,988	983,630,370	990,596,590	1,232,414,316
要介護4	958,849,320	953,372,382	963,407,881	1,232,693,764
要介護5	665,808,294	693,153,793	689,076,418	868,480,929
合計	5,094,300,257	5,221,867,639	5,337,031,844	6,593,950,958

⑦ 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

令和5年度実績 (見込み)

区分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
月あたり利用者数	759人	971人	1,623人	944人	525人	319人	142人
サービス利用率	12.8%	20.7%	22.2%	23.8%	19.3%	13.2%	8.2%
1人月あたり利用回数	-	-	8.6回	9.0回	9.6回	9.4回	8.6回
1人月あたり総付費	21,801円	40,705円	6,742円	7,960円	9,301円	10,865円	12,268円

カーブシス見込量

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
要支援1	9,696人	10,332人	11,004人	12,060人
要支援2	12,408人	13,212人	14,076人	15,588人
小計	22,104人	23,544人	25,080人	27,648回
要介護1	170,035回	181,056回	192,864回	185,584回
要介護2	100,098回	106,572回	113,544回	130,974回
要介護3	63,055回	67,116回	71,515回	64,747回
要介護4	35,904回	38,227回	40,762回	41,078回
要介護5	14,677回	15,649回	16,621回	15,358回
小計	383,770回	408,620回	435,306回	437,740回

給付費の見込み

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
要支援1	214,366,512	228,716,750	243,592,636	266,969,029
要支援2	512,197,512	546,076,495	581,787,219	644,280,987
小計	726,564,024	774,793,245	825,379,855	911,250,016
要介護1	1,162,560,345	1,239,478,017	1,320,313,540	1,270,464,968
要介護2	808,027,959	861,377,142	917,728,918	1,058,608,357
要介護3	594,755,507	633,859,303	675,406,383	611,487,798
要介護4	395,603,829	421,734,741	449,695,056	453,190,095
要介護5	182,601,735	194,940,945	207,049,078	191,308,505
小計	3,143,549,375	3,351,390,149	3,570,192,975	3,585,059,723
合計	3,870,113,398	4,126,183,394	4,395,572,831	4,496,309,739

⑧ 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

令和5年度実績 (見込み)

区分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
月あたり利用者数	3人	18人	188人	191人	196人	179人	82人
サービス利用率	0.1%	0.4%	2.6%	4.8%	7.2%	7.4%	4.8%
1人月あたり利用日数	6.0日	5.0日	7.0日	7.9日	10.9日	12.7日	12.1日
1人月あたり総付費	4,679円	6,462円	7,393円	8,007円	8,573円	9,187円	9,995円

カーブシス見込量

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
要支援1	216日	216日	216日	0日
要支援2	1,140日	1,200日	1,260日	1,380日
小計	1,356日	1,416日	1,476日	1,380日
要介護1	16,716日	17,724日	18,816日	21,084日
要介護2	19,150日	20,287日	21,520日	26,260日
要介護3	27,206日	28,776日	30,476日	28,253日
要介護4	28,956日	30,632日	32,461日	36,881日
要介護5	12,632日	13,358日	14,230日	13,939日
小計	104,660日	110,778日	117,503日	126,416日
合計	106,016日	112,194日	118,979日	127,796日

給付費の見込み

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
要支援1	1,024,931	1,026,228	1,026,228	0
要支援2	7,470,673	7,873,818	8,267,509	9,054,890
小計	8,495,604	8,900,046	9,293,737	9,054,890
要介護1	125,325,945	133,051,448	141,248,931	158,274,472
要介護2	155,495,368	164,941,180	174,960,972	213,498,631
要介護3	236,533,045	250,495,776	265,297,800	245,941,308
要介護4	269,774,070	285,753,725	302,813,648	344,041,798
要介護5	128,043,220	135,573,373	144,415,115	141,467,867
小計	915,171,649	969,815,503	1,028,736,465	1,103,224,075
合計	923,667,253	978,715,549	1,038,030,202	1,112,278,966

⑨ 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

【介護老人保健施設】

令和5年度実績（見込み）

区分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1月あたり利用者数	0人	3人	31人	33人	31人	22人	20人
サービス利用率	0.0%	0.1%	0.4%	0.8%	1.1%	0.9%	1.2%
1人1月あたり利用日数	0.0日	3.2日	4.9日	6.2日	6.1日	5.8日	7.9日
1人1日あたり給付費	0円	10,356円	10,793円	11,682円	12,278円	12,246円	13,357円

サービス見込量

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
要支援1	0日	0日	0日	0日
要支援2	192日	192日	192日	230日
小計	192日	192日	192日	230日
要介護1	2,176日	2,176日	2,176日	2,646日
要介護2	2,753日	2,827日	2,902日	3,497日
要介護3	2,562日	2,489日	2,562日	3,148日
要介護4	1,670日	1,601日	1,601日	2,018日
要介護5	1,612日	1,612日	1,612日	1,991日
小計	10,772日	10,704日	10,852日	13,300日
合計	10,964日	10,896日	11,044日	13,530日

給付費の見込み

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
要支援1	0	0	0	0
要支援2	2,016,421	2,018,973	2,018,973	2,422,767
小計	2,016,421	2,018,973	2,018,973	2,422,767
要介護1	23,812,728	23,842,862	23,842,862	28,998,075
要介護2	32,612,176	33,535,972	34,418,497	41,478,702
要介護3	31,900,293	31,028,072	31,940,662	39,241,385
要介護4	20,744,485	19,905,289	19,905,289	25,097,973
要介護5	21,830,019	21,857,644	21,857,644	27,000,619
小計	130,899,701	130,169,838	131,964,954	161,816,754
合計	132,916,122	132,188,811	133,983,927	164,239,521

⑩ 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

令和5年度実績（見込み）

区分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1月あたり利用者数	1,117人	1,652人	2,922人	2,488人	1,929人	1,589人	1,081人
サービス利用率	18.9%	35.2%	40.0%	62.7%	70.8%	65.9%	62.7%
1人1月あたり利用日数	-	-	-	-	-	-	-
1人1日あたり給付費	5,793円	6,532円	8,023円	12,837円	15,870円	19,102円	22,987円

サービス見込量

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
要支援1	14,772人	15,300人	15,552人	18,444人
要支援2	19,584人	19,428人	19,380人	22,872人
小計	34,356人	34,728人	34,932人	41,316人
要介護1	36,036人	37,008人	38,472人	46,560人
要介護2	32,556人	34,920人	35,736人	43,200人
要介護3	23,316人	23,436人	24,084人	30,036人
要介護4	18,252人	17,316人	16,716人	21,408人
要介護5	13,152人	13,716人	14,088人	17,724人
小計	123,312人	126,396人	129,096人	158,928人
合計	157,668人	161,124人	164,028人	200,244人

給付費の見込み

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
要支援1	85,574,196	88,632,900	90,092,736	106,846,092
要支援2	127,922,688	126,903,696	126,590,160	149,399,904
小計	213,496,884	215,536,596	216,682,896	256,245,996
要介護1	289,116,828	296,915,184	308,660,856	373,550,880
要介護2	417,921,372	448,268,040	458,743,032	554,558,400
要介護3	370,024,920	371,929,320	382,213,080	476,671,320
要介護4	348,649,704	330,770,232	319,309,032	408,935,616
要介護5	302,325,024	315,289,692	323,840,856	407,421,588
小計	1,728,037,848	1,763,172,468	1,792,766,856	2,221,137,804
合計	1,941,534,732	1,978,709,064	2,009,449,752	2,477,383,800

⑩ 特定福祉用具購入費・特定介護予防福祉用具購入費

令和5年度実績 (見込み)

区分	令和6年度	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
月あたり利用者数	32人	32人	32人	58人	48人	31人	23人	5人
サービス利用率	0.5%	0.7%	0.8%	1.2%	1.1%	1.1%	1.0%	0.3%
1人月あたり総付費	28,186円	26,704円	27,936円	29,478円	31,472円	36,427円	-	-

カーブシス見込量

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
要支援1	360人	372人	372人	444人
要支援2	336人	348人	348人	408人
小計	696人	720人	720人	852人
要介護1	612人	612人	624人	756人
要介護2	636人	660人	672人	816人
要介護3	324人	312人	324人	396人
要介護4	252人	252人	252人	324人
要介護5	60人	60人	60人	72人
小計	1,884人	1,896人	1,932人	2,364人
合計	2,580人	2,616人	2,652人	3,216人

給付費の見込み

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
要支援1	10,146,960	10,485,192	10,485,192	12,514,584
要支援2	8,972,544	9,292,992	9,292,992	10,895,232
小計	19,119,504	19,778,184	19,778,184	23,409,816
要介護1	16,320,204	16,320,204	16,640,208	20,160,252
要介護2	17,767,296	18,437,760	18,772,992	22,795,776
要介護3	9,550,872	9,197,136	9,550,872	11,673,288
要介護4	7,930,944	7,930,944	7,930,944	10,196,928
要介護5	2,185,620	2,185,620	2,185,620	2,622,744
小計	53,754,936	54,071,664	55,080,636	67,448,988
合計	72,874,440	73,849,848	74,858,820	90,858,804

⑪ 住宅改修・介護予防住宅改修

令和5年度実績 (見込み)

区分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
月あたり利用者数	53人	44人	55人	29人	20人	17人	3人
サービス利用率	0.9%	0.9%	0.8%	0.7%	0.7%	0.7%	0.2%
1人月あたり総付費	76,030円	72,131円	67,955円	56,747円	57,195円	69,297円	71,780円

カーブシス見込量

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
要支援1	576人	588人	600人	708人
要支援2	564人	576人	576人	684人
小計	1,140人	1,164人	1,176人	1,392人
要介護1	612人	612人	624人	756人
要介護2	348人	360人	360人	444人
要介護3	228人	228人	228人	276人
要介護4	204人	192人	192人	252人
要介護5	36人	36人	36人	48人
小計	1,428人	1,428人	1,440人	1,776人
合計	2,568人	2,592人	2,616人	3,168人

給付費の見込み

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
要支援1	43,793,280	44,705,640	45,618,000	53,829,240
要支援2	40,681,884	41,547,456	41,547,456	49,337,604
小計	84,475,164	86,253,096	87,165,456	103,166,844
要介護1	41,588,460	41,588,460	42,403,920	51,373,980
要介護2	19,747,956	20,428,920	20,428,920	25,195,668
要介護3	13,040,460	13,040,460	13,040,460	15,785,820
要介護4	14,136,588	13,305,024	13,305,024	17,462,844
要介護5	2,584,080	2,584,080	2,584,080	3,445,440
小計	91,097,544	90,946,944	91,762,404	113,263,752
合計	175,572,708	177,200,040	178,927,860	216,430,596

⑬ 居宅介護支援・介護予防支援

令和5年度実績 (見込み)

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
1月あたり利用者数	1,722人	2,261人	3,244人	2,152人	1,709人
サービス利用率	29.1%	48.1%	81.8%	78.9%	70.9%
1人1月あたり利用回数	-	-	-	-	-
1人1月あたり給付費	4,473円	4,478円	14,071円	17,275円	17,334円
合計					17,288円

サービス見込量

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
要支援1	22,044人	23,160人	23,928人	28,368人	31,860人
要支援2	26,940人	26,856人	27,000人	31,860人	31,860人
小計	48,984人	50,016人	50,928人	60,228人	63,720人
要介護1	66,360人	66,540人	67,692人	81,912人	81,912人
要介護2	41,580人	44,028人	46,404人	56,100人	56,100人
要介護3	25,356人	24,864人	24,912人	31,068人	31,068人
要介護4	20,160人	19,656人	19,500人	24,984人	24,984人
要介護5	13,356人	13,980人	14,244人	17,928人	17,928人
小計	166,812人	169,068人	172,752人	211,992人	211,992人
合計	215,796人	219,084人	223,680人	272,220人	272,220人

給付費の見込み

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
要支援1	99,994,755	105,190,038	108,678,205	128,844,171	144,866,184
要支援2	122,340,317	122,113,190	122,767,952	144,866,184	173,710,355
小計	222,335,072	227,303,228	231,446,158	273,710,355	318,576,539
要介護1	945,317,897	949,081,566	965,512,915	1,168,337,379	1,168,337,379
要介護2	593,331,449	629,058,565	663,006,125	801,539,600	801,539,600
要介護3	444,208,352	436,140,294	436,982,264	544,964,875	544,964,875
要介護4	354,386,558	345,964,147	343,218,400	439,741,975	439,741,975
要介護5	234,158,046	245,408,208	250,042,526	314,712,329	314,712,329
小計	2,571,402,300	2,605,652,780	2,658,762,230	3,269,296,158	3,269,296,158
合計	2,793,737,372	2,832,956,008	2,890,208,387	3,543,006,513	3,543,006,513

⑭ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

令和5年度実績 (見込み)

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
1月あたり利用者数	162人	153人	134人	147人	122人
サービス利用率	2.2%	3.9%	4.9%	6.1%	7.1%
1人1月あたり利用回数	-	-	-	-	-
1人1月あたり給付費	82,227円	125,563円	189,200円	239,436円	290,938円

サービス見込量

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
要介護1	2,232人	2,352人	2,460人	2,592人	2,592人
要介護2	2,112人	2,220人	2,328人	2,436人	2,436人
要介護3	1,848人	1,944人	2,040人	2,148人	2,148人
要介護4	2,028人	2,136人	2,244人	2,376人	2,376人
要介護5	1,680人	1,764人	1,860人	1,956人	1,956人
合計	9,900人	10,416人	10,932人	11,448人	11,448人

給付費の見込み

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
要介護1	186,121,505	196,376,232	205,393,508	216,414,623	216,414,623
要介護2	268,932,642	283,042,608	296,812,248	335,061,249	335,061,249
要介護3	354,577,374	373,468,994	391,911,907	412,660,185	412,660,185
要介護4	492,430,925	519,311,400	545,568,718	577,660,995	577,660,995
要介護5	495,675,726	521,118,137	549,478,308	592,018,564	592,018,564
合計	1,797,738,172	1,893,317,370	1,989,164,689	2,133,815,616	2,133,815,616

⑩ 夜間対応型訪問介護

令和5年度実績 (見込み)

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
月あたり利用者数	0人	0人	0人	0人
サービスの利用率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1人1月あたり利用回数	-	-	-	-
1人1月あたり給付費	0円	0円	0円	0円

サービス見込量

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
要介護1	12人	24人	60人	72人
要介護2	48人	48人	36人	48人
要介護3	36人	36人	48人	60人
要介護4	12人	12人	60人	72人
要介護5	12人	12人	24人	36人
合計	120人	132人	228人	288人

給付費の見込み

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
要介護1	353,472	707,839	1,769,599	2,123,518
要介護2	1,280,513	1,282,133	961,600	1,282,133
要介護3	1,322,437	1,324,110	1,765,480	2,206,850
要介護4	551,408	552,105	2,760,527	3,312,633
要介護5	702,759	703,648	1,407,296	2,110,943
合計	4,210,588	4,569,836	8,664,502	11,036,078

(単位：円/年)

⑪ 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

令和5年度実績 (見込み)

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
月あたり利用者数	2人	71人	47人	39人
サービスの利用率	0.0%	1.0%	1.2%	1.6%
1人1月あたり利用回数	6.7回	10.1回	10.9回	12.2回
1人1月あたり給付費	6,372円	8,726円	10,010円	11,258円

サービス見込量

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
要支援1	161回	161回	161回	161回
要支援2	115回	115回	115回	115回
小計	276回	276回	276回	276回
要介護1	8,969回	9,454回	9,817回	9,817回
要介護2	6,409回	6,802回	7,063回	8,240回
要介護3	6,149回	6,442回	6,734回	6,295回
要介護4	6,839回	7,172回	7,506回	8,840回
要介護5	6,430回	6,599回	6,937回	6,937回
小計	34,795回	36,468回	38,058回	40,130回
合計	35,071回	36,744回	38,334回	40,406回

給付費の見込み

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
要支援1	1,039,082	1,040,397	1,040,397	1,040,397
要支援2	777,128	778,112	778,112	778,112
小計	1,816,210	1,818,508	1,818,508	1,818,508
要介護1	79,366,544	83,762,492	86,984,126	86,984,126
要介護2	65,061,762	69,132,510	71,791,453	83,756,695
要介護3	70,200,391	73,636,334	76,983,440	71,962,781
要介護4	86,601,604	90,941,010	95,170,824	112,090,082
要介護5	81,667,566	83,922,780	88,226,512	88,226,512
小計	382,897,867	401,395,125	419,156,355	443,020,195
合計	384,714,076	403,213,633	420,974,863	444,838,704

(単位：円/年)

⑩ 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

令和5年度実績（見込み）

区分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1月あたり利用者数	22人	19人	153人	107人	67人	76人	38人
サービス利用率	0.4%	0.4%	2.1%	2.7%	2.5%	3.2%	2.2%
1人1月あたり利用回数	-	-	-	-	-	-	-
1人1月あたり給付費	46,317円	81,885円	124,391円	171,105円	236,907円	242,315円	282,518円

サービス見込量

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
要支援1	276人	276人	288人	360人
要支援2	240人	240人	252人	276人
小計	516人	516人	540人	636人
要介護1	1,884人	1,932人	1,980人	2,052人
要介護2	1,320人	1,344人	1,380人	1,500人
要介護3	828人	840人	864人	876人
要介護4	936人	960人	984人	996人
要介護5	468人	480人	492人	516人
小計	5,436人	5,556人	5,700人	5,940人
合計	5,952人	6,072人	6,240人	6,576人

給付費の見込み

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
要支援1	12,963,952	12,980,358	13,544,721	16,930,901
要支援2	19,929,826	19,955,047	20,952,799	22,948,304
小計	32,893,779	32,935,405	34,497,520	39,879,205
要介護1	237,660,922	244,024,393	250,087,110	259,181,187
要介護2	229,046,971	233,506,583	239,761,223	260,610,026
要介護3	198,928,107	202,066,509	207,839,838	210,726,502
要介護4	230,008,597	236,204,785	242,109,905	245,062,464
要介護5	134,084,907	137,697,013	141,139,438	148,024,289
小計	1,029,729,504	1,053,499,282	1,080,937,515	1,123,604,468
合計	1,062,623,283	1,086,434,687	1,115,435,035	1,163,483,674

⑪ 看護小規模多機能型居宅介護

令和5年度実績（見込み）

区分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1月あたり利用者数	42人	32人	36人	46人	53人
サービス利用率	0.6%	0.8%	1.3%	1.9%	3.1%
1人1月あたり利用回数	-	-	-	-	-
1人1月あたり給付費	147,609円	179,688円	257,149円	274,403円	303,976円

サービス見込量

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
要介護1	552人	576人	588人	648人
要介護2	420人	432人	444人	444人
要介護3	480人	492人	504人	552人
要介護4	612人	624人	648人	708人
要介護5	696人	720人	744人	876人
合計	2,760人	2,844人	2,928人	3,228人

給付費の見込み

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
要介護1	82,630,396	86,332,135	88,130,721	97,123,652
要介護2	76,534,330	78,820,644	81,010,107	81,010,107
要介護3	125,173,962	128,465,675	131,598,984	144,132,220
要介護4	170,305,313	173,864,375	180,551,466	197,269,195
要介護5	214,553,921	222,233,206	229,640,979	270,383,734
合計	669,197,922	689,716,035	710,932,257	789,918,907

5 日常生活圏域ごとの地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービス見込量及び必要利用定員総数

(1) 日常生活圏域の状況

圏域名	人口	高齢者人口	高齢化率	高齢者人口の割合
中央圏域	37,440人	8,963人	23.9%	5.3%
上町圏域	28,763人	8,694人	30.2%	5.1%
鴨池北圏域	48,556人	12,222人	25.2%	7.2%
鴨池南圏域	51,059人	12,657人	24.8%	7.4%
城西圏域	45,260人	13,169人	29.1%	7.7%
武・田上圏域	58,991人	18,136人	30.7%	10.6%
谷山北圏域	57,125人	15,706人	27.5%	9.2%
谷山中央圏域	61,527人	14,240人	23.1%	8.3%
谷山南圏域	45,455人	12,782人	28.1%	7.5%
伊敷台圏域	34,497人	11,079人	32.1%	6.5%
西伊敷圏域	26,897人	10,841人	40.3%	6.4%
吉野圏域	51,124人	15,080人	29.5%	8.8%
桜島圏域	3,587人	1,843人	51.4%	1.1%
吉田圏域	9,903人	3,975人	40.1%	2.3%
郡山圏域	6,828人	2,834人	41.5%	1.7%
松元圏域	17,908人	4,129人	23.1%	2.4%
喜元圏域	10,675人	4,330人	40.6%	2.5%
合 計	595,595人	170,680人	28.7%	100.0%

(注)1 令和5年10月1日現在 住民基本台帳人口による

2 端数調整の関係で計数と積み上げが一致しない場合がある。(以下同じ)

(2) 日常生活圏域ごとのサービス見込量及び必要利用定員総数

認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護のサービス見込量については各圏域の必要利用定員総数の割合で、その他のサービスの見込量については、各圏域の高齢者人口の割合で按分した。

① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

圏域名	サービス見込量				(単位：人/年)
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度	
中央圏域	521	549	575	618	
上町圏域	504	531	557	598	
鴨池北圏域	709	746	783	841	
鴨池南圏域	734	772	811	871	
城西圏域	764	804	843	906	
武・田上圏域	1,052	1,107	1,162	1,248	
谷山北圏域	911	958	1,006	1,081	
谷山中央圏域	826	869	912	980	
谷山南圏域	741	780	819	880	
伊敷台圏域	643	676	710	763	
西伊敷圏域	629	662	694	746	
吉野圏域	875	920	966	1,038	
桜島圏域	107	112	118	127	
吉田圏域	231	243	255	274	
郡山圏域	164	173	182	195	
松元圏域	239	252	264	284	
喜元圏域	251	264	277	298	
合 計	9,901	10,418	10,934	11,748	

⑱ 地域密着型通所介護

令和5年度実績 (見込み)

区分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1月あたり利用者数	1,275人	794人	544人	459人	329人
サービスの利用率	17.4%	20.0%	20.0%	19.0%	19.1%
1人月あたり利用回数	9.8回	10.8回	13.0回	14.5回	14.7回
1人月あたり給付費	6,628円	7,723円	9,121円	10,302円	11,764円

サービス見込量

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
要介護1	148,999回	148,176回	149,234回	180,634回
要介護2	108,475回	113,659回	118,584回	143,338回
要介護3	82,680回	80,496回	80,184回	99,996回
要介護4	80,562回	80,562回	82,128回	105,270回
要介護5	61,211回	63,328回	62,975回	79,204回
合 計	481,927回	486,221回	493,105回	608,441回

給付費の見込み

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
要介護1	1,001,507,847	997,235,030	1,004,358,137	1,215,676,989
要介護2	849,580,263	891,307,968	929,927,925	1,124,044,028
要介護3	764,770,001	745,510,758	742,621,181	926,109,294
要介護4	841,665,848	842,730,950	859,112,329	1,101,192,710
要介護5	730,249,035	756,458,669	752,244,415	946,100,118
合 計	4,187,772,994	4,233,243,374	4,288,263,987	5,313,123,139

② 夜間対応型訪問看護

《日常生活圏域ごとのサービス見込量》 (単位：人/年)

圏域名	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
中央圏域	6	7	12	15
上町圏域	6	7	12	15
鴨池北圏域	9	9	16	21
鴨池南圏域	9	10	17	21
城西圏域	9	10	18	22
武・田上圏域	14	15	24	32
谷山中央圏域	11	12	21	27
谷山北圏域	10	11	19	24
谷山南圏域	9	10	17	22
伊敷台圏域	8	9	15	19
西伊敷圏域	8	8	14	18
吉野圏域	12	12	20	25
桜島圏域	1	1	2	3
吉田圏域	3	3	5	7
郡山圏域	2	2	4	5
松元圏域	3	3	6	7
喜入圏域	3	3	6	7
合 計	123	132	228	290

③ 認知症対応型通所介護

《日常生活圏域ごとのサービス見込量》 (単位：回/年)

圏域名	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
中央圏域	1,827	1,915	1,999	2,107
上町圏域	1,772	1,858	1,939	2,044
鴨池北圏域	2,492	2,611	2,735	2,874
鴨池南圏域	2,580	2,704	2,822	2,976
城西圏域	2,685	2,814	2,936	3,096
武・田上圏域	3,697	3,875	4,044	4,264
谷山北圏域	3,202	3,356	3,502	3,693
谷山中央圏域	2,903	3,043	3,175	3,348
谷山南圏域	2,606	2,731	2,850	3,005
伊敷台圏域	2,259	2,367	2,470	2,605
西伊敷圏域	2,210	2,316	2,417	2,549
吉野圏域	3,074	3,222	3,363	3,546
桜島圏域	376	394	411	433
吉田圏域	810	849	886	935
郡山圏域	578	606	632	666
松元圏域	842	882	921	971
喜入圏域	883	925	965	1,018
合 計	34,796	36,468	38,057	40,130

④ 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

《日常生活圏域ごとのサービス見込量》 (単位：人/年)

圏域名	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
中央圏域	285	27	292	27
上町圏域	277	26	283	26
鴨池北圏域	389	37	398	37
鴨池南圏域	403	38	412	38
城西圏域	419	40	429	40
武・田上圏域	578	54	589	54
谷山中央圏域	500	47	511	47
谷山北圏域	454	43	464	43
谷山南圏域	407	39	416	39
伊敷台圏域	353	33	361	33
西伊敷圏域	345	33	353	33
吉野圏域	480	46	491	46
桜島圏域	59	6	60	6
吉田圏域	127	12	129	12
郡山圏域	90	9	92	9
松元圏域	132	12	134	12
喜入圏域	138	13	141	13
合 計	5,436	515	5,555	514

⑤ 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

《日常生活圏域ごとのサービス見込量》 (単位：人/年)

圏域名	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
中央圏域	1,007	6	1,033	6
上町圏域	906	5	930	5
鴨池北圏域	1,812	11	1,859	11
鴨池南圏域	2,013	12	2,066	12
城西圏域	1,275	8	1,308	8
武・田上圏域	1,611	10	1,653	10
谷山北圏域	2,114	12	2,169	12
谷山中央圏域	2,617	15	2,686	15
谷山南圏域	2,215	12	2,273	12
伊敷台圏域	1,711	10	1,756	10
西伊敷圏域	604	4	620	4
吉野圏域	2,919	16	2,996	16
桜島圏域	201	1	207	1
吉田圏域	1,096	6	1,125	6
郡山圏域	906	5	930	5
松元圏域	805	5	826	5
喜入圏域	593	3	608	3
合 計	24,405	141	25,045	141

⑥ 地域密着型特定施設入居者生活介護

《日常生活圏域ごとのサービス見込量》

圏域名	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
中央圏域	-	-	-	-
上町圏域	-	-	-	-
鴨池北圏域	293	293	296	361
鴨池南圏域	-	-	-	-
城西圏域	-	-	-	-
武・田上圏域	-	-	-	-
谷山北圏域	340	340	344	419
谷山中央圏域	340	340	344	419
谷山南圏域	-	-	-	-
伊敷台圏域	-	-	-	-
西伊敷圏域	-	-	-	-
吉野圏域	-	-	-	-
桜島圏域	-	-	-	-
吉田圏域	-	-	-	-
郡山圏域	-	-	-	-
松元圏域	-	-	-	-
喜入圏域	-	-	-	-
合計	973	973	984	1,199

(単位：人/年)

⑧ 看護小規模多機能型居宅介護

《日常生活圏域ごとのサービス見込量》

圏域名	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
中央圏域	145	150	154	170
上町圏域	141	145	149	164
鴨池北圏域	198	204	210	231
鴨池南圏域	205	211	217	239
城西圏域	213	219	226	249
武・田上圏域	293	303	311	343
谷山北圏域	254	262	269	297
谷山中央圏域	230	237	244	269
谷山南圏域	207	213	219	242
伊敷台圏域	179	185	190	210
西伊敷圏域	175	181	186	205
吉野圏域	244	252	259	285
桜島圏域	30	31	32	35
吉田圏域	64	66	68	75
郡山圏域	46	47	49	54
松元圏域	67	69	71	78
喜入圏域	70	72	74	82
合計	2,761	2,847	2,928	3,228

(単位：人/年)

⑦ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

《日常生活圏域ごとのサービス見込量》

圏域名	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
中央圏域	-	-	-	-
上町圏域	209	209	209	257
鴨池北圏域	-	-	-	-
鴨池南圏域	-	-	-	-
城西圏域	-	-	-	-
武・田上圏域	209	209	209	257
谷山北圏域	-	-	-	-
谷山中央圏域	-	-	-	-
谷山南圏域	-	-	-	-
伊敷台圏域	-	-	-	-
西伊敷圏域	209	209	209	257
吉野圏域	398	398	398	488
桜島圏域	-	-	-	-
吉田圏域	303	303	303	373
郡山圏域	-	-	-	-
松元圏域	-	-	-	-
喜入圏域	303	303	303	373
合計	1,632	1,632	1,632	2,004

(単位：人/年)

⑨ 地域密着型通所介護

《日常生活圏域ごとのサービス見込量》

圏域名	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
中央圏域	25,310	25,534	25,896	31,951
上町圏域	24,548	24,767	25,118	30,992
鴨池北圏域	34,510	34,817	35,310	43,569
鴨池南圏域	35,738	36,056	36,567	45,120
城西圏域	37,184	37,515	38,046	46,945
武・田上圏域	51,208	51,665	52,396	64,651
谷山北圏域	44,347	44,742	45,376	55,989
谷山中央圏域	40,208	40,566	41,140	50,763
谷山南圏域	36,091	36,412	36,928	45,565
伊敷台圏域	31,282	31,561	32,008	39,494
西伊敷圏域	30,610	30,883	31,320	38,646
吉野圏域	42,579	42,959	43,567	53,757
桜島圏域	5,204	5,250	5,325	6,570
吉田圏域	11,224	11,324	11,484	14,170
郡山圏域	8,002	8,073	8,188	10,103
松元圏域	11,659	11,762	11,929	14,719
喜入圏域	12,226	12,335	12,510	15,436
合計	481,930	486,221	493,108	608,440

(単位：回/年)

③審査支払手数料
実績（令和3年度～令和5年度）

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
件数	830,434件	854,787件	805,824件
給付額	59,791,248円	61,544,664円	56,407,680円
平均単価	72円/件	72円/件	70円/件

※5年度は推計値

（注）給付額は、前年度剰余金還付前の額

サービス見込量及び給付費の見込み

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
件数	896,958件	904,383件	917,218件	1,059,210件
給付額	64,580,976円	65,115,576円	66,039,696円	76,263,120円

④特定入所者介護サービス等費の見込み

実績（令和3年度～令和5年度）

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
件数	40,961件	38,234件	38,044件
給付額	1,220,139,103円	1,028,140,629円	1,020,575,000円
平均単価	29,788円/件	26,891円/件	26,826円/件

※5年度は推計値

サービス見込量及び給付費の見込み

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
件数	38,807件	39,121件	39,657件	46,934件
給付額	1,286,800,000円	1,297,196,633円	1,314,974,017円	1,556,275,255円

6 その他（高額介護サービス等費、高額医療合算介護サービス等費、審査支払手数料、特定入所者介護サービス費等）のサービスにおけるサービス見込量及び給付費の見込みについて

【算出方法】

令和5年度までの実績をもとに直近の増加率、報酬改定を考慮して算出した。

①高額介護サービス等費給付額
実績（令和3年度～令和5年度）

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
件数	117,543件	116,859件	117,843件
給付額	1,402,367,758円	1,376,200,036円	1,467,685,000円
平均単価	11,931円/件	11,777円/件	12,455円/件

※5年度は推計値

サービス見込量及び給付費の見込み

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
件数	123,694件	127,540件	131,788件	149,224件
給付額	1,572,150,000円	1,621,030,979円	1,675,027,774円	1,896,643,095円

②高額医療合算介護サービス等費給付額

実績（令和3年度～令和5年度）

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
件数	6,774件	7,184件	7,103件
給付額	218,508,762円	226,046,656円	232,256,000円
平均単価	32,257円/件	31,465円/件	32,696円/件

※5年度は推計値

サービス見込量及び給付費の見込み

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
件数	7,317件	7,381件	7,486件	8,531件
給付額	239,058,000円	241,155,979円	244,578,417円	278,705,746円

7 介護予防・生活支援サービス事業の見込量及び事業費の見込み

サービス見込量

事業内容	単位	令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和22年度	
		見込	見込	見込	見込	見込	見込	見込	見込
訪問型サービス	人	29,120	30,296	31,551	35,578				
予防型	人	24,922	25,929	27,002	30,435				
生活支援型	人	420	437	455	529				
住民主体サービス	人	3,778	3,930	4,094	4,614				
通所型サービス	人	66,829	69,529	72,407	82,726				
予防型	人	28,219	29,359	30,575	35,709				
ミニデイ型	人	420	437	454	511				
運動型	人	38,190	39,733	41,378	46,506				
訪問型短期集中予防サービス	人	77	80	82	88				
訪問型個別支援	人	77	80	82	88				
短期集中予防サービス	人	0	0	0	0				
通所型短期集中予防サービス	人	0	0	0	0				
介護予防ケアマネジメント	人	32,331	33,637	35,030	39,864				
高額介護予防サービス費相当	件	1,199	1,247	1,299	1,479				
高額介護予防	件	999	1,039	1,082	1,232				
高額医療合算介護予防	件	200	208	217	247				
審査支払手数料	件	93,011	96,618	100,618	115,030				

事業費の見込み

事業内容	令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和22年度	
	見込	見込	見込	見込	見込	見込	見込	
訪問型サービス	453,900,334	472,238,554	491,789,266	568,150,210				
予防型	444,943,098	462,918,799	482,083,638	557,598,875				
生活支援型	3,874,236	4,030,755	4,197,628	4,686,335				
住民主体サービス	5,083,000	5,289,000	5,508,000	5,866,000				
通所型サービス	880,780,968	913,406,662	951,221,698	1,147,840,151				
予防型	753,042,673	783,465,597	815,901,073	984,944,103				
ミニデイ型	6,253,393	6,506,030	6,775,380	8,414,066				
運動型	121,484,902	123,435,035	128,545,245	154,481,982				
訪問型短期集中予防サービス	316,000	328,000	337,000	826,981				
訪問型個別支援	316,000	328,000	337,000	826,981				
短期集中予防サービス	0	0	0	0				
通所型短期集中予防サービス	0	0	0	0				
介護予防ケアマネジメント	147,311,000	153,261,000	166,054,000	189,743,000				
高額介護予防サービス費相当	6,171,000	6,421,000	6,688,000	25,187,000				
高額介護予防	2,313,000	2,407,000	2,507,000	4,766,983				
高額医療合算介護予防	3,858,000	4,014,000	4,181,000	20,419,171				
審査支払手数料	6,511,000	6,764,000	7,044,000	7,044,000				
一般事務費	165,000	165,000	165,000	165,000				
合計	1,495,155,302	1,552,584,216	1,623,298,964	1,938,956,342				

あなたとわくわく



マグマシティ

鹿児島市

第9期鹿児島市高齢者保健福祉・介護保険事業計画

発行：鹿児島市

編集：鹿児島市

(長寿支援課・介護保険課・長寿あんしん課
・認知症支援室・保健予防課)

〒892-8677 鹿児島市山下町11番1号

TEL 099-224-1111